

平成十七年法務省令第十八号

不動産登記規則

不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに同法及び同令の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、不動産登記法施行細則（明治三十二年司法省令第十一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 登記記録等

第一節 登記記録（第四条—第九条）

第二節 地図等（第十条—第十六条の二）

第三節 登記に関する帳簿（第十七条—第二十七条の八）

第四節 雑則（第二十八条—第三十三条）

第三章 登記手続

第一節 総則

第一款 通則（第三十四条—第四十条）

第二款 電子申請（第四十一条—第四十四条）

第三款 書面申請（第四十五条—第五十五条）

第四款 受付等（第五十六条—第六十条）

第五款 登記識別情報（第六十一条—第六十九条）

第六款 登記識別情報の提供がない場合の手続（第七十条—七十二条）

第七款 土地所在図等（第七十三条—第八十一条）

第二節 表示に関する登記

第一款 通則（第八十九条—第九十六条）

第二款 土地の表示に関する登記（第九十七—第一百十條）

第三款 建物の表示に関する登記（第一百十一—第一百四十五条）

第三節 権利に関する登記

第一款 通則（第一百四十六条—第一百五十六条）

第二款 所有権に関する登記（第一百五十七—第一百五十八條）

第三款の二 相続人申告登記等

第一目 通則（第一百五十八條の二—第一百五十八條の八）

第二目 相続人申告登記等

第三款 所有権に関する登記（第一百五十六—第一百五十八條の二）

第四款 通則（第一百五十八條の二—第一百五十八條の八）

第五款 筆界特定

第六款 総則（第二百六条）

第七款 筆界特定

第八款 筆界特定

第九款 筆界特定

第十款 筆界特定

第十一款 筆界特定

第十二款 筆界特定

第十三款 筆界特定

第十四款 筆界特定

第十五款 筆界特定

第十六款 筆界特定

第二目相続人申告登記（第一百五十八條の十九—第一百五十八條の二十）

第三目相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記（第一百五十八條の二十四—第一百五十八條の二十七）

第四目相続人申告登記の抹消（第一百五十八條の二十八—第一百五十八條の三十）

第二款の三ローマ字氏名の併記（第一百五十八條の三十一—第一百五十八條の三十三）

第二款の四旧氏の併記（第一百五十八條の三十四—第一百五十八條の三十七）

第三款 用益権に関する登記（第一百五十九條—第一百六十條）

第四款 担保権等に関する登記（第一百六十一条—第一百七十四條）

第五款 信託に関する登記（第一百七十五條—第一百七十七條）

第六款 仮登記（第一百七十八條—第一百八十一条）

第四節 補則

第一款 通知（第一百八十一条—第一百八十八條）

第二款 登録免許税（第一百八十九條—第一百九十条）

第三款 雑則（第一百九十一条—第一百九十二条）

第四章 登記事項の証明等

第一節 登記事項の証明等に関する請求（第一百九十三条—第一百九十五条）

第二節 登記事項の証明等の方法（第一百九十六条—第二百二条）

第三款 登記事項証明書等における代替措置

第一款 通則（第二百二条の二—第二百二条の九）

第二款 代替措置（第二百二条の十一—第二百二条の十五）

第三款 公示用住所の変更（第二百二条の十六）

第四節 手数料（第二百三条—第二百五条）

第五章 筆界特定

第一節 総則（第二百六条）

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請（第二百七条—第二百十三條）

第二款 筆界特定の申請の受付等（第二百十四條—第二百十七條）

第三款 意見又は資料の提出（第二百十八條—第二百二十一條）

第四款 意見聴取等の期日（第二百二十二條—第二百二十六條）

第五款 調査等の閲覧（第二百二十七條—第二百二十八條）

第三節 筆界特定（第二百二十九條—第二百三十二條）

第四節 筆界特定手続記録の保管（第二百三十三條—第二百三十七條）

第五節 筆界特定書等の写しの交付等（第二百三十八條—第二百四十一条）

第六節 雑則（第二百四十二条—第二百四十六條）

第六章 法定相続情報（第二百四十七條—第二百四十八條）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 順位番号 第四百四十七條第一項の規定により権利部に記録される番号をいう。

二 地図等 地図、建物所在図又は地図に準ずる図面をいう。

三 電子申請 不動産登記法（以下「法」という。）第十八條第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。

四 書面申請 法第十八條第二号の規定により申請の申請書を登記所に提出する方法による申請をいう。

五 申請書 申請情報を記載した書面をいい、法第十八條第二号の磁気ディスクを含む。

六 添付書面 添付情報を記載した書面をいい、不動産登記令（以下「令」という。）第十五條の添付情報を記録した磁気ディスクを含む。

七 土地所在図等 土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図をいう。

八 不動産番号 第九十條の規定により表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう。

九 不動産所在事項 不動産の所在する市、区、郡、町、村及び字（区分建物である建物にあっては、当該建物に属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村及び字）並びに土地にあっては地番、建物にあっては建物の所在する土地の地番（区分建物である建物にあっては、当該建物に属する一棟の建物の所在する土地の地番）及び家屋番号をいう。（登記の前後）

第二条 登記の前後は、登記記録の同一の区（第四条第四項の甲区又は乙区をいう。以下同じ。）にした登記相互間については順位番号、別の区にした登記相互間については受付番号による。

2 法第七十三條第一項に規定する権利に関する登記であつて、法第四十六條の規定により敷地権である旨の登記をした土地の敷地権についてされた登記としての効力を有するものと当該土地の登記記録の権利部にした登記との前後は、受付番号による。

（付記登記）

第三条 次に掲げる登記は、付記登記によつてするものとする。

一 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所に於ける変更の登記又は更正の登記

二 次に掲げる登記その他の法第六十六條に規定する場合における権利の変更の登記又は更正の登記

イ 債権の分割による抵当権の変更の登記

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八條の八第一項又は第二項（これらの規定を同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の合意の登記

ハ 民法第三百九十八條の十二第二項（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）に規定する根拠権又は根拠当権を分割して譲り渡す場合においてする極度額の減額による変更の登記

ニ 民法第三百九十八條の十四第一項ただし書（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の定め

三 法第七十六條の三第一項の規定による申出に関する登記

四 登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復

五 所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（処分の制限の登記を含む。）

六 所有権以外の権利の移転の登記

七 登記の目的である権利の消滅に関する定め
の登記
八 民法第三百九十三条（同法第三百六十一条
において準用する場合を含む。）の規定によ
る代位の登記
九 抵当証券交付又は抵当証券作成の登記
十 買戻しの特約の登記
第二章 登記記録等

第一節 登記記録

（登記簿の調製方法）

第三条の二 登記簿は、登記記録の記録に係る電
子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録
媒体をもって編製するものとする。
（登記記録の編成）

第四条 土地の登記記録の表題部は、別表一の第
一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げ
る欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するも
のとする。

2 建物（次項の建物を除く。）の登記記録の表
題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、
同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げ
る事項を記録するものとする。

3 区分建物である建物の登記記録の表題部は、
別表三の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第
一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を
記録するものとする。

4 権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には
所有権に関する登記の登記事項を記録するもの
とし、乙区には所有権以外の権利に関する登記
の登記事項を記録するものとする。

（移記又は転写）

第五条 登記官は、登記を移記し、又は転写する
ときは、法令に別段の定めがある場合を除き、
現に効力を有する登記のみを移記し、又は転写
しなければならない。

2 登記官は、登記を移記し、又は転写したとき
は、その年月日を新たに記録した登記の末尾に
記録しなければならない。

3 登記官は、登記を移記したときは、移記前の
登記記録を閉鎖しなければならない。

（記録事項過多による移記）

第六条 登記官は、登記記録に記録されている事
項が過多となったことその他の事由により取扱
いが不便となったときは、登記を移記すること
ができる。この場合には、表示に関する登記及
び所有権の登記であって現に効力を有しないも
の移記することができる。

（登記官の識別番号の記録）
第七条 登記官は、登記記録に登記事項を記録
し、若しくは登記事項を抹消する記号を記録す
るとき又は登記を転写し、若しくは移記する
ときは、登記官の識別番号を記録しなければ
ならない。共同担保目録又は信託目録に記録す
べき事項を記録し、又は既に記録された事項を抹消
する記号を記録する場合についても、同様とす
る。（登記記録の閉鎖）

第八条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、
閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記
録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げ
る登記事項を除く。）を抹消する記号を記録す
るほか、登記官の識別番号を記録しなければ
ならない。

（副登記記録）
第九条 法務大臣は、登記記録に記録されている
事項（共同担保目録及び信託目録に記録されて
いる事項を含む。）と同一の事項を記録する副
登記記録を調製するものとする。

2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつ
て登記の事務を行うことができないときは、前
項の副登記記録によつてこれを行うことができ
る。この場合において、副登記記録に記録した
事項は、登記簿に記録した事項とみなす。

3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつ
て登記の事務を行うことができるようになった
ときは、直ちに、前項の規定により副登記記録
に記録した事項を登記記録に記録しなければ
ならない。

（地図）
第二節 地図等

第十条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ご
とに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成
するものとする。ただし、地番区域の全部又は
一部とこれに接続する区域を一体として地図を
作成することを相当とする特段の事由がある場
合には、当該接続する区域を含めて地図を作成
することができる。

2 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあつ
ては、当該各号に定める縮尺によるものとする。
ただし、土地の状況その他の事情により、
当該縮尺によることが適当でない場合は、この
限りでない。

一 市街地地域（主に宅地が占める地域及びそ
の周辺の地域をいう。以下同じ。）二百五十
分の一又は五百分の一

二 村落・農耕地域（主に田、畑又は塩田が占
める地域及びその周辺の地域をいう。以下同
じ。）五百分の一又は千分の一

三 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野
が占める地域及びその周辺の地域をいう。以
下同じ。）千分の一又は二千五百分の一

4 地図を作成するための測量は、測量法（昭和
二十四年法律第八十八号）第二章の規定によ
る基本測量の成果である三角点及び電子基準
点、国土調査法（昭和二十六年法律第八十八
号）第十九条第一項の規定により認証され、若
しくは同条第五項の規定により指定された基準
点又はこれらと同等以上の精度を有すると認め
られる基準点（以下「基本三角点等」と総称す
る。）を基礎として行うものとする。

4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測
定における誤差の限度は、次によるものとし
る。

一 市街地地域については、国土調査法施行令
（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に
掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）
甲二まで

二 村落・農耕地域については、精度区分乙一
まで

三 山林・原野地域については、精度区分乙三
まで

5 国土調査法第二十条第一項の規定により登記
所に送付された地籍図の写しは、同条第二項又
は第三項の規定による登記が完了した後、地
図として備え付けるものとする。ただし、地図
として備え付けることを不適当とする特別の事
情がある場合は、この限りでない。

6 前項の規定は、土地改良登記令（昭和二十
六年政令第四百十六号）第五十条第三号又は
土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百
一十一号）第四条第二項第三号の土地の全部に
ついての所在図その他これらに準ずる図面につ
いて準用する。

（建物所在図）
第十一条 建物所在図は、地図及び建物図面を用
いて作成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発
法等による不動産登記に関する政令（昭和四十
一年政令第三百三十号）第六条第二項（同令第十
一条から第十三条までにおいて準用する場合を
含む。）の建物の全部についての所在図その他
これに準ずる図面は、これを建物所在図として

備え付けるものとする。ただし、建物所在図と
して備え付けることを不適当とする特別の事情
がある場合は、この限りでない。

（地図等の閉鎖）
第十二条 登記官は、新たな地図を備え付けた場
合において、従前の地図があるときは、当該従
前の地図の全部又は一部を閉鎖しなければならない。
地図を電磁的記録に記録したときも、同
様とする。

2 登記官は、前項の規定により地図を閉鎖する
場合には、当該地図に閉鎖の事由及びその年月
日を記録するほか、当該地図が、電磁的記録に
記録されている地図であるときは登記官の識別
番号を記録し、その他の地図であるときは登記
官印を押印しなければならない。

3 登記官は、従前の地図の一部を閉鎖したとき
は、当該閉鎖した部分と他の部分とを判然区別
することができる措置を講じなければならない。

4 前三項の規定は、地図に準ずる図面及び建物
所在図について準用する。

（地図の記録事項）
第十三条 地図には、次に掲げる事項を記録する
ものとする。

一 地番区域の名称

二 地図の番号（当該地図が複数の図郭にまた
がって作成されている場合には、当該各図郭
の番号）

三 縮尺

四 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規
定する平面直角座標系の番号又は記号

五 図郭線及びその座標値

六 各土地の区画及び地番

七 基本三角点等の位置

八 精度区分

九 隣接図郭との関係

十 作成年月日

2 電磁的記録に記録する地図にあつては、前項
各号に掲げるもののほか、各筆界点の座標値を
記録するものとする。

（建物所在図の記録事項）
第十四条 建物所在図には、次に掲げる事項を記
録するものとする。

一 地番区域の名称

二 建物所在図の番号

三 縮尺

四 各建物の位置及び家屋番号（区分建物にあつては、当該区分建物が属する一棟の建物の位置）

五 第十五条第二項の建物所在図にあつては、その作成年月日

（地図及び建物所在図の番号）

第十五条 登記官は、地図に記録された土地の登記記録の表題部には第十三条第一項第二号の地図の番号（同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号）を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第二号の番号を記録しなければならない。

（地図等の副記録）

第十五条之二 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができないう場合について準用する。

（地図等の訂正）

第十六条 地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるときは、当該土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人は、その訂正の申出をすることができる。地図に準ずる図面に表示された土地の位置、形状又は地番に誤りがあるときも、同様とする。

2 前項の申出をする場合において、当該土地の登記記録の地積に錯誤があるときは、同項の申出は、地積に関する更正の登記の申請と併せてしなければならない。

3 第一項の申出は、次に掲げる事項を内容とする情報（以下「地図訂正申出情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所
二 申出人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 申出人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨

五 申出に係る訂正の内容

4 第一項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して地図訂正申出情報を登記所に提供する方法

二 地図訂正申出情報を記載した書面（地図訂正申出情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を登記所に提出する方法

5 第一項の申出をする場合には、地図訂正申出情報と併せて次に掲げる情報を提供しなければならない。

一 地図又は地図に準ずる図面に表示された土地の区画若しくは位置若しくは形状又は地番に誤りがあることを証する情報

二 地図又は地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置若しくは形状に誤りがあるときは、土地所在図又は地積測量図

三 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人が申出をするときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むもの）と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第二項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。都府

二百二条の四第六項第一号、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む）、第二百二条の十四第四項第一号及び第二百二条の十五第四項第一号を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

6 令第四条本文、第七条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の申出をする場合について準用する。

7 第三十六條第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第三十七條の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ準用する。

8 令第十条から第十四条までの規定は、第四項第一号の方法により第一項の申出をする場合について準用する。

9 第四十一条及び第四十四条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定

は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について準用する。

10 令第十五条、第十六条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定は第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について、令第十六条第五項の規定は第四項第二号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、令第十六条第一項及び第十八条第一項中「記名押印しなければならない」とあるのは、「署名し、又は記名押印しなければならない」と読み替えるものとする。

11 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は第四項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について、第五十一条の規定は第四項第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第十項において準用する令第十六条第五項」と読み替えるものとする。

12 登記官は、申出に係る事項を調査した結果、地図又は地図に準ずる図面を訂正する必要があると認めるときは、地図又は地図に準ずる図面を訂正しなければならない。

13 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、第一項の申出を却下しなければならない。

一 申出に係る土地の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

三 地図訂正申出情報又はその提供の方法がこの省令の規定により定められた方式に適合しないとき。

四 この省令の規定により地図訂正申出情報と併せて提供しなければならないものとされて

いる情報が提供されないとき。

五 申出に係る事項を調査した結果、地図又は地図に準ずる図面に誤りがあると認められないとき。

六 地図又は地図に準ずる図面を訂正することによって申出に係る土地以外の土地の区画又は位置若しくは形状を訂正すべきこととなる

とき。

14 第三十八条及び第三十九条の規定は、第一項の申出について準用する。

15 登記官は、地図等に誤りがあると認めるときは、職権で、その訂正をすることができる。（行政区画の変更等）

第十六条之二 第九十二条の規定は、地図等について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第三節 登記に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第十七条 登記官は、電子申請において提供された申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類（これらの情報について行われた電子署名及び電子証明書を検証した結果の記録を含む。）を登記所の管理する電磁的記録に記録して保存するものとする。

2 登記官は、書面申請において提出された申請書及びその添付書面その他の登記簿の附属書類を、第十九条から第二十一条までの規定に従い、次条第二号から第五号までに掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

第十八条 登記所（第十四号及び第十五号の帳簿にあつては、法務局又は地方法務局に限る。）には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一 受付帳

二 申請書類つづり込み帳

三 土地図面つづり込み帳

四 地役権図面つづり込み帳

五 建物図面つづり込み帳

六 職権表示登記等事件簿

七 職権表示登記等書類つづり込み帳

八 決定原本つづり込み帳

九 審査請求書類等つづり込み帳

十 各種通知簿

十一 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳

十二 請求書類つづり込み帳
十二之二 申出立件事件簿
十二之三 申出立件関係書類つづり込み帳
十二之四 申出立件事務日記帳
十二之五 代替措置等申出書写しつづり込み帳
十三 筆界特定書つづり込み帳
十四 筆界特定受付等記録簿
十五 筆界特定事務日記帳
十六 筆界特定関係簿

- 十七 筆界特定関係事務日記帳
 - 十八 閉鎖土地図面つづり込み帳
 - 十九 閉鎖地役権図面つづり込み帳
 - 二十 閉鎖建物図面つづり込み帳
 - 二十一 登記簿保存簿
 - 二十二 登記関係帳簿保存簿
 - 二十三 地図保存簿
 - 二十四 建物所在図保存簿
 - 二十五 登記識別情報通知書交付簿
 - 二十六 登記事務日記帳
 - 二十七 登記事項証明書等用紙管理簿
 - 二十八 登録免許税関係書類つづり込み帳
 - 二十九 再使用証明申出書類つづり込み帳
 - 三十 不正登記防止申出書類つづり込み帳
 - 三十一 土地価格通知書つづり込み帳
 - 三十二 建物価格通知書つづり込み帳
 - 三十三 諸表つづり込み帳
 - 三十四 雑書つづり込み帳
 - 三十五 法定相続情報一覧図つづり込み帳
- (受付帳)
- 第十八条の二 受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。
- 2 受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。
- (申請書類つづり込み帳)
- 第十九条 申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類(申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものを含み、この省令の規定により第十八条第三号から第五号まで及び第七号の帳簿に「つづり込むものを除く」)をつづり込むものとする。
- (土地図面つづり込み帳等)
- 第二十条 土地図面つづり込み帳には、土地所在図及び地積測量図(これらのものが書面である場合に限る)をつづり込むものとする。
- 2 第十七条第二項の規定にかかわらず、登記官は、前項の土地所在図及び地積測量図を同条第一項の電磁的記録に記録して保存することができ。
- 3 登記官は、前項の規定により土地所在図及び地積測量図を電磁的記録に記録して保存したときは、第一項の土地所在図及び地積測量図を申請書類つづり込み帳に「つづり込むものとする」。
- 4 閉鎖土地図面つづり込み帳には、第八十五条第二項の規定により閉鎖した第一項の土地所在図及び地積測量図をつづり込むものとする。

- (地役権図面つづり込み帳等)
- 第二十一条 地役権図面つづり込み帳には、地役権図面(書面である場合に限る)をつづり込むものとする。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地役権図面について準用する。
- 3 閉鎖地役権図面つづり込み帳には、第八十七条第一項の規定により閉鎖した第一項の地役権図面をつづり込むものとする。
- (建物図面つづり込み帳等)
- 第二十二条 建物図面つづり込み帳には、建物図面及び各階平面図(これらのものが書面である場合に限る)をつづり込むものとする。
- 2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の建物図面及び各階平面図について準用する。
- 3 閉鎖建物図面つづり込み帳には、第八十五条第二項の規定により閉鎖した第一項の建物図面及び各階平面図をつづり込むものとする。
- (職権表示登記等書類つづり込み帳)
- 第二十三条 職権表示登記等書類つづり込み帳には、職権による表示に関する登記及び地図その他の図面の訂正に関する書類を立件の際に付した番号(以下「立件番号」という)の順序に従ってつづり込むものとする。
- 2 決定原本つづり込み帳
- 第二十四条 決定原本つづり込み帳には、申請又は申出を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。
- (審査請求書類等つづり込み帳)
- 第二十五条 審査請求書類等つづり込み帳には、審査請求書その他の審査請求事件に関する書類をつづり込むものとする。
- (登記識別情報失効申出書類つづり込み帳)
- 第二十六条 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳には、登記識別情報の失効の申出に関する書類をつづり込むものとする。
- 2 登記識別情報の失効の申出が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該申出に係る情報の内容を書面に出力したものを登記識別情報失効申出書類つづり込み帳に「つづり込むものとする」。
- (請求書類つづり込み帳)
- 第二十七条 請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。
- 一 登記事項証明書の交付の請求
 - 二 登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面(以下「登記事項要約書」という)の交付の請求
 - 三 地図等の全部又は一部の写し(地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付の請求
 - 四 地図等の閲覧の請求
 - 五 土地所在図等の全部又は一部の写し(土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付の請求
 - 六 登記簿の附属書類の閲覧の請求
 - 七 登記識別情報に関する証明の請求
 - 八 筆界特定書等の全部又は一部の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付の請求
 - 九 筆界特定手続記録の閲覧の請求
- 2 前項各号に掲げる請求が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該請求に係る情報の内容を書面に出力したものを請求書類つづり込み帳に「つづり込むものとする」。
- (申出立件事件簿等)
- 第二十七条の二 申出立件事件簿には、代替措置等申出(第二百二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ)又は代替措置申出の撤回(第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ)の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。
- 2 申出立件事件簿は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。
- 3 申出立件関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。
- 4 申出立件事務日記帳には、申出立件事件簿に記録しない代替措置等申出に関する事務又は代替措置申出の撤回に関する事務に係る書類の発送及び受領に関する事項を記録するものとする。
- (代替措置等申出書写しつづり込み帳)
- 第二十七条の三 代替措置等申出書写しつづり込み帳には、第二百二条の十二第二項(第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む)の規定により送付を受けた書類をつづり込むものとする。
- (筆界特定書つづり込み帳等)
- 第二十七条の四 筆界特定書つづり込み帳には、筆界特定書(筆界特定書が電磁的記録をもって

- 作成されているときは、その内容を書面に出力したもの)及び第二百三十三条第二段又は第三項後段の規定により送付された筆界特定書の写し(筆界特定書が電磁的記録をもって作成されているときは、その内容を書面に出力したもの)をつづり込むものとする。
 - 2 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。
 - 一 筆界特定受付等記録簿 筆界特定の申請の受付の年月日その他の必要な事項
 - 二 筆界特定事務日記帳 筆界特定受付等記録簿に記録しない筆界特定の事務に係る書類の発送及び受領に関する事項
 - 三 筆界特定関係簿 対象土地の所在地を管轄する登記所における筆界特定申請書の提出の年月日その他の必要な事項
 - 四 筆界特定関係事務日記帳 前号の登記所における筆界特定関係簿に記録しない筆界特定の事務に係る書類の発送及び受領に関する事項
- (登記簿保存簿等)
- 第二十七条の五 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。
- 一 登記簿保存簿 登記記録の保存状況
 - 二 登記関係帳簿保存簿 登記簿を除く一切の登記関係帳簿の保存状況
 - 三 地図保存簿又は建物所在図保存簿 地図等(閉鎖したものを含む)の保存状況
 - 四 登記識別情報通知書交付簿 登記識別情報を記載した書面を交付する方法により登記識別情報を通知した旨その他の必要な事項
 - 五 登記事務日記帳 受付帳その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項
 - 六 登記事項証明書等用紙管理簿 登記事項証明書、地図等の写し、土地所在図等の写し及び登記識別情報を記載した書面の作成に使用する用紙の管理に関する事項
- (登録免許税関係書類つづり込み帳等)
- 第二十七条の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。
- 一 登録免許税関係書類つづり込み帳 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十八条第一項及び第三十一条第一項の通知に関する書類、同条第二項及び第六項の請求に関する書類並びに同条第五項の申出に関する書類

二 再使用証明申出書類つづり込み帳 登録免許税法第三十一条第三項の申出に関する書類
 三 不正登記防止申出書類つづり込み帳 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）からのそれらの者に成りすました者が登記の申請をしている旨又はそのおそれがある旨の申出に関する書類
 四 土地価格通知書つづり込み帳又は建物価格通知書つづり込み帳 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十二条の三の通知に関する書類
 五 諸表つづり込み帳 登記事件及び登記以外の事件に関する各種の統計表
 六 雑書つづり込み帳 第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十号、第十二号、第十二号の三、第十二号の五、第十三号、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

（土地所在図等の副記録）
第二十七条の七 法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。
 2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができないう場合について準用する。

（法定相続情報一覧図つづり込み帳）
第二十七条の八 法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むものとする。
第四節 雑則
第二十八條 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。
 一 登記記録（閉鎖登記記録（閉鎖した登記記録をいう。以下同じ。）を除く。） 永久
 二 地図及び地図に準ずる図面（閉鎖したものを含む。） 永久
 三 建物所在図（閉鎖したものを含む。） 永久
 四 土地に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日から五十年間
 五 建物に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日から三十年間
 六 共同担保目録 当該共同担保目録に記録されていすすべての事項を抹消した日から十年間

七 信託目録 信託の登記の抹消をした日から二十年間
 八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年から十年間（登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳にあっては、受付の年の翌年から一年間）
 九 表示に関する登記の申請情報及びその添付情報（申請情報及びその添付情報以外の情報であって申請書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載されたものを含む。次号において同じ。） 受付の日から三十年間（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあつては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間）
 十 権利に関する登記の申請情報及びその添付情報 受付の日から三十年間（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものにあつては、電磁的記録に記録して保存した日から三十年間）
 十一 職権表示登記等事件簿に記載された情報 立件の日から五年間
 十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から三十年間
 十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（第二十条第三項（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。） 永久（閉鎖したものは、閉鎖した日から三十年間）
 十四 地役権図面（第二十一条第二項において準用する第二十条第三項の規定により申請書類つづり込み帳につづり込まれたものを除く。） 閉鎖した日から三十年間
 十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 申請又は申出を却下した決定又は審査請求の受付の年の翌年から五年間
 十六 各種通知簿に記載された情報 通知の年の翌年から一年間
 十七 登記識別情報の失効の申出に関する情報 当該申出の受付の日から十年間
 十八 請求書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 受付の日から一年間

十九 申出立件事件簿に記載された情報 立件の日から五年間
 二十 申出立件関係書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 立件の日から五年間
 二十一 代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報 送付を受けた日から五年間

（登記記録の滅失等）
第三十条 登記官は、登記記録又は地図等が滅失したときは、速やかに、その状況を調査し、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。
 2 前項の規定は、相当の調査をし、法務大臣に対し、意見を述べなければならない。
 3 前二項の規定は、登記記録、地図等又は登記簿の附属書類が滅失するおそれがあるときに準用する。
（持出禁止）
第三十一条 登記簿、地図等及び登記簿の附属書類は、事変を避けるためになる場合を除き、登記所の外に持ち出してはならない。

（管轄転属による登記記録等の移送）
第三十二条 不動産の所在地が甲登記所の管轄から乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所の登記官は、当該不動産の登記記録（共同担保目録及び信託目録を含む。次項において同じ。）並びに地図等及び登記簿の附属書類（電磁的記録に記録されている地図等及び登記簿の附属書類を含む。）を乙登記所に移送するものとする。
 2 前項の場合において、甲登記所の登記官は、移送した登記記録並びに電磁的記録に記録されている地図等及び土地所在図等を閉鎖するものとする。
第三十三条 前条第一項の規定により乙登記所が共同担保目録の移送を受けたときは、乙登記所の登記官は、必要に応じ、当該共同担保目録の記号及び目録番号を改め、かつ、移送を受けた登記記録の乙区の従前の共同担保目録の記号及び目録番号を新たに付した記号及び目録番号に変更するものとする。
 2 前項の規定は、信託目録について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは「目録番号」と、「乙区」とあるのは「相当区」と読み替えるものとする。
 3 第一項の規定は、地役権図面について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは、「番号」と読み替えるものとする。

（管轄転属による登記記録等の移送）
第三十二条 不動産の所在地が甲登記所の管轄から乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所の登記官は、当該不動産の登記記録（共同担保目録及び信託目録を含む。次項において同じ。）並びに地図等及び登記簿の附属書類（電磁的記録に記録されている地図等及び登記簿の附属書類を含む。）を乙登記所に移送するものとする。
 2 前項の場合において、甲登記所の登記官は、移送した登記記録並びに電磁的記録に記録されている地図等及び土地所在図等を閉鎖するものとする。
第三十三条 前条第一項の規定により乙登記所が共同担保目録の移送を受けたときは、乙登記所の登記官は、必要に応じ、当該共同担保目録の記号及び目録番号を改め、かつ、移送を受けた登記記録の乙区の従前の共同担保目録の記号及び目録番号を新たに付した記号及び目録番号に変更するものとする。
 2 前項の規定は、信託目録について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは「目録番号」と、「乙区」とあるのは「相当区」と読み替えるものとする。
 3 第一項の規定は、地役権図面について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは、「番号」と読み替えるものとする。

（管轄転属による登記記録等の移送）
第三十二条 不動産の所在地が甲登記所の管轄から乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所の登記官は、当該不動産の登記記録（共同担保目録及び信託目録を含む。次項において同じ。）並びに地図等及び登記簿の附属書類（電磁的記録に記録されている地図等及び登記簿の附属書類を含む。）を乙登記所に移送するものとする。
 2 前項の場合において、甲登記所の登記官は、移送した登記記録並びに電磁的記録に記録されている地図等及び土地所在図等を閉鎖するものとする。
第三十三条 前条第一項の規定により乙登記所が共同担保目録の移送を受けたときは、乙登記所の登記官は、必要に応じ、当該共同担保目録の記号及び目録番号を改め、かつ、移送を受けた登記記録の乙区の従前の共同担保目録の記号及び目録番号を新たに付した記号及び目録番号に変更するものとする。
 2 前項の規定は、信託目録について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは「目録番号」と、「乙区」とあるのは「相当区」と読み替えるものとする。
 3 第一項の規定は、地役権図面について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは、「番号」と読み替えるものとする。

（管轄転属による登記記録等の移送）
第三十二条 不動産の所在地が甲登記所の管轄から乙登記所の管轄に転属したときは、甲登記所の登記官は、当該不動産の登記記録（共同担保目録及び信託目録を含む。次項において同じ。）並びに地図等及び登記簿の附属書類（電磁的記録に記録されている地図等及び登記簿の附属書類を含む。）を乙登記所に移送するものとする。
 2 前項の場合において、甲登記所の登記官は、移送した登記記録並びに電磁的記録に記録されている地図等及び土地所在図等を閉鎖するものとする。
第三十三条 前条第一項の規定により乙登記所が共同担保目録の移送を受けたときは、乙登記所の登記官は、必要に応じ、当該共同担保目録の記号及び目録番号を改め、かつ、移送を受けた登記記録の乙区の従前の共同担保目録の記号及び目録番号を新たに付した記号及び目録番号に変更するものとする。
 2 前項の規定は、信託目録について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは「目録番号」と、「乙区」とあるのは「相当区」と読み替えるものとする。
 3 第一項の規定は、地役権図面について準用する。この場合において、同項中「記号及び目録番号」とあるのは、「番号」と読み替えるものとする。

第三章 登記手続

第一節 総則

第一款 通則

第三十四条 登記の申請においては、次に掲げる事項を申請情報の内容とするものとする。

- 一 申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先
- 二 分筆の登記の申請においては、第七十八条の符号
- 三 建物の分割の登記又は建物の区分の登記の申請においては、第八十四条の符号
- 四 附属建物があるときは、主である建物及び附属建物の別並びに第十二条第二項の符号
- 五 敷地権付き区分建物であるときは、第一百八条第一号イの符号
- 六 添付情報の表示
- 七 申請の年月日
- 八 登記所の表示

2 令第六条第一項に規定する不動産識別事項は、不動産番号とする。

3 令第六条の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に定める事項が申請を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産に係る場合には、当該不動産の不動産番号と併せて当該申請を受ける登記所以外の登記所の表示を申請情報の内容としたときに限り、適用する。

4 令第六条第一項第一号又は第二号の規定にかかわらず、不動産の表題登記を申請する場合、法第七十四条第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない不動産について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない不動産について所有権の処分制限の登記を嘱託する場合には、令第三条第七号又は第八号に掲げる事項を申請情報の内容としなければならない。

(一の申請情報によって申請することができる場合)

第三十五条 令第四条ただし書の法務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 土地の一部を分筆して、これを他の土地に合筆しようとする場合において、分筆の登記及び合筆の登記の申請をするとき
- 二 甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附属建物としようとする場合において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記の申請をするとき

三 甲建物の登記記録から甲建物の附属建物(区分建物に限る。)を分割して、これを乙建物又は乙建物の附属建物に合併しようとする場合(乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物の附属建物と接続する区分建物である場合に限る。)において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記の申請をするとき

四 甲建物を区分して、その一部を乙建物の附属建物としようとする場合において、建物の区分の登記及び建物の合併の登記の申請をするとき

五 甲建物を区分して、その一部を乙建物又は乙建物の附属建物に合併しようとする場合(乙建物又は乙建物の附属建物が当該一部と接続する区分建物である場合に限る。)において、建物の区分の登記及び建物の合併の登記の申請をするとき

六 同一の不動産について申請する二以上の登記が、いずれも不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記であるとき

七 同一の不動産について申請する二以上の登記が、不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記及び土地の分筆の登記若しくは合筆の登記又は建物の分割の登記、建物の区分の登記若しくは建物の合併の登記であるとき

八 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について申請する二以上の登記が、いずれも同一の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記であるとき

九 同一の不動産について申請する二以上の権利に関する登記(前号の登記を除く。)の登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるとき

十 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記が、同一の債権を担保する先取特権、質権又は抵当権(以下「担保権」と総称する。)に関する登記であつて、登記の目的が同一であるとき

第三十六条 令第七条第一項第一号の法務省令で定める場合は、申請人が同号イに規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書(商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項、第二百九条第三項及び第四項並びに第二百四十三条第二項において同じ。)を提供して登記の申請をするものである場合とする。

第一項(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する登記事項証明書をいう。以下この項及び次項、第二百九条第三項及び第四項並びに第二百四十三条第二項において同じ。)を提供して登記の申請をするものである場合とする。

一 次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二 支配人等(支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。以下同じ。)によつて登記の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

2 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。

3 令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。

4 令第九条の法務省令で定める情報は、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。)又は会社法人等番号(商業登記法第七条(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)とする。ただし、住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する情報を提供しなればならないものとされている場合にあつては、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができることとなるものに限る。

第三十七条 同一の登記所に対して同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付情報があるときは、当該添付情報は、一の申請の申請情報と併せて提供することとする。

第三十七條の二 法人である代理人によつて登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第三十七條の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その

相続人(第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覽図の写しをいう。以下この条及び第五十八條の二十において同じ。)を提供したときは、当該法定相続情報一覽図の写し又は当該法定相続情報一覽図の提供をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報(第二百四十七條第一項に規定する法定相続情報をいう。次項及び第五十八條の二十において同じ。)を確認することができる。

2 表題部所有者の相続人が所有権の保存の登記の申請をする場合又は登記名義人の相続人が相続による権利の移転の登記の申請をする場合において、当該相続人の住所が記載された法定相続情報一覽図の写し又は法定相続情報番号(法定相続情報一覽図に当該相続人の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。)を提供したときは、当該法定相続情報一覽図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもつて、登記名義人となる者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報を確認することができる。

第三十八條 登記官は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとする。ただし、代理人によつて申請がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りる。

(申請の却下)

第三十八條 登記官は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとする。ただし、代理人によつて申請がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りる。

2 前項の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

3 登記官は、書面申請がされた場合において、申請を却下したときは、添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

第三十七條の二 法人である代理人によつて登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第三十七條の三 表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その

相続人(第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覽図の写しをいう。以下この条及び第五十八條の二十において同じ。)を提供したときは、当該法定相続情報一覽図の写し又は当該法定相続情報一覽図の提供をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報(第二百四十七條第一項に規定する法定相続情報をいう。次項及び第五十八條の二十において同じ。)を確認することができる。

2 表題部所有者の相続人が所有権の保存の登記の申請をする場合又は登記名義人の相続人が相続による権利の移転の登記の申請をする場合において、当該相続人の住所が記載された法定相続情報一覽図の写し又は法定相続情報番号(法定相続情報一覽図に当該相続人の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。)を提供したときは、当該法定相続情報一覽図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもつて、登記名義人となる者の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報を確認することができる。

第三十八條 登記官は、申請を却下するときは、決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとする。ただし、代理人によつて申請がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りる。

第三十九條 申請の取下げは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてしなければならない。

- 一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨の情報を登記所に提供する
二 書面申請 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法
三 申請の取下げは、登記完了後は、することができない。

第四十條 法第六條第三項の規定に従つて登記の申請がされた場合において、他の登記所が同条第二項の登記所に指定されたときは、登記の申請を受けた登記所の登記官は、当該指定がされた他の登記所に当該申請に係る事件を移送するものとする。

2 登記官は、前項の規定により事件を移送したときは、申請人に対し、その旨を通知するものとする。
3 法第六條第二項の登記所に指定された登記所の登記官は、当該指定に係る不動産について登記を完了したときは、速やかに、その旨を他の登記所に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた登記所の登記官は、適宜の様式の帳簿にその通知事項を記入するものとする。
第二款 電子申請
(電子申請の方法)
第四十一條 電子申請における申請情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。令第十條の規定により申請情報と併せて送信すべき添付情報についても、同様とする。

第四十二條 令第十二條第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録することができる情報に、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X五七三一一八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

(電子証明書)
第四十三條 令第十四條の法務省令で定める電子証明書は、第四十七條第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人(委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九條第一項第一号及び第二号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあつては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書書を取得することができない場合に限る。

- 一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三條第一項の規定に基づき作成された署名用電子証明書
二 電子署名を行った者が商業登記法第十二條の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三條の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第八條に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四條第一号に規定する電子証明書という。)その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定めるもの
四 官庁又は公署が囑託する場合にあつては、官庁又は公署が作成した電子証明書であつて、登記官が電子署名を行った者を確認することができるもの

2 前項本文に規定する場合以外の場合にあつては、令第十四條の法務省令で定める電子証明書は、同項各号に掲げる電子証明書又はこれに準ずる電子証明書として法務大臣の定めるものとする。
(住所証明情報の省略等)
第四十四條 電子申請の申請人がその者の前条第一項第一号に掲げる電子証明書を提出したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該申請人の現在の住所を証する情報の提供に代えることができる。

2 電子申請の申請人がその者の前条第一項第二号に掲げる電子証明書を提出したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該申請人の会社法人等番号の提供に代えることができる。
3 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記官が確認することができる代理権限を証する情報について準用する。
第三款 書面申請
(申請書等の文字)
第四十五條 申請書(申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下この款(第五十三條を除く。)において同じ。)その他の登記に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならぬ。
2 前項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにし、かつ、当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分に押印しなければならぬ。この場合において、訂正又は削除した文字は、なお読むことができるようにしておくなければならない。
(契印等)
第四十六條 申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。
2 前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上ある場合は、その一人がすれば足りる。ただし、登記権利者及び登記義務者が共同して登記の申請をするときは、登記権利者又はその代表者若しくはその代理人及び登記義務者又はその代表者若しくはその代理人の各一人がしなければならない。
3 令別表の六十五の項添付情報欄に掲げる信託目録に記載すべき情報を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載し、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
(申請書に記名押印を要しない場合)
第四十七條 令第十六條第一項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 委任による代理人が申請書に署名した場合
二 申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前号に掲げる場合を除く。)
イ 所有権の登記名義人(所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。)であつて、次に掲げる登記を申請するもの
(1) 当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除く。)
(2) 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記
(3) 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消
(4) 信託法(平成十八年法律第八号)第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記
(5) 仮登記の抹消(法第百十條前段の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。)
(6) 合筆の登記、合体による登記等又は建物の合併の登記
ロ 所有権の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記又は更正の登記を申請するもの
ハ 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記を申請するもの
ニ 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が信託法第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記を申請するもの
ホ 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人
(申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合)
第四十八條 令第十六條第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前号に掲げる場合を除く。)
イ 所有権の登記名義人(所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。)であつて、次に掲げる登記を申請するもの
(1) 当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除く。)
(2) 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記
(3) 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消
(4) 信託法(平成十八年法律第八号)第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記
(5) 仮登記の抹消(法第百十條前段の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。)
(6) 合筆の登記、合体による登記等又は建物の合併の登記
ロ 所有権の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記又は更正の登記を申請するもの
ハ 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記を申請するもの
ニ 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が信託法第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記を申請するもの
ホ 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人
(申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合)
第四十八條 令第十六條第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前号に掲げる場合を除く。)
イ 所有権の登記名義人(所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。)であつて、次に掲げる登記を申請するもの
(1) 当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除く。)
(2) 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記
(3) 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消
(4) 信託法(平成十八年法律第八号)第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記
(5) 仮登記の抹消(法第百十條前段の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。)
(6) 合筆の登記、合体による登記等又は建物の合併の登記
ロ 所有権の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記又は更正の登記を申請するもの
ハ 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記を申請するもの
ニ 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二條ただし書の規定により登記識別情報を提供することなく当該登記名義人が信託法第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記を申請するもの
ホ 法第二十一條本文の規定により登記識別情報の通知を受けることとなる申請人
(申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合)
第四十八條 令第十六條第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号が申請情報内容としたとき、ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。

二 申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

三 裁判所によって選任された者がその職務上行う申請の申請書に押印した印鑑に関する証明書であつて、裁判所書記官が最高裁判所規則で定めるところにより作成したものが添付されている場合

四 申請人が前条第三号ホに掲げる者に該当する場合（同号イ（6）に掲げる者に該当する場合を除く。）

五 申請人が前条第三号イからニまでに掲げる者のいずれにも該当しない場合（前号に掲げる場合を除く。）

（委任状への記名押印等の特例）

第四十九条 令第十八条第一項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面（以下「委任状」という。）について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

二 申請人が第四十七条第三号イからホまでに掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任状に署名した場合

三 復代理人によって申請する場合における代理人（委任による代理人に限る。）が復代理人の権限を証する書面に署名した場合

四 令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号が申請情報内容としたとき、ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。

二 申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印した委任状について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

三 裁判所によって選任された者がその職務上行う申請の委任状に押印した印鑑に関する証明書であつて、裁判所書記官が最高裁判所規則で定めるところにより作成したものが添付されている場合

四 前条第一項第四号及び第五号に掲げる場合

五 復代理人によって申請する場合における代理人（委任による代理人に限る。）が復代理人の権限を証する書面に記名押印した場合（承諾書への記名押印等の特例）

第五十条 令第十九条第一項の法務省令で定める場合は、同意又は承諾を証する情報に記載した書面の作成者が署名した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合とする。

2 第四十八条第一号から第三号までの規定は、令第十九条第二項の法務省令で定める場合について準用する。この場合において、第四十八条第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と、同条第三号中「申請の申請書」とあるのは「同意又は承諾の同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と読み替えるものとする。

第五十一条 法第十八条第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法による申請は、法務大臣が指定した登記所において行うことができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の磁気ディスクの構造は、日本産業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクでなければならない。

4 データの磁気ディスクには、申請人の氏名又は名称及び申請の年月日を記載した書面を貼り付けなければならない。

5 第一項の磁気ディスクには、法務大臣の定めるところにより申請情報を記録しなければならない。

6 申請情報の全部を記録した磁気ディスクは、法務大臣の定めるところにより作成しなければならない。

7 第四十二条の規定は、令第十六条第五項において準用する令第十二条第一項の電子署名について準用する。

8 第四十三条の規定は、令第十六条第五項において準用する令第十四条の電子証明書について準用する。ただし、当該電子証明書には、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書を含むものとする。

9 第四十四条の規定は、前項の電子証明書を提出したときについて準用する。

10 申請情報の一部を記録した磁気ディスクを提出する場合に、当該磁気ディスクに申請人の氏名又は名称を記録したときであっても、申請書に申請人の氏名又は名称を記載しなければならない。この場合において、申請人が二人以上あるときは、その一人の氏名又は名称を記載すれば足りる。

（申請書に添付することができる磁気ディスク）

第五十二条 前条第三項から第七項までの規定は、令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスクについて準用する。

2 令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書は、第四十三条第一項又は第二項に規定する電子証明書であつて法務大臣が定めるものとする。

（申請書等の送付方法）

第五十三条 登記の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものとする。

2 前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に不動産登記申請書が在中する旨を明記するものとする。

（受領証の交付の請求）

第五十四条 書面申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。

2 前項の規定により受領証の交付を請求する申請人は、申請書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならない。ただし、当該書面の申請人の記載については、申請人が二人以上あるときは、申請書の筆頭に記載した者の氏名又は名称及びその他の申請人の人数を記載すれば足りる。

3 登記官は、第一項の規定による請求があつた場合には、前項の規定により提出された書面に申請の受付の年月日及び受付番号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成した上、当該受領証を交付しなければならない。

（添付書面の原本の還付請求）

第五十五条 書面申請をした申請人は、申請書の添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第三号（第五十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項第三号若しくは第五十条第六項の六第二項（第五十六条の七第二項後段において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第一項本文の規定による請求があつた場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第二項の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第三項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6 第三項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものとする。

8 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

第四款 受付等

第五十六条 登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。

2 登記官は、書面申請の受付にあつては、前項の規定により受付をする際、申請書(申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、適宜の用紙)に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

3 受付番号は、一年ごとに更新するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。
一 法第六十七条第二項の許可があつた場合
二 法第七十一条の規定により登記の抹消をしようとする場合
三 法第五十七條第三項又は第四項の命令があつた場合

四 第四百四條第二項(第四百四條第二項において準用する場合を含む)、第四百九條第二項、第二百二十四條第八項(第二百二十條第七項、第二百二十六條第三項、第三百三十四條第三項及び第四百四十五條第一項において準用する場合を含む)、第二百五十九條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第四百六十八條第五項(第四百七十條第三項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合

(調査)
第五十七條 登記官は、申請情報が提供されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。

(登記の順序)
第五十八條 登記官は、法第二十条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従つて登記するものとする。

(登記官による本人確認)
第五十九條 登記官は、法第二十四条第一項の規定により申請人の申請の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。同条第二項の嘱託を受けて調査をした場合についても、同様とする。

2 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調書を嘱託をした登記官に送付しなければならない。

(補正)

第六十条 登記官は、申請の補正をすることができ期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

2 申請の補正は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてしなければならない。
一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請の補正をする方法
二 書面申請 登記所に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を登記所に提出する方法

第五款 登記識別情報
第六十一条 登記識別情報は、アラビア数字その他の符号の組合せにより、不動産及び登記名義人となつた申請人ごとに定める。

(登記識別情報の通知の相手方)
第六十二条 次の各号に掲げる場合における登記識別情報の通知は、当該各号に定める者に対するものとする。
一 法定代理人(支配人その他の法令の規定により当該通知を受けるべき者を代理することができる者を含む。)によつて申請している場合 当該法定代理人
二 申請人が法人である場合(前号に規定する場合を除く。) 当該法人の代表者

2 登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた代理人がある場合には、登記識別情報の通知は、当該代理人に対してするものとする。

(登記識別情報の通知の方法)
第六十三条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。
一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人(以下この条において「申請人等」という。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二 書面申請 登記識別情報を記載した書面を交付する方法

2 登記官は、前項の通知をするときは、法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者及び前条第一項各号に定める者並びに同条第二項の代理人(申請人から登記識別情報をすることを特に許された者に限る。)以外の者に当該通知に係る登記識別情報が知られないようにするための措置を講じなければならない。

3 送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求めるときは、申請人は、その旨並びに次項及び第五項の場合の区分に応じた送付先の別(第五項に規定する場合であつて自然人である代理人の住所に宛てて書面を送付することを求める場合に於ては、当該代理人の住所)を申請情報の内容とするものとする。

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてするものとする。
一 申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき(第三号に掲げる場合を除く。) 日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法
二 申請人等が法人である場合において当該申請人等である法人の住所に宛てて書面を送付するとき(次号に掲げる場合を除く。) 書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達を行うもの又はこれらに準ずる方法
三 申請人等が外国に住所を有する場合 書留郵便若しくは信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達を行うもの又はこれらに準ずる方法

5 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により代理人が登記識別情報の通知を受ける場合であつて、当該代理人が法第二十三条第四項第一号に規定する代理人(以下「資格者代理人」という。)であるときは、登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてするものとする。
一 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の住所に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人の事務所の所在地に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の住所に宛てて書面を送付するとき 書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達を行うもの
二 送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求めるときは、送付に要する費用を納付しなければならない。
三 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証券であつて法務大臣が指定するものを申請書と併せて提出する方法により納付しなければならない。

8 第六項の送付は、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、当該取扱いによらなければならない。第四項第二号若しくは第三号又は第五項第二号の場合において、信書便の役務であつて当該取扱いに相当するものの料金に相当する当該信書便事業者の証券で法務大臣が指定するものを提出したときも、同様とする。

9 前二項の指定は、告示してしなければならない。

第六十三条の二 官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をしたときにおける登記識別情報の通知は、官庁又は公署の申出により、登記識別情報を記載した書面を交付する方法によりすることもできる。この場合においては、官庁又は公署は、当該申出をする旨並びに送付の方法による交付を求めるときは、その旨及び送付先の住所を嘱託情報の内容とするものとする。

2 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達を行うものその他の郵便又は信書便によつて書面を送付する方法によつてするものとする。

3 前条第六項から第九項までの規定は、官庁又は公署が送付の方法により登記識別情報を記載

き、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき 日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法
二 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の事務所の所在地に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の住所に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人の事務所の所在地に宛てて書面を送付するとき 書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達を行うもの
三 送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求めるときは、送付に要する費用を納付しなければならない。
四 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証券であつて法務大臣が指定するものを申請書と併せて提出する方法により納付しなければならない。

した書面の交付を求めるときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この条において「申出情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

第六十四条 法第二十一条ただし書の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第二十一条本文の規定により登記識別情報を受取るべき者があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合（官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をした場合において、当該官庁又は公署が当該登記権利者の申出に基づいて登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をしたときを含む。）
- 二 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者（第六十三条第一項第一号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。）が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日以内自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合

三 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者（第六十三条第一項第二号に定める方法によって通知を受けるべきものに限る。）が、登記完了の時から三月以内に登記識別情報を記載した書面を受領しない場合

四 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者が官庁又は公署である場合（当該官庁又は公署があらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の申出をした場合を除く。）

- 2 前項第一号及び第四号の申出をするときは、その旨を申請情報の内容とするものとする。
- 3 登記官は、第一項第二号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報、同項第三号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄することができる。
- 4 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報又は登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

（登記識別情報の失効の申出）

第六十五条 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、通知を受けた登記識別情報について失効の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この条において「申出情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 申出人が登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び登記名義人の氏名又は名称及び住所
- 五 当該登記識別情報に係る登記に関する次に掲げる事項
 - イ 不動産所在事項又は不動産番号
 - ロ 登記の目的

3 第一項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

- 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申出情報を登記所に提供する方法
- 二 申出情報に記載した書面を登記所に提出する方法

4 申出情報と併せて当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、申出情報と併せて当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし、公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。

5 登記名義人の相続人その他の一般承継人が第一項の申出をするときは、申出情報と併せて相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし、公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。

6 令第四条本文、第七条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の申出をする場合について準用する。

7 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び

第二号の法務省令で定める場合について、第三十七条及び第三十七条の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ準用する。

8 令第十条から第十二条まで及び第十四条の規定は、第三項第一号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

9 第四十一条及び第四十四条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の電子署名について、第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

10 令第十五条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

11 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九号を除く。）の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

（登記識別情報の提供）

第六十六条 法第二十一条本文の規定により同条本文に規定する登記義務者の登記識別情報を提供する場合には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- 一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して登記識別情報を提供する申請方法
- 二 書面申請 登記識別情報を記載した書面を申請書に添付して提出する方法
- 三 前項第二号の登記識別情報を記載した書面は、封筒に入れて封をするものとする。
- 四 前項の封筒には、登記識別情報を提供する申請人の氏名又は名称及び登記の目的を記載し、登記識別情報を記載した書面が在中する旨を明記するものとする。

（登記識別情報の提供の省略）

第六十七条 同一の不動産について二以上の権利に関する登記の申請がされた場合（当該二以上の

の権利に関する登記の前後を明らかにして同時に申請がされた場合に限る。）において、前の登記によって登記名義人となる者が、後の登記の登記義務者となるときは、当該後の登記の申請情報と併せて提供すべき登記識別情報は、当該後の登記の申請情報と併せて提供されたものとみなす。

（登記識別情報に関する証明）

第六十八条 令第二十一条第一項に規定する証明の請求は、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この条において「有効証明請求情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所
- 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 代理人によって請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 請求人が登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び登記名義人の氏名又は名称及び住所
- 五 当該登記識別情報に係る登記に関する次に掲げる事項
 - イ 不動産所在事項又は不動産番号
 - ロ 登記の目的

六 第十五項の規定により同項に規定する情報を提供しないときは、その旨及び当該情報の表示

2 前項の証明の請求（登記識別情報が通知されていないこと又は失効していることの証明の請求を除く。）をするときは、有効証明請求情報と併せて登記識別情報を提供しなければならない。第六十六条の規定は、この場合における登記識別情報の提供方法について準用する。

3 第一項の証明の請求は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

- 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して有効証明請求情報を登記所に提供する方法
- 二 有効証明請求情報を記載した書面を提出する方法

4 第一項の証明は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によりするものとする。

- 一 前項第一号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合、法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを請求人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 前項第二号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合、登記官が証明に係る事項を記載した書面を交付する方法

5 有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、有効証明請求情報と併せて当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし、公務員が職務上作成した情報がない場合であつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。

6 登記名義人の相続人その他の一般承継人が第一項の証明の請求をするときは、その有効証明請求情報と併せて相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし、公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。

7 令第四条並びに第七条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の証明の請求をする場合（同条の規定については、資格者代理人により第一項の証明の請求をする場合を除く。）について準用する。この場合において、令第四条ただし書中「申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるとき」とあるのは、「有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名又は名称及び住所が同一であるとき」と読み替えるものとする。

8 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第三十七号及び第三十七条の二の規定は第一項の証明の請求をする場合について、それぞれ準用する。

9 令第十条から第十二条まで及び第十四条の規定は、第三項第一号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について準用する。

- 10 第四十一条及び第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の電子署名について、第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。
- 11 令第十五条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について準用する。
- 12 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条（第一項ただし書を除く。）の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九号（第四号を除く。）の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号（第四号を除く。）の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

13 第九十七号第六項及び第二百四号の規定は、第四項第二号に定める方法により第一項の証明をする場合について準用する。

14 資格者代理人によつて第一項の証明の請求をするときは、当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報（当該資格者代理人が法人である場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報を含む。）を併せて提供しなければならない。

15 資格者代理人によつて第一項の証明の請求をする場合には、第五項及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する情報は、提供することを要しない。

第六十九条 登記官は、第六十六条第一項第二号（前条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定により登記識別情報を記載した書面が提出された場合において、当該登記識別情報を提供した申請に基づく登記を完了したとき又は請求の審査を終了したときは、速やかに、当該書面を廃棄するものとする。

2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

第六款 登記識別情報の提供がない場合の手続
(事前通知)

第七十条 法第二十三条第一項の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により書面を送付してするものとする。

- 一 法第二十二条に規定する登記義務者が自然人である場合又は当該登記義務者が法人である場合において当該登記義務者である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき
- 二 日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法
- 三 法第二十二條に規定する登記義務者が外国に住所を有する場合、書留郵便若しくは信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法

2 前項の書面には、当該通知を識別するための番号、記号その他の符号（第五項第一号において「通知番号等」という。）を記載しなければならない。

3 第一項の規定による送付は、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、当該取扱いによらなければならない。同項第二号又は第三号の場合において、信書便の役務であつて当該取扱いに相当するものの料金に相当する当該信書便事業者の証票で法務大臣が指定するものを提出したときも、同様とする。

4 前項の指定は、告示してしなければならない。
5 法第二十三条第一項に規定する申出は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によりしなければならない。
一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、法第二十二條に規定する登記義務者が、第一項の書面の内容を通知番号等を用いて特

定し、申請の内容が真実である旨の情報に電子署名を行った上、登記所に送信する方法
二 書面申請 法第二十二條に規定する登記義務者が、第一項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、登記所に提出する方法（申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出した場合にあつては、法第二十二條に規定する登記義務者が、申請の内容が真実である旨の情報に電子署名を行い、これを記録した磁気ディスクを第一項の書面と併せて登記所に提出する方法）

6 令第十四条の規定は、前項の申出をする場合について準用する。
7 第四十三条の規定は、前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について準用する。

8 法第二十三条第一項の法務省令で定める期間は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、法第二十二條に規定する登記義務者が外国に住所を有する場合には、四週間とする。
(前の住所地への通知)

第七十一条 法第二十三条第二項の通知は、転送を要しない郵便物として書面を送付する方法又はこれに準ずる方法により送付するものとする。
2 法第二十三条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第二十三条第二項の登記義務者の住所についての変更の登記（更正の登記を含む。以下この項において同じ。）の登記原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遺漏である場合
- 二 法第二十三条第二項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

三 法第二十三条第二項の登記義務者が法人である場合
四 前三号に掲げる場合のほか、次条第一項に規定する本人確認情報の提供があつた場合において、当該本人確認情報の内容により申請人が登記義務者であることが確実であると認められる場合

第七十二条 資格者代理人による本人確認情報の提供

（資格者代理人による本人確認情報の提供）
第七十二条 法第二十三条第四項第一号の規定により登記官が資格者代理人から提供を受ける申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために必要な情報（以下「本人確認情報」という。）は、次に掲げる事項を明らかにするものでなければならない。

一 資格者代理人（資格者代理人が法人である場合にあっては、当該申請において当該法人を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が申請人（申請人が法人である場合にあっては、代表者又はこれに代わるべき者、以下この条において同じ。）と面談した日時、場所及びその状況

二 資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるときは、当該申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識がある旨及びその面識が生じた経緯

三 資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がないときは、申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために当該申請人から提示を受けた次項各号に掲げる書類の内容及び当該申請人が申請の権限を有する登記名義人であると認められた理由前項第三号に規定する場合において、資格者代理人が申請人について確認をすることを、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類及び有効期間又は有効期限のある第三号に掲げる書類にあっては、資格者代理人が提示を受ける日において有効なものに限る。

一 運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）、在留カード（同法第十九条の三に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条に規定す

る特別永住者証明書をいう。）、又は運転経歴証明書（道路交通法第百四条の四第五項（同法第百五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書をいう。）、のうちいずれか一以上の提示を求める方法

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第一条第一項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上の提示を求める方法

三 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上の提示を求める方法

資格者代理人が本人確認情報を提供するとき、当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報を併せて提供しなければならない。

第七款 土地所在図等
（土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の作成方式）

第七十三条 電子申請において送信する土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、法務大臣の定める方式に従い、作成しなければならない。書面申請においてこれらの図面を電磁的記録に記録して提出する場合についても、同様とする。

二 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日並びに申請人及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

第七十四条 土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）は、〇・二ミリのメートル以下の細線により、図形を鮮明に表示しなければならない。

二 前項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図には、作成の年月日を記録し、申請人が記名するとともに、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。

三 第一項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、別記第一号及び第二号の様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

（土地所在図及び地積測量図の作成単位）
第七十五条 土地所在図及び地積測量図は、一筆の土地ごとに作成しなければならない。

二 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成するものとする。

第七十六条 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

二 土地所在図は、近傍類似の土地についての法第十四条第一項の地図と同一の縮尺により作成するものとする。

三 第十條第四項の規定は、土地所在図について準用する。

（地積測量図の内容）
第七十七条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 地番区域の名称
二 方位
三 縮尺
四 地番（隣接地の地番を含む。）
五 地積及びその求積方法
六 筆界点間の距離
七 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号
八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値
九 境界標（筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。）があるときは、当該境界標の表示
十 測量の年月日
十一 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

十二 第一項第九号の境界標の表示を記録するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標の種類を記録する方法その他これに準ずる方法によつてするものとする。

四 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

五 第十條第四項の規定は、地積測量図について準用する。

（分筆の登記の場合の地積測量図）
第七十八条 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆前の土地を図示し、分筆線を明らかにして分筆後の各土地を表示し、これに符号を付さなければならない。

第七十九条 地役権図面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

二 地役権図面は、適宜の縮尺により作成することができる。

三 地役権図面には、作成の年月日を記録しなければならない。

四 地役権図面（書面である場合に限る。）には、地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（地役権図面の作成方式）
第八十条 第七十三条第一項及び第七十四条第一項の規定は、地役権図面について準用する。

二 書面申請において提出する地役権図面（電磁的記録に記録して提出するものを除く。）は、別記第三号様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

（建物図面及び各階平面図の作成単位）

第八十一条 建物図面及び各階平面図は、一つの建物（附属建物があるときは、主である建物と附属建物を合わせて一つの建物とする。）ごとに作成しなければならない。

（建物図面の内容）
第八十二条 建物図面は、建物の敷地並びにその一階（区分建物にあっては、その地上の最低階）の位置及び形状を明確にするものでなければならない。

二 建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附属建物がある

ときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。
3 建物図面は、五百分の一の縮尺により作成しなければならぬ。ただし、建物の状況その他の事情により当該縮尺によるものが適当でないときは、この限りでない。

(各階平面図の内容)

第八十三条 各階平面図には、縮尺、各階の別、各階の平面の形状、一階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2 各階平面図は、二百五十分の一の縮尺により作成しなければならない。ただし、建物の状況その他の事情により当該縮尺によるものが適当でないときは、この限りでない。

(建物の分割の登記の場合の建物図面等)

第八十四条 建物の分割の登記又は建物の区分の登記を申請する場合において提供する建物図面及び各階平面図には、分割後又は区分後の各建物を表示し、これに符号を付さなければならない。

(土地所在図の管理及び閉鎖等)

第八十五条 登記官は、申請情報と併せて土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図の提供があった場合において、当該申請に基づき登記をしたときは、これらの図面に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める図面を閉鎖しなければならない。

- 一 表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合(変更後又は更正後の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図がある場合に限る)。変更前又は更正前の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図
- 二 滅失の登記又は表題部の抹消をした場合滅失前又は抹消前の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図
- 三 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)又は土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)に基づく換地処分登記をした場合(前号に掲げる場合を除く)。従前の土地に係る土地所在図又は地積測量図

3 登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十

七条第一項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

4 第一項の規定は、同項に規定する図面を第七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

(地役権図面の管理)

第八十六条 登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があった場合において、当該申請に基づき登記をしたときは、地役権図面にその番号(以下「地役権図面番号」という。)を付さなければならない。この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

2 前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 地役権図面番号は、一年ごとに更新するものとする。

(地役権図面の閉鎖)

第八十七条 登記官は、地役権の登記の抹消をしたとき又は地役権図面を添付情報とする申請に基づき分筆の登記、合筆の登記若しくは地役権の変更の登記若しくは更正の登記をしたときは、従前の地役権図面を閉鎖しなければならない。

2 第八十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(土地所在図の訂正等)

第八十八条 土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図に誤りがあるときは、表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人は、その訂正の申出をすることができる。ただし、表題部の登記事項に関する更正の登記(土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図を添付情報とするものに限る。)をすることができる場合は、この限りでない。

2 前項の申出は、訂正後の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図を提供してしなければならない。
3 第十六条第三項、第四項、第五項第三号及び第六項から第十四項までの規定は、第一項の申出について準用する。

第二節 表示に関する登記

第一款 通則

(表題部の登記)

第八十九条 登記官は、表題部に表示に関する登記をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、表示に関する登記の登記事項のうち、当該表示に関する登記の登記原因及びその日付並びに登記の年月日のほか、新たに登記すべきものを記録しなければならない。

(不動産番号)

第九十条 登記官は、法第二十七条第四号の不動産を識別するために必要な事項として、一筆の土地又は一個の建物ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

(表題部の変更の登記又は更正の登記)

第九十一条 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(行政区画の変更等)

第九十二条 行政区画又はその名称の変更があった場合には、登記記録に記録した行政区画又はその名称について変更の登記があったものとみなす。字又はその名称に変更があったときも、同様とする。

2 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称を変更しなければならない。

(実地調査)

第九十三条 登記官は、表示に関する登記をする場合には、法第二十九条の規定により実地調査を行わなければならない。ただし、申請に係る不動産の調査に関する報告(土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が代理人として登記を申請する場合において、当該土地家屋調査士(土地家屋調査士法人の場合にあつては、その代表者)が作成したものに限り)その他の申請情報と併せて提供された情報又は公知の事実若しくは登記官が職務上知り得た事実により登記官が実地調査をする必要がないと認めるときは、この限りでない。

(実地調査における電磁的記録に記録された事項の提示方法等)
第九十四条 法第二十九条第二項の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を画面に出力する方法又は当該事項を出力装置の映像面に表示する方法とする。
2 法第二十九条第二項に規定する登記官の身分を証する書面は、別記第四号様式によるものとする。

(実地調査書)

第九十五条 登記官は、実地調査を行った場合には、その調査の結果を記録した調査書を作成しなければならない。

(職権による表示に関する登記の手続)

第九十六条 登記官は、職権で表示に関する登記をしようとするときは、職権表示登記等事件簿に登記の目的、立件の年月日及び立件番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。
2 登記官は、地図若しくは地図に準ずる図面を訂正しようとするとき(第十六条の申出により訂正するときを含む。)又は土地所在図、地積測量図、建物図面若しくは各階平面図を訂正しようとするとき(第十八条の申出により訂正するときを含む。)は、職権表示登記等事件簿に事件の種別、立件の年月日及び立件番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。

第二款 土地の表示に関する登記

(地番区域)

第九十七条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする。

(地番)

第九十八条 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。
2 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

(地目)

第九十九条 地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。

(地積)

第一百条 地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メー

トルを超えるものについては、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。

第九十一条 登記官は、甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をするときは、乙土地について新たな登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に何番の土地から分筆した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、甲土地に新たな地番を付し、甲土地の登記記録に、残余部分の土地の表題部の登記事項、何番の土地を分筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、登記官は、分筆後の甲土地について従前の地番と同一の地番を付すことができる。この場合には、甲土地の登記記録の表題部の従前の地番を抹消する記号を記録することを要しない。

第九十二条 登記官は、前条の場合において、乙土地の登記記録の権利部の相当区に、甲土地の登記記録から権利に関する登記（地役権の登記にあつては、乙土地に地役権が存続することとなる場合に限る。）を転写し、かつ、分筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。この場合において、所有権及び担保権以外の権利（地役権を除く。）については分筆後の甲土地が共にその権利の目的である旨を記録し、担保権については既にその権利についての共同担保目録が作成されているときを除き共同担保目録を作成し、転写した権利の登記の末尾にその共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、転写する権利が担保権であり、かつ、既にその権利についての共同担保目録が作成されているときは、同項の規定により転写された乙土地に関する権利を当該共同担保目録に記録しなければならない。

3 登記官は、甲土地の登記記録から乙土地の登記記録に所有権以外の権利に関する登記を転写したときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記に、担保権以外の権利（地役権を除く。）については乙土地が共にその権利の目的である旨を、担保権については既にその権利についての共同担保目録が作成されている

ときを除き第一項の規定により作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

第九十三条 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲が分筆後の甲土地又は乙土地の一部となるときは、分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、要役地の登記記録の第五十九条第一項各号に掲げる事項に関する変更の登記をしなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に承役地の分筆の登記をした旨を通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第二項に規定する登記をしなければならない。

第九十四条 法第四十条の規定による権利が消滅した旨の登記は、分筆の登記の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。

- 一 当該権利の登記名義人（当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む。）が当該権利を消滅させることを承諾したことを証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する情報
- 二 前号の権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことを証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報
- 三 第一号の権利が抵当証券の発行されている抵当権であるときは、当該抵当証券

2 甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、法第四十条の規定により乙土地について権利が消滅した旨の登記をするときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記について付記登記によって乙土地について当該権利が消滅した旨を記録しなければならない。

ばならない。この場合には、第九十二条第一項の規定にかかわらず、当該消滅した権利に係る権利に関する登記を乙土地の登記記録に転写することを要しない。

3 甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、法第四十条の規定により分筆後の甲土地について権利が消滅した旨の登記をするときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記について付記登記によって分筆後の甲土地について当該権利が消滅した旨を記録し、当該権利に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

4 第二項の規定は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、乙土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の場合を除く。）について準用する。

5 第三項の規定は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、分筆後の甲土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の場合を除く。）について準用する。

6 登記官は、要役地についてする地役権の登記がある土地において分筆の登記をする場合において、当該分筆の登記の申請情報と併せて当該地役権を分筆後のいずれかの土地について消滅させることを証する地役権者が作成した情報が提供されたとき（当該土地を目的とする第三者の権利に関する登記がある場合にあつては、当該第三者が承諾したことを証する情報が併せて提供されたときに限る。）は、当該土地について当該地役権が消滅した旨を登記しなければならない。この場合においては、第一項第二号、第二項及び第三項の規定を準用する。

第九十五条 法第四十一条第六号の合筆後の土地の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

- 一 承役地についてする地役権の登記
- 二 担保権の登記であつて、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一のもの
- 三 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のもの
- 四 損害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第二十六条に規定する損害賠償登録に関する登記であつて、損害賠償登録規則（昭和

三十年法務省令第四十七号）第二条に規定する登録番号が同一のもの

第九十六条 登記官は、甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地を合筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、甲土地の登記記録の表題部に何番の土地に合筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

第九十七条 登記官は、前条第一項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記がある土地であるときは、乙土地の登記記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 合併による所有権の登記をする旨
- 二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分
- 三 甲土地又は乙土地に第五十六条の四に規定する法人識別事項又は第五十六条の六第一項に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等
- 四 合筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号
- 五 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記

2 登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

4 登記官は、前項の規定により地役権の登記を移すべき場合において、乙土地に登記の目

的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の承役地にかかわる権利の登記があるときは、同項の規定にかかわらず、乙土地の登記記録に甲土地の地番及び甲土地につき同一事項の登記がある旨を記録しなければならない。

3 第三項の場合から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。

6 登記官は、第一項の場合において、甲土地及び乙土地の登記記録に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の担保権の登記があるときは、乙土地の登記記録に当該登記が合筆後の土地の全部に関する旨を付記登記によって記録しなければならない。

(分合筆の登記)

第百八条 登記官は、甲土地の一部を分筆して、これを乙土地に合筆する場合において、分筆の登記及び合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地の一部を合併した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第百六条の規定は、適用しない。

2 登記官は、前項に規定する登記をするときは、甲土地の登記記録の表題部に、残余部分の土地の表題部の登記事項、何番の土地の一部を合併した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第百一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 第百二条第一項（承役地についてする地役権の登記に係る部分に限る）、第百三条、第百四条及び前条の規定は、第一項の場合について準用する。

(土地の滅失の登記)

第百九条 登記官は、土地の滅失の登記をするときは、当該土地の登記記録の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

第百十条 登記官は、前条の場合において、滅失した土地が他の不動産と共に所有権以外の権利の目的であったとき（その旨が登記記録に記録されている場合に限る。）は、当該他の不動産の登記記録の乙区に、滅失した土地の不動産所在事項並びに滅失の原因及び当該土地が滅失したことを記録し、かつ、当該滅失した土地が当

該他の不動産と共に権利の目的である旨の記録における当該滅失した土地の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、滅失した土地が他の不動産と共に担保権の目的であったときは、前項の規定による記録（滅失した土地の不動産所在事項の記録を除く。）は、共同担保目録にしなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、当該他の不動産が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、その旨を当該他の登記所に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項及び第二項の規定による登記をしなければならない。

第三款 建物の表示に関する登記

第百十一条 (建物) 建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であつて、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならぬ。(家屋番号)

第百十二条 家屋番号は、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもつて定めるものとする。ただし、二個以上の建物が一筆の土地の上に存するとき、一個の建物が二筆以上の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に支号を付す方法その他の方法により、これを定めるものとする。

2 附属建物には、符号を付すものとする。

(建物の種類)

第百十三条 建物の種類は、建物の主な用途により、居宅、店舗、寄宿舎、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

2 建物の主な用途が二以上の場合には、当該二以上の用途により建物の種類を定めるものとする。

(建物の構造)

第百十四条 建物の構造は、建物の主な部分の構成材料、屋根の種類及び階数により、次のように区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

一 構成材料による区分

イ 木造

ロ 土蔵造

ハ 石造

ニ れんが造

ホ コンクリートブロック造

ヘ 鉄骨造

ト 鉄筋コンクリート造

チ 鉄骨鉄筋コンクリート造

二 屋根の種類による区分

イ かわらぶき

ロ スレートぶき

ハ 亜鉛メッキ鋼板ぶき

ニ 草ぶき

ホ 陸屋根

三 階数による区分

イ 平家建

ロ 二階建（三階建以上の建物にあつては、これに準ずるものとする。）

(建物の床面積)

第百十五条 建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の内側線（区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

(区分建物の家屋番号)

第百十六条 区分建物である建物の登記記録の表題部には、建物の表題部の登記事項のほか、当該建物が属する一棟の建物に属する他の建物の家屋番号を記録するものとする。

2 登記官は、区分建物である建物の家屋番号に関する変更の登記又は更正の登記をしたときは、当該建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されていた当該建物の家屋番号を抹消する記号を記録し、変更後又は更正後の家屋番号を記録しなければならない。

(区分建物の登記記録の閉鎖)

第百十七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合において、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物（以下この条において「閉鎖建物」という。）が属する一棟の建物に他の建物（附属建物として登記されているものを除く。）が存することとなるときは、第八条の規定にかかわらず、閉鎖建物の登記記録に記録された次に掲げる事項を抹消する記号を記録することを要しない。

一 一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番

二 一棟の建物の構造及び床面積

三 一棟の建物の名称があるときは、その名称

四 前条第一項の規定により記録されている当該他の建物の家屋番号

2 登記官は、前項の場合には、閉鎖建物に属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されている当該閉鎖建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項に規定する場合以外の場合において、区分建物である建物の登記記録を閉鎖するときは、閉鎖建物の登記記録及び当該閉鎖建物に属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録（閉鎖されたものを含む。）の第一項各号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(表題部にする敷地権の記録方法)

第百十八条 登記官は、区分建物である建物の登記記録の表題部に法第四十四条第一項第九号に掲げる敷地権を記録するときは、敷地権の登記原因及びその日付のほか、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 敷地権の目的である土地に関する次に掲げる事項

イ 当該土地を記録する順序に従つて付した符号

ロ 当該土地の不動産所在事項

ハ 地目

ニ 地積

三 敷地権の種類

四 敷地権の割合

(敷地権である旨の登記)

第百十九条 登記官は、法第四十六条の敷地権である旨の登記をするときは、次に掲げる事項を敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に記録しなければならない。

一 敷地権である旨

二 当該敷地権の登記をした区分建物に属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番

三 当該敷地権の登記をした区分建物に属する一棟の建物の構造及び床面積又は当該一棟の建物の名称

四 当該敷地権が一棟の建物に属する一部の建物についての敷地権であるときは、当該一部の建物の家屋番号

五 登記の年月日

2 登記官は、敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に前項の規定により記録すべき事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に、通知を受けた事項を記録しなければならない。

第二百二十条 合体後の建物についての建物の表題登記をする場合において、合体前の建物に所有権の登記がある建物があるときは、合体後の建物の登記記録の表題部に表題部所有者に関する登記事項を記録することを要しない。法第四十九條第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合についても、同様とする。

2 登記官は、前項前段の場合において、表題登記をしたときは、当該合体後の建物の登記記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 合体による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 登記の年月日

3 登記官は、法第四十九條第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、第五百五十六條の四に規定する法人識別事項、第五百五十六條の六第一項に規定する国内連絡先事項並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。

4 登記官は、合体前の建物について存続登記（令別表の十三の項申請情報欄へに規定する存続登記をいう。以下この項において同じ。）がある場合において、合体後の建物の持分について当該存続登記と同一の登記をするときは、合体前の建物の登記記録から合体後の建物の登記記録の権利部の相当区に当該存続登記を移し、その末尾に本項の規定により登記を移した旨及びその年月日を記録しなければならない。

5 法第五十條の規定による権利が消滅した旨の登記は、合体による登記等の申請情報と併せて次に掲げる情報の提供がされた場合にするものとする。

一 当該権利の登記名義人（当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む。）が当該権利を消滅させることについて承諾したことを証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することのできる裁判があつたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことを証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することのできる裁判があつたことを証する情報

三 第一号の権利が抵当証券の発行されている抵当権であるときは、当該抵当証券

6 前項の場合における権利が消滅した旨の登記は、付記登記によつてするものとする。この場合には、第四項の規定にかかわらず、当該消滅した権利に係る権利に関する登記を合体後の建物の登記記録に移記することを要しない。

7 第二百二十四條の規定は、敷地権付き区分建物（合体した場合において、合体後の建物につき敷地権の登記をしないときについて準用する。）前条の規定は、合体前の二以上の建物がいずれも敷地権付き区分建物であり、かつ、合体後の建物も敷地権付き区分建物となる場合において、合体前の建物のすべての敷地権の割合を合算した敷地権の割合が合体後の建物の敷地権の割合となるときは、適用しない。

9 第二百四十四條の規定は、合体前の建物の表題部の登記の抹消について準用する。

第二百一一条 登記官は、附属建物の新築による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、建物の登記記録の表題部に、附属建物の符号、種類、構造及び床面積を記録しなければならない。

第二百一十二条 法第五十一條第五項の法務省令で定める登記事項は、次のとおりとする。

一 敷地権の目的となる土地の不動産所在事項、地目及び地積

二 敷地権の種類

2 法第五十三條第二項において準用する第五十一條第五項の法務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。

（建物の表題部の変更の登記等により敷地権の登記をする場合の登記）

第二百一三條 登記官は、建物の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記により新たに敷地権の登記をした場合において、建物についての所有権又は特定担保権（一般の先取特権、質権又は抵当権をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関する登記があるときは、所有権の登記を除き、当該権利に関する登記についてする付記登記によつて建物のみに関する旨を記録しなければならない。ただし、特定担保権に係る権利に関する登記であつて、当該登記の目的等（登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付をいう。以下この項において同じ。）が当該敷地権についてされた特定担保権に係る権利に関する登記の目的等と同一であるものは、この限りでない。

2 登記官は、前項ただし書の場合には、職権で、当該敷地権についてされた特定担保権に係る権利に関する登記の抹消をしなければならない。この場合には、敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に本項の規定により抹消する旨及びその年月日を記録しなければならない。

第二百一四條 登記官は、敷地権付き区分建物（敷地権の登記の抹消）について、敷地権であつた権利が敷地権でない権利となつたことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときは、当該敷地権に目的であつた土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の変更の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。敷地権であつた権利が消滅したことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときも、同様とする。

2 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権であつた権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所、当該登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨

の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 登記官は、前項に規定する登記をすべき場合において、敷地権付き区分建物の登記記録に特定登記（法第五十五條第一項に規定する特定登記をいう。以下同じ。）があるときは、当該敷地権付き区分建物の登記記録から第一項の土地の登記記録の権利部の相当区にこれを転写しなければならない。

4 登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかわらず、新たに当該土地の登記記録を作成した上、当該登記記録の表題部に従前の登記記録の表題部にされていた登記を移記するとともに、権利部に、権利の順序に従つて、同項の規定により転写すべき登記を転写し、かつ、従前の登記記録の権利部にされていた登記を移記しなければならない。この場合には、従前の登記記録の表題部及び権利部にこの項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、従前の登記記録を閉鎖しなければならない。

5 登記官は、前二項の規定により土地の登記記録の権利部の相当区に登記を転写し、又は移記したときは、その登記の末尾に第三項又は第四項の規定により転写し、又は移記した旨を記録しなければならない。

6 登記官は、第三項の規定により転写すべき登記が、一般の先取特権、質権又は抵当権の登記であるときは、共同担保目録を作成しなければならない。この場合には、建物及び土地の各登記記録の転写された権利に係る登記の末尾に、新たに作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

7 前項の規定は、転写すべき登記に係る権利については、共同担保目録が作成されていた場合には、適用しない。この場合において、登記官は、当該共同担保目録の従前の敷地権付き区分建物を目的とする権利を抹消する記号を記録し、敷地権の消滅後の建物及び土地を目的とする権利を記録して、土地の登記記録の当該権利の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

8 登記官は、第一項の変更の登記をした場合において、敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他

の登記所に同項の登記をした旨及び第二項又は第三項の規定により記録し、又は転写すべき事項を通知しなければならない。

9 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項から第七項までに定める手続をしなければならない。

10 第六条後段の規定は、第四項の規定により登記を移記する場合について準用する。

(特定登記に係る権利の消滅の登記)

第二百二十五条 特定登記に係る権利が消滅した場合の登記は、敷地権の変更の登記の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。

一 当該権利の登記名義人（当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該証券の所持人又は裏書人を含む。）が当該権利を消滅させることを承諾したことを証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができると認められたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことを証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報

三 第一号の権利が抵当証券の発行されている抵当権であるときは、当該抵当証券

2 前項の場合における特定登記に係る権利が土地について消滅した旨の登記は、付記登記によってするものとする。この場合には、前条第三項の規定にかかわらず、当該消滅した権利に係る権利に関する登記を土地の登記記録に転写することを要しない。

3 第一項の場合における特定登記に係る権利が建物について消滅した旨の登記は、付記登記によってするものとする。この場合には、登記の年月日及び当該権利に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

4 前三項の規定は、法第五十五条第二項から第四項までの規定による特定登記に係る権利が消滅した場合の登記について準用する。

(敷地権の不存在による更正の登記)

第二百二十六条 登記官は、敷地権の不存在を原因とする建物の表題部に関する更正の登記をしたときは、その権利の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の更正の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、

同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、法第七十三条第一項本文の規定により敷地権の移転の登記としての効力を有する登記があるときは、前項の土地の登記記録の権利部の相当区に当該登記の全部を転写しなければならない。

3 第二百二十四条第三項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

(建物の分割の登記における表題部の記録方法)

第二百二十七条 登記官は、甲建物からその附属建物を分割して乙建物とする建物の分割の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から分割した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、家屋番号何番の建物に分割した旨及び分割した附属建物を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、分割により不動産所在事項に変更が生じたときは、変更後の不動産所在事項、分割により変更した旨及び変更前の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の分割の登記における権利部の記録方法)

第二百二十八条 第二百二条及び第二百四十一条から第三項までの規定は、前条第一項の規定により甲建物からその附属建物を分割して乙建物とする建物の分割の登記をする場合について準用する。

2 登記官は、分割前の建物について現に効力を有する所有権の登記がされた後当該分割に係る附属建物の新築による当該分割前の建物の表題部の登記事項に関する変更の登記がされたときは、前項において準用する第二百二条の規定により当該所有権の登記を転写することに代えて、乙建物の登記記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 甲建物の法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 登記の年月日

(建物の区分の登記における表題部の記録方法)

第二百二十九条 登記官は、区分建物でない甲建物を区分して甲建物と乙建物とする建物の区分の

登記をするときは、区分後の各建物について新たに登記記録を作成し、各登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から区分した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、区分前の甲建物の登記記録の表題部に区分によって家屋番号何番及び何番の建物の登記記録に移記した旨並びに従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

3 登記官は、区分建物である甲建物を区分して甲建物と乙建物とする建物の区分の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、これに家屋番号何番の建物から区分した旨を記録しなければならない。

4 登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を区分した旨及び従前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

第二百三十条 登記官は、前条第一項の場合には、区分後の各建物についての新登記記録の権利部の相当区に、区分前の建物の登記記録から権利に関する登記を移記し、かつ、建物の区分の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。この場合においては、第二百二条第一項後段、第二項及び第三項並びに第二百四十一条から第三項までの規定を準用する。

2 第二百二条及び第二百四十一条から第三項までの規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

3 第二百二条及び第二百四十一条の規定による建物の区分の登記をした場合において、区分後の建物が敷地権付き区分建物となることについて準用する。

(建物の合併の制限の特例)

第二百三十一条 法第五十六条第五号の合併後の建物の登記記録に、次に掲げる登記とする。

一 担保権の登記であつて、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一のもの

二 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のもの

(附属合併の登記における表題部の記録方法)

第二百三十二条 登記官は、甲建物を乙建物の附属建物とする建物の合併（以下「附属合併」とい

う。）に係る建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、附属合併後の建物の表題部の登記事項及び家屋番号何番の建物を合併した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、附属合併により不動産所在事項に変更が生じた場合には、変更後の不動産所在事項、合併により変更した旨及び変更前の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

(区分合併の登記における表題部の記録方法)

第二百三十三条 登記官は、区分建物である甲建物を乙建物又は乙建物の附属建物に合併する建物の合併（乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物と接続する区分建物である場合に限る。以下「区分合併」という。）に係る建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、区分合併後の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する場合には、甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

3 登記官は、第一項の規定にかかわらず、区分合併（甲建物を乙建物の附属建物に合併する場合を除く。）に係る建物の合併の登記をする場合において、区分合併後の建物が区分建物でないときは、区分合併後の乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に区分合併後の建物の表題部の登記事項及び合併により家屋番号何番の建物の登記記録から移記した旨を記録しなければならない。

4 登記官は、前項の場合には、区分合併前の乙建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物を合併した旨、合併により家屋番号何番の建物の登記記録に移記した旨及び乙建物についての建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、乙建物の登記記録を閉鎖しなければならない。

3 令第二条第八号の順位事項は、順位番号及び前項の符号とする。

(付記登記の順位番号)
第四百四十八条 付記登記の順位番号を記録するときは、主登記の順位番号に付記何号を付加する方法により記録するものとする。

(権利の消滅に関する定め)
第四百四十九条 登記官は、登記の目的である権利の消滅に関する定めを登記をした場合において、当該定めにより権利が消滅したことによる登記の抹消その他の登記をするときは、当該権利の消滅に関する定めを登記の抹消をしなければならない。

(権利の変更の登記又は更正の登記)
第五百十条 登記官は、権利の変更の登記又は更正の登記をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(登記の更正)
第五百十一条 登記官は、法第六十七条第二項の規定により登記の更正をするときは、同項の許可をした者の職名、許可の年月日及び登記の年月日を記録しなければならない。

(登記の抹消)
第五百十二条 登記官は、権利の登記の抹消をするときは、抹消の登記とともに、抹消すべき登記を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、抹消に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者の権利に関する登記の抹消をしなければならない。この場合には、当該権利の登記の抹消をしたことにより当該第三者の権利に関する登記の抹消をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

(法第七十条第二項の相当の調査)
第五百十二条之二 法第七十条第二項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。

- 一 法第七十条第二項に規定する登記の抹消の登記義務者(以下この条において単に「登記義務者」という。)が自然人である場合イ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置
- (1) 登記義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の

- 附票又は戸籍の附票の除票簿(以下この条において「住民基本台帳等」という。)を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し(以下この条において「住民票の写し等」という。)の交付の請求
- (2) (1)の措置により登記義務者の死亡が判明した場合には、登記義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の出生時から戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求
- (3) (2)の措置により登記義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求
- (4) (3)の措置により登記義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人について(2)及び(3)に掲げる措置
- (5) (1)から(4)までの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。)の交付の請求
- ロ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者に対する書面の送付(イの措置により登記義務者の死亡及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。)

- (2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付
- 二 登記義務者が法人である場合イ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 登記義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する登記義務者の登記事項証明書の交付の請求
- (2) (1)の措置により登記義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登記義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人について(1)に掲げる措置
- ロ イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共同して登記の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管理人。以下この号において同じ。)として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求
- ハ 共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 登記義務者の不動産の登記簿上の住所に宛ててする登記義務者に対する書面の送付(イの措置により登記義務者が合併により解散していること及び共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合は、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付
- ニ イ及びロの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明する

- ことができずする方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (2) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付
- (1) イ及びロの措置により当該代表者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付
- (職権による登記の抹消)
第五百十三条 登記官は、法第七十一条第四項の規定により登記の抹消をするときは、登記記録にその事由を記録しなければならない。
- (職権による登記の抹消の場合の方法)
第五百十四条 法第七十一条第二項の公告は、抹消すべき登記が登記された登記所の公示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は登記所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつてインターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。第二百五十七条第一項(第二百三十二条第五項、第二百四十四条第四項、第二百四十五条第四項及び第二百四十六条第二項において準用する場合を含む。))において同じ。)を使用する方法により二週間行うものとする。
- (抹消された登記の回復)
第五百十五条 登記官は、抹消された登記の回復をするときは、回復の登記をした後、抹消に係る登記と同一の登記をしなければならない。
- (敷地権の登記がある建物の権利に関する登記)
第五百十六条 登記官は、法第七十三条第三項ただし書に規定する登記をしたときは、当該登記に付記する方法により、当該登記が建物のみに関する旨及び登記の年月日を記録しなければならない。
- 第二款 所有権に関する登記(法人識別事項)
第五百十六条之二 法第七十三条の二第一項第一号の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げ

る所有権の登記名義人の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 会社法人等番号を有する法人 当該法人の会社法人等番号

二 会社法人等番号を有しない法人であつて、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立されたもの、当該外国の名称

三 前二号のいずれにも該当しない法人 当該法人の設立の根拠法の名称

（法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

第二百五十六条の三 前条第二号又は第三号に定める事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

（法人識別事項の変更の登記又は更正の登記）

第二百五十六条の四 第二百五十六条の二各号に定める事項（第五十七條第三項、第九十六條第一項第四号及び第九十八條第一項において「法人識別事項」という。）に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

（国内連絡先事項）

第二百五十六条の五 法第七十三條の二第一項第二号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者（以下この条、次条第一項及び第五十六條の八第一項において「国内連絡先となる者」という。）があるときは、次に掲げる事項

イ 国内連絡先となる者（一人に限る。）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地及び名称

ロ 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

二 国内連絡先となる者がないときは、その旨（国内連絡先事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

第二百五十六条の六 前条各号に掲げる事項（次条第一項及び第二項、第九十六條の九並びに第九十七條第三項において「国内連絡先事項」という。）を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

一 国内連絡先となる者があるときは、次に掲げる情報

イ 前条第一号イに掲げる事項を証する情報

ロ 国内連絡先となる者が作成した情報

二 国内連絡先となる者がないときは、前条第二号に掲げる事項を証する情報

三 前項第一号ロに掲げる情報を記載した書面に、令第十九條第二項に規定する印鑑に関する証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付することができる。

（国内連絡先事項の変更の登記又は更正の登記）

第二百五十六条の七 国内連絡先事項に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

二 前項の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて変更後又は更正後の国内連絡先事項についての前条第一項各号に掲げる情報を提供しなければならない。この場合において、前条第二項の規定を準用する。

三 第二百五十六條の五第一号に掲げる事項については、変更の登記又は更正の登記を申請する場合には、前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号ロに掲げる情報を提供することを要しない。

四 第一項の登記を申請する場合には、令附表の二十五の項添付情報欄イの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

第二百五十六條の八 第二百五十六條の五第一号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記は、国内連絡先となる者として登記されている者も単独で申請することができる。

二 前項の規定により登記を申請する場合には、所有権の登記名義人の承諾を証する当該所有権の登記名義人が作成した情報をもその申請情報と併せて提供しなければならない。

三 令第十二條第二項の規定は電子申請において提供する前項の承諾を証する情報について、令第十九條の規定は同項の承諾を証する情報を記載した書面については、適用しない。

（国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所の変更の登記又は更正の登記）

第二百五十六條の九 登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所に於いての変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の住所が国内にある

ときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）

第二百五十七條 法第七十五條（法第七十六條第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の法務省令で定めるものは、表示に関する登記事項のうち次に掲げる事項以外の事項とする。

一 表題部所有者に関する登記事項

二 登記原因及びその日付

三 敷地権の登記原因及びその日付

四 法第七十五條の規定により登記をするときは、表題部に所有権の登記をするために登記をする旨を記録するものとする。

三 登記官は、所有権の登記がない不動産について囑託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称、住所、法人識別事項及び国内連絡先事項、登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の囑託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。

（表題部所有者の氏名等の抹消）

第二百五十八條 登記官は、表題登記がある不動産（所有権の登記をしたときは、表題部所有者に関する登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。）

第二條の二 相続人申告登記等

第一目 通則

（定義）

第二百五十八條の二 この款、第二百五十八條の三三及び第二百五十八條の三七において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 相続人申出 法第七十六條の三第一項の規定による申出をいう。

二 相続人申告登記 法第七十六條の三第三項の規定による登記をいう。

三 相続人申告事項 法第七十六條の三第三項の規定により所有権の登記に付記する事項をいう。

四 相続人申告名義人 相続人申告登記によって付記された者をいう。

五 相続人申告事項の変更の登記 相続人申告事項に変更があった場合に当該相続人申告事項を変更する登記をいう。

六 相続人申告事項の更正の登記 相続人申告事項に錯誤又は遺漏があった場合に当該相続人申告事項を訂正する登記をいう。

七 相続人申告登記の抹消 相続人申告登記を抹消することをいう。

八 相続人申出等 相続人申出、相続人申告事項の変更若しくは更正の申出又は相続人申告登記の抹消の申出をいう。

九 相続人申告登記等 相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記、相続人申告事項の更正の登記又は相続人申告登記の抹消をいう。

十 相続人電子申出 第二百五十八條の四第一号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十一 相続人書面申出 第二百五十八條の四第二号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十二 相続人申出等情報 次条第一項各号、第二百五十八條の十九第一項各号又は第二百五十八條の二十四第二項各号に掲げる事項に係る情報をいう。

十三 相続人申出書 相続人申出等情報を記載した書面をいう。

十四 相続人申出等添付情報 相続人申出等をする場合において、この款の規定によりその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならないものとしてされている情報をいう。

十五 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

（相続人申出等情報）

第二百五十八條の三 相続人申出等は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 申出に係る不動産の不動産所在事項

五 前項第四号の規定にかかわらず、不動産番号を相続人申出等情報としたときは、同号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とすることを要しない。

三 相続人申出等においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 相続人申出等添付情報の表示
 三 申出の年月日
 四 登記所の表示

(相続人申出等の方法)

第二百五十八条の四 相続人申出等は、次に掲げる方法のいずれかにより、相続人申出等情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法
 二 相続人申出書を提出する方法

(相続人申出等情報の作成及び提供)

第二百五十八条の五 相続人申出等情報は、申出の目的及び登記原因に応じ、一の不動産及び申出人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について、第二百五十八条の十九第一項各号に掲げる事項が同一である相続人申出をするとき。
 二 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について、同一の相続人申告名義人の氏名又は住所についての変更又は更正の申出をするとき。
 三 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について、抹消の理由並びに抹消すべき第二百五十八条の二十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項が同一である相続人申告登記の抹消の申出をするとき。

(相続人申出等添付情報)

第二百五十八条の六 代理人によって相続人申出等をするときは、当該代理人の権限を証する情報をその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

(相続人申出等添付情報の省略等)

第二百五十八条の七 第三十七条及び第三十七条の二の規定は、相続人申出等をする場合について準用する。

(相続人電子申出の方法)

第二百五十八条の八 相続人電子申出における相続人申出等情報及び相続人申出等添付情報は、法律大臣の定めるところにより送信しなければならない。ただし、相続人申出等添付情報の送信に代えて、登記所に相続人申出等添付書面を提出することを妨げない。

2 令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項本文の規定により送信する相続人申出等添付情報(第二百五十八条の六に規定する代理人の権限を証する情報を除く。)について準用する。

3 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十三条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

(相続人電子申出において相続人申出等添付書面を提出する場合についての特例等)

第二百五十八条の九 前条第一項ただし書の規定により相続人申出等添付書面を提出するときは、相続人申出等添付書面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報の内容とするものとする。

2 前項に規定する場合には、当該相続人申出等添付書面は、相続人申出等の受付の日から二日以内に提出するものとする。

3 第一項に規定する場合には、申出人は、当該相続人申出等添付書面を提出するに際し、別記第四号の様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならない。

一 受付番号その他の当該相続人申出等添付書面に相続人申出等添付情報とする申出の特定に必要な事項
 二 前条第一項ただし書の規定により提出する相続人申出等添付書面の表示

(相続人書面申出の方法)

第二百五十八条の十 相続人書面申出をするときは、相続人申出書に相続人申出等添付書面を添付して提出しなければならない。

2 第四十五条第一項の規定は、相続人申出書について準用する。

3 相続人申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

4 申出人又はその代理人は、相続人申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

(相続人申出書等の送付方法)

第二百五十八条の十一 相続人申出等をしようとする者が相続人申出書又は相続人申出等添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であつて当該信書便事業者

において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。

2 前項の場合には、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を入れた封筒の表面に相続人申出書又は相続人申出等添付書面が在中する旨を明記するものとする。

(受領証の交付の請求)

第二百五十八条の十二 第五十四条の規定は、相続人書面申出をした申出人について準用する。

(相続人申出等添付書面の原本の還付請求)

第二百五十八条の十三 第五十五条の規定は、相続人申出等添付書面を提出した申出人について準用する。

(相続人申出等の受付)

第二百五十八条の十四 登記官は、第二百五十八条の四の規定により相続人申出等情報が登記所に提供されたときは、当該相続人申出等情報に係る相続人申出等の受付をしなければならない。

2 前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。

3 登記官は、相続人申出等の受付をしたときは、当該相続人申出等に受付番号を付さなければならない。

4 登記官は、相続人書面申出の受付にあつては、第二項の規定により受付をする際、相続人申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、第二百五十八条の二十七第二項の許可があつた場合又は第二百五十八条の三十四第四項の規定により相続人申告登記の抹消をしようとする場合について準用する。

(調査)

第二百五十八条の十五 第五十七条の規定は、相続人申出等情報が提供された場合について準用する。

(相続人申出等の却下)

第二百五十八条の十六 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 一つの不動産の一部についての申出を目的とするとき。
 三 申出に係る登記(相続人申告登記のうち第二百五十八条の十九第一項第一号に規定する中間相続人に係るものを除く。)が既に登記されているとき。
 四 申出の権限を有しない者の申出によるとき。
 五 相続人申出等情報又はその提供の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。
 六 相続人申出等情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。
 七 相続人申出等情報の内容が相続人申出等添付情報の内容と合致しないとき。
 八 相続人申出等添付情報が提供されないと

登記官は、前項ただし書の期間を定めるときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該相続人申出等を却下することができない。

3 第三十八条の規定は、相続人申出等を却下する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは、「相続人申出等添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

(相続人申出等の取下げ)

第二百五十八条の十七 第三十九条第一項及び第二項の規定は、相続人申出等について準用する。

2 登記官は、相続人申出書又は相続人申出等添付書面が提出された場合において、相続人申出等の取下げがされたときは、相続人申出書又は相続人申出等添付書面を還付するものとする。

第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

(相続人申告登記等の完了通知)

第二百五十八条の十八 登記官は、相続人申告登記等を完了したときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申出人が二人以上あるときは、その一人に通知すれば足りる。

2 前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出の受付の年月日及び受付番号
 二 不動産所在事項
 三 登記の目的

2 前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出の受付の年月日及び受付番号
 二 不動産所在事項
 三 登記の目的

3 第一項の通知は、次の各号に掲げる相続人申出等の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一 相続人電子申出 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前項各号に掲げる事項をいう。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
二 相続人書面申出 通知事項を記載した書面を交付する方法

4 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求めるときは、申出人は、その旨及び送付先の住所を相続人申出等情報の内容としなければならない。
5 第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合について準用する。
6 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しない。

一 第三項第一号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。
二 第三項第二号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

第二目 相続人申告登記

(相続人申出において明らかにすべき事項等)
第百五十八条の十九 相続人申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしなければならない。

一 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、当該相続人（以下この款において「中間相続人」という。）の相続人である旨
二 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継し

た者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日
三 中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ 中間相続人の氏名及び最後の住所
ロ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨
ハ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日
ニ 相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申出人が所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）
二 申出人の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）
三 前項第三号に掲げる事項を相続人申出等情報の内容とするときは、次に掲げる情報

イ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）
ロ 中間相続人の最後の住所を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）
ニ 申出人申出における相続人申出等添付情報の省略)

第百五十八条の二十

相続人申出をする場合において、申出人が所有権の登記名義人又は中間相続人についての相続に関して法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第一号又は第三号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報を確認することができるように限る。

2 相続人申出をする場合において、申出人が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載された法定相続情報一覧図の写し又は法定相続情報番号（法定相続情報一覧図に申出人の住所又は中間相続人の最後の住所が記載されている場合に限る。以下この項において同じ。）を提供したときは、当該法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもって、前条第二項第二号又は第三号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報を確認することができるように限る。

第百五十八条の二十一 相続人申出をする場合において、申出人が申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所又は中間相続人の最後の住所を確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号又は第三号に掲げる情報の提供に代えることができる。

一 出生の年月日
二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）
第百五十八条の二十二 相続人申出をする場合において、申出人が相続人電子申出における相続人申出等情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提出したときは、当該電子証明書の提供をもって、第百五十八条の十九第二項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

第百五十八条の二十三 法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 登記の目的
二 申出の受付の年月日及び受付番号
三 登記原因及びその日付
四 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日
五 中間相続人があるときは、次に掲げる事項（当該事項が既に所有権の登記に付記されているときを除く。）

イ 中間相続人の氏名及び最後の住所
ロ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人である旨
ハ 所有権の登記名義人について相続が開始した年月日
ニ 登記官は、相続人申告登記によって二回以上の相続についての相続人申告事項を所有権の登記に付記するときは、当該相続ごとにこれを付記するものとする。
第三目 相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記（相続人申告事項の変更又は更正の申出）
第百五十八条の二十四 相続人申告事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があつたときは、その相続人申告事項に係る相続人申告名義人又はその相続人は、登記官に対し、相続人申告事項の変更又は更正を申し出ることができる。
2 前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしなければならない。
一 登記原因及びその日付
二 変更後又は更正後の相続人申告事項
3 第一項の規定による申出をする場合には、相続人申告事項について変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。
(相続人申出等添付情報の省略)
第百五十八条の二十五 前条第一項の規定による申出の申出人が相続人申出等情報と併せて申出人又は中間相続人についての次に掲げる情報（住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けて登記官が申出人の住所について変更若しくは錯誤若しくは遺漏があつたこと又は中間相続人の最後の住所について錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該情報の提供をもって、申出人の住所について変更若しくは錯誤若しくは遺漏があつたこと又は中間相続人の最後の住所について錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。
一 出生の年月日

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあつては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

（相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記）

第二百五十八条の二十六 登記官は、第二百五十八条の二十四第一項の規定による申出があつたときは、職権で、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をすることができ

2 登記官は、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をするときは、登記の目的、申出の受付の年月日及び受付番号、登記原因及びその日付、変更後又は更正後の相続人申告事項並びに変更前又は更正前の相続人申告事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（相続人申告事項の更正）

第二百五十八条の二十七 登記官は、相続人申告事項、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後に相続人申告事項に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨をこれらの登記に係る相続人申出等をした者に通知しなければならない。ただし、当該相続人申出等をした者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

2 登記官は、前項の場合において、相続人申告事項の錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得て、相続人申告事項の更正をしなければならない。この場合において、登記官は、当該許可をした者の職名、許可の年月日及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 登記官が前項の相続人申告事項の更正をしたときは、その旨を第一項本文の相続人申出等をした者に通知しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定を準用する。

（相続人申告登記の抹消の申出）

第二百五十八条の二十八 相続人申告登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相続人申告登記によって付記された者は、その付記に係る相続人申告登記の抹消の申出をすることができ

一 第二百五十八条の十六第一項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかがあること。

二 相続人申告名義人が相続の放棄をし、又は民法第八百九十一条の規定に該当し若しくは廃除によつてその相続権を失つたため法第七十六條の二第一項に規定する者に該当しなくなつたこと。

2 前項の規定による申出においては、当該相続人申告登記が前項第一号又は第二号に該当することを証する情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（相続人申告登記の抹消）

第二百五十八条の二十九 登記官は、前条第一項の規定による申出があつたときは、職権で、相続人申告登記の抹消をすることができ

2 登記官は、相続人申告登記の抹消をするときは、抹消の登記をするともに、抹消すべき事項を抹消する記号を記録しなければならない。（申出によらない相続人申告登記の抹消）

第二百五十八条の三十 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後にこれらの登記が第二百五十八条の十六第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを発見したときは、当該登記に係る相続人申出等の申出人に対し、一月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面を異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、この限りでない。

2 前項本文の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
イ 不動産所在事項及び不動産番号
ロ 登記の目的
ハ 申出の受付の年月日及び受付番号
ニ 登記原因及びその日付
ホ 申出人の氏名及び住所

3 登記官は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるときは決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

4 登記官は、第一項の異議を述べた者がなくるときは、職権で、第一項に規定する登記を抹消しなければならない。この場合において、登記官は、登記記録に登記の抹消をする事由を記録しなければならない。

官は、登記記録に登記の抹消をする事由を記録しなければならない。

（ローマ字氏名の併記）

第二百五十八条の三十一 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本の国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定める者の氏名の表音をローマ字で表示したものを（以下この款において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。

一 所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について囑託によりする所有権の処分制限の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によつて所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）

二 所有権の登記名義人の氏名についての変更の登記又は更正の登記

2 前項の規定による申出をする場合には、当該ローマ字氏名を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

3 第一項各号に定める者が同項各号に掲げる登記の電子申請をするに際し同項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三條第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が当該ローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもつて、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

4 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するものとする。

第二百五十八条の三十二 日本の国籍を有しない所有権の登記名義人は、登記官に対し、そのローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出ることができ

2 前項の規定による申出（以下この条において「ローマ字氏名併記の申出」という。）は、次に

掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 所有権の登記名義人の氏名

五 所有権の登記名義人のローマ字氏名

六 前項第六号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「ローマ字氏名併記申出情報」という。）の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とする

四 登記所の表示

5 ローマ字氏名併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、ローマ字氏名併記申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 ローマ字氏名併記申出情報を記載した書面（第十三項において「ローマ字氏名併記申出書」という。）を提出する方法

ローマ字氏名併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についてのローマ字氏名併記の申出が同一の所有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでない。

9 務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

第三十七條の二の規定は、ローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。

10 第五十八條の八第一項及び第五十八條の九の規定は、第五項第一号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。

11 令第十二條第二項及び第十四條の規定は、前項の場合において送信するローマ字氏名併記申出添付情報(第七項第一号に掲げる情報を除く。)について準用する。

12 第四十二條の規定は前項において準用する令第十二條第二項の電子署名について、第四十三條第二項の規定は前項において準用する令第十四條の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

13 第五項第一号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする出人がローマ字氏名併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二條の電子署名を行い、当該出人の第四十三條第一項第一号に掲げる電子証明書(登記官が所有権の登記名義人のローマ字氏名を確認することができるものに限る。)を提示したときは、当該電子証明書の提供をもって、第七項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

14 第五十八條の十の規定は第五項第二号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について、第五十八條の十一の規定はローマ字氏名併記の申出をしようとする者がローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付情報を記載した書面(以下この項において「ローマ字氏名併記申出添付書面」という。)を送付する場合について、第五十五條の規定はローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。

15 第五十七條及び第五十八條の十四(第五項を除く。)の規定は、ローマ字氏名併記申出情報提供された場合について準用する。

16 登記官は、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。

一 登記の目的

二 申出の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

17 所有権の登記名義人の氏名

18 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。

19 第五十八條の十八の規定は、第十五項の規定による記録をした場合について準用する。(相続人申告登記への準用)

20 第五十八條の三十三 第五十八條の三十一の規定は相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏名についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人が日本国籍を有しない者であるときに、前条の規定は日本の国籍を有しない相続人申告名義人について、それぞれ準用する。

21 第二款的四 旧氏の併記

22 第五十八條の三十四 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者(当該登記の申請人である場合に限る。)は、登記官に対し、その一の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十條の十三に規定する旧氏をいう。以下この款において同じ。)を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録しよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべき氏と同一であるときは、この限りでない。

一 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等(法第四十九條第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。)、又は所有権の更正の登記(その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。)、所有権の登記名義人となる者

二 所有権の登記名義人の氏についての変更の登記又は更正の登記 所有権の登記名義人

三 前項第二号に掲げる登記を申請するに際し同項の規定による申出をする場合において、当該登記記録に同号に定める者の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

四 第一項の規定による申出をする場合には、当該旧氏を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

五 電子申請の申請人が第一項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三條第一

23 項第一号に掲げる電子証明書(登記官が当該申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。)を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

24 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、当該申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとする。

25 第五十八條の三十五 所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録しよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでない。

26 前項の規定による申出(以下この条において「旧氏併記の申出」という。)をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

27 旧氏併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 所有権の登記名義人の氏名

五 所有権の登記名義人について記録すべき旧氏

六 申出に係る不動産の不動産所在事項

七 前項第六号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報(以下この条において「旧氏併記申出情報」という。)の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするを要しない。

28 旧氏併記の申出においては、第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 第八項に規定する旧氏併記申出添付情報の表示

三 申出の年月日

四 登記所の表示

五 旧氏併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、旧氏併記申出情報を登記所に提供しなければならない。

29 電子情報処理組織を使用する方法

30 旧氏併記申出情報を記載した書面(第十四項において「旧氏併記申出書」という。)を提出する方法

31 旧氏併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての旧氏併記の申出が同一の所有権の登記名義人についての同一の旧氏に係るものであるときは、この限りでない。

32 旧氏併記の申出をする場合には、次に掲げる情報(第十一項及び第十四項において「旧氏併記申出添付情報」という。)をその旧氏併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

二 第三項第五号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報

三 第三十七條の二の規定は、旧氏併記の申出をする場合について準用する。

33 第五十八條の八第一項及び第五十八條の九の規定は、第六項第一号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする場合について、第四十三條第二項の規定は前項において準用する令第十四條の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

34 第四十二條の規定は前項において準用する令第十二條第二項の電子署名について、第四十三條第二項の規定は前項において準用する令第十四條の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

35 第六項第一号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする出人が旧氏併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二條の電子署名を行い、当該申出人の第四十三條第一項第一号に掲げる電子証明書(登記官が申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。)を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第八項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。

36 第五十八條の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記の申出をする場合について、第五十八條の十一の規定はローマ字氏名併記の申出をしようとする者がローマ字氏名併記申出書又は旧

37 項第一号に掲げる電子証明書(登記官が当該申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。)を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

38 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、当該申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとする。

39 第五十八條の三十五 所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録しよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでない。

40 前項の規定による申出(以下この条において「旧氏併記の申出」という。)をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

41 旧氏併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてなければならない。

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申出の目的

四 所有権の登記名義人の氏名

五 所有権の登記名義人について記録すべき旧氏

六 申出に係る不動産の不動産所在事項

七 前項第六号の規定にかかわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報(以下この条において「旧氏併記申出情報」という。)の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするを要しない。

42 旧氏併記の申出においては、第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 第八項に規定する旧氏併記申出添付情報の表示

三 申出の年月日

四 登記所の表示

五 旧氏併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、旧氏併記申出情報を登記所に提供しなければならない。

氏併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「旧氏併記申出添付書面」という。）を送付する場について、第五十五条の規定は旧氏併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。

15 第五十七条及び第五十八条の十四（第五項を除く。）の規定は、旧氏併記申出情報提供された場合について準用する。

16 登記官は、旧氏併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。

一 登記の目的

二 申出の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人の氏名

五 申出に係る旧氏

17 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。

18 第五十八条の十八の規定は、第十六項の規定による記録をした場合について準用する。（旧氏併記の終了）

19 第五十九条の三十六 登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対して、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。

2 前条第三項から第十項まで（第三項第五号及び第八項第二号を除く。）、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

3 登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。

一 登記の目的

二 申出の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人の氏名

4 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。

5 第五十八条の十八の規定は、第三項の規定による記録をした場合について準用する。（相続人申告登記への準用）

第六百五十八條の三十七 第六百五十八條の三十四の規定は相続人申出をする場合における申出人又

は相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）について、第六百五十八條の三十五の規定は相続人申告名義人について、前条の規定は登記記録に旧氏が記録されている相続人申告名義人について、それぞれ準用する。この場合において、第六百五十八條の三十四第二項中「前項第二号に掲げる登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする」と、「同号に定める者」とあるのは「相続人申告名義人」と読み替えるものとする。

第三款 用益権に関する登記

第六百五十九條 法第八十條第四項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 要役地の地役権の登記である旨

二 承役地に係る不動産所在事項及び当該土地が承役地である旨

三 地役権設定の目的及び範囲

四 登記の年月日

2 登記官は、地役権の設定の登記をした場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該地の登記所に承役地、要役地、地役権設定の目的及び範囲並びに地役権の設定の登記の申請の受付の年月日を通知しなければならない。

3 登記官は、地役権の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記又は地役権の登記の抹消をしたときは、要役地の登記記録の第一項各号に掲げる事項についての変更の登記若しくは更正の登記又は要役地の地役権の登記の抹消をしなければならない。

4 第二項の規定は、地役権の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記又は地役権の登記の抹消をした場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときについて準用する。

5 第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、要役地の登記記録の乙区に、通知を受けた事項を記録し、又は第三項の登記をしなければならない。（地役権図面番号の記録）

第六百六十條 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、その登記の末尾に地役権

図面番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるとも、同様とする。

第四款 担保権等に関する登記

（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）

第六百六十一條 登記官は、建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記をするときは、登記記録の甲区に登記義務者の氏名又は名称及び住所並びに不動産工事の先取特権の保存の登記をするにより登記をする旨を記録しなければならない。

（建物の建築が完了した場合の登記）

第六百六十二條 登記官は、前条の登記をした場合において、建物の建築が完了したことによる表題登記をするときは、同条の登記をした登記記録の表題部に表題登記をし、法第八十六條第二項第一号に掲げる登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、法第八十七條第一項の所有権の保存の登記をするときは、前条の規定により記録した事項を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、法第八十七條第二項の建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をしたときは、法第八十六條第三項において準用する同条第二項第一号に掲げる登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。（順位の譲渡又は放棄による変更の登記）

第六百六十三條 登記官は、登記した担保権について順位の譲渡又は放棄による変更の登記をするときは、当該担保権の登記の順位番号の次に変更の登記の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。（担保権の順位の変更の登記）

第六百六十四條 登記官は、担保権の順位の変更の登記をするときは、順位の変更があった担保権の登記の順位番号の次に変更の登記の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。（根抵当権等の分割譲渡の登記）

第六百六十五條 第三條第五号の規定にかかわらず、民法第三百九十八條の十二第二項（同法第三百六十一條において準用する場合を含む。）の規定により根質権又は根抵当権（所有権以外の権利を目的とするものを除く。）を分割して

譲り渡す場合の登記は、主登記によってするものとする。

2 登記官は、民法第三百九十八條の十二第二項（同法第三百六十一條において準用する場合を含む。）の規定により根質権又は根抵当権を分割して譲り渡す場合の登記の順位番号を記録するときは、分割前の根質権又は根抵当権の登記の順位番号を用いなければならない。

3 登記官は、前項の規定により順位番号を記録したときは、当該順位番号及び分割前の根質権又は根抵当権の登記の順位番号にそれぞれ第四十七條第二項の符号を付さなければならない。

4 登記官は、第二項の登記をしたときは、職権で、分割前の根質権又は根抵当権について極度の減額による根抵当権の変更の登記をし、これに根質権又は根抵当権を分割して譲り渡すことにより登記する旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

（共同担保目録の作成）

第六百六十六條 登記官は、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく登記をするとき（第六十八條第二項に規定する場合を除く。）は、次条に定めるところにより共同担保目録を作成し、当該担保権の登記の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の申請が書面申請である場合には、当該申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）に共同担保目録の記号及び目録番号を記載しなければならない。（共同担保目録の記録事項）

第六百六十七條 登記官は、共同担保目録を作成するときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 共同担保目録を作成した年月日

二 共同担保目録の記号及び目録番号

三 担保権が目的とする二以上の不動産に関する権利に係る次に掲げる事項

イ 共同担保目録への記録の順序に従って当該権利に付す番号

ロ 当該二以上の不動産に係る不動産所在事項

ハ 当該権利が所有権以外の権利であるときは、当該権利

事項

二 当該担保権の登記（他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものを除く。）の順位番号

2 前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。
（追加共同担保の登記）

第六十八條 令別表の四十二の項申請情報欄ハ、同表の四十六の項申請情報欄ハ、同表の四十七の項申請情報欄ホ（四）、同表の四十九の項申請情報欄ハ及びヘ（四）、同表の五十の項申請情報欄ハ、同表の五十六の項申請情報欄ニ（四）並びに同表の五十八の項申請情報欄ハ及びヘ（四）の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

2 登記官は、一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記をした後に、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存若しくは設定又は処分を目的とする申請があつた場合において、当該申請に基づく登記をするときは、当該登記の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

3 登記官は、前項の場合において、前の登記に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該申請に係る権利が担保の目的となつた旨並びに申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

4 登記官は、第二項の場合において、前の登記に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の担保権の登記についてする付記登記によって、当該担保権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登記の年月日を記録しなければならない。

5 登記官は、第二項の申請に基づく登記をした場合において、前の登記に他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものがあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に同項の申請に基づく登記をした旨を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第二項から第四項までに定める手続をしなければならない。

（共同担保の根抵当権等の分割譲渡の登記）
第六十九條 令別表の五十一の項申請情報欄ホ及び同表の六十の項申請情報欄ホの法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

2 登記官は、共同担保目録のある分割前の根抵当権又は根抵当権について第六十五條第二項の登記をするときは、分割後の根抵当権又は根抵当権について当該共同担保目録と同一の不動産に関する権利を記録した共同担保目録を作成しなければならない。

3 登記官は、前項の場合には、分割後の根抵当権又は根抵当権の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

第七十條 登記官は、二以上の不動産に関する権利が担保権の目的である場合において、その一の不動産に関する権利を目的とする担保権の登記の抹消をしたときは、共同担保目録に、申請の受付の年月日及び受付番号、当該不動産について担保権の登記が抹消された旨並びに当該抹消された登記に係る第六十七條第一項第三号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、共同担保目録に記録されている事項に関する変更の登記又は更正の登記をしたときは、共同担保目録に、変更後又は更正後の第六十七條第一項第三号に掲げる事項、変更の登記又は更正の登記の申請の受付の年月日及び受付番号、変更又は更正をした旨並びに変更前又は更正前の権利に係る同号に掲げる登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

3 第六十八條第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

4 前項において準用する第六十八條第五項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項又は第二項に定める手続をしなければならない。

5 第一項、第三項及び第四項の規定は、第六十條第二項（第六十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により記録をする場合について準用する。

（抵当証券交付の登記）
第七十一條 法第九十四條第一項の抵当証券交付の登記（同条第三項の規定による囑託に基づくものを除く。）においては、何番抵当権につき抵当証券を交付した旨、抵当証券交付の日、抵当証券の番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

所の囑託により抵当証券を作成した旨、抵当証券作成の日、抵当証券の番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

2 法第九十四條第三項の規定による囑託に基づく抵当証券交付の登記においては、何番抵当権につき抵当証券を交付した旨、抵当証券交付の日、何登記所で交付した旨並びに抵当証券の番号を記録しなければならない。

（買戻しの特約の登記の抹消）
第七十四條 登記官は、買戻しによる権利の取得の登記をしたときは、買戻しの特約の登記の抹消をしなければならない。

2 登記官は、法第九十四條第一項の規定による登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく権利の保存、設定、移転又は変更の登記及び信託の登記をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

3 登記官は、前二項の規定にかかわらず、法第九十四條の二第一項の規定による登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく権利の変更の登記及び信託の登記又は信託の抹消の登記をするときは、権利部の相当区に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

（信託目録）
第七十六條 登記官は、信託の登記をするときは、法第九十七條第一項各号に掲げる登記事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に目録番号を付した上、当該信託の登記の末尾に信託目録の目録番号を記録しなければならない。

信託目録について準用する。この場合には、登記官は、分筆後又は分割後若しくは区分後の信託目録の目録番号を変更しなければならない。

3 登記官は、信託の変更の登記をするときは、信託目録の記録を変更しなければならない。

第七十七條 削除
第六款 仮登記
（法第五十五條第一号の仮登記の要件）
第七十八條 法第五十五條第一号に規定する法務省令で定める情報は、登記識別情報又は第三者の許可、同意若しくは承諾を証する情報とする。

（仮登記及び本登記の方法）
第七十九條 登記官は、権利部の相当区に仮登記をしたときは、その次に当該仮登記の順位番号と同一の順位番号により本登記をすることができ、余白を設けなければならない。

2 登記官は、仮登記に基づいて本登記をするときは、当該仮登記の順位番号と同一の順位番号を用いてしなければならない。

3 前二項の規定は、保全仮登記について準用する。

第四節 補則

第一款 通知

第一百八十一條

（登記完了証）
登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が二人以上あるときは、その一人（登記権利者及び登記義務者が申請人であるときは、登記権利者及び登記義務者の各一人）に通知すれば足りる。

第二款

前項の登記完了証は、別記第六号様式により、次の各号に掲げる事項を記録して作成するものとする。

- 一 申請の受付の年月日及び受付番号
- 二 第四百七十七條第二項の符号
- 三 不動産番号

四 法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項

五 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）

六 法第二十七条第二号の登記の年月日

七 申請情報（電子申請の場合にあつては、第三十四条第一項第一号に規定する情報及び第三十六条第四項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあつては、登記の目的に限る。）

（登記完了証の交付の方法）

第百八十二条 登記完了証の交付は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

- 一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記完了証を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 書面申請 登記完了証を書面により交付する方法

2 送付の方法により登記完了証の交付を求めるときは、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。

3 第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により登記完了証を交付する場合について準用する。

4 官庁又は公署が送付の方法により登記完了証の交付を求めるときは、書留郵便又は信書便に記載された住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものその他の郵便又は信書便によつて書面を送付する方法によつてするものとする。

（登記が完了した旨の通知を要しない場合）

第百八十二条の二 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第百八十一条第一項の規定にかかわらず、申請人に対し、登記が完了した旨の通知をすることを要しない。この場合においては、同条第二項の規定により作成した登記完了証を廃棄することができる。

一 前条第一項第一号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了

証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。

二 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。

2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、適用しない。

（申請人以外の者に対する通知）

第百八十三条 登記官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号（第一号に掲げる場合にあつては、申請人以外の者に限る。）に定める者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

- 一 表示に関する登記を完了した場合 表題部所有者（表題部所有者の更正の登記又は表題部所有者である共有者の持分の更正の登記にあつては、更正前の表題部所有者）又は所有権の登記名義人
- 二 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつてする申請に基づく登記を完了した場合 当該他人
- 三 法第六十九条の二の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合 当該登記の登記名義人であつた者

2 前項の規定による通知は、同項の規定により通知を受けるべき者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

3 第一項第一号の規定は、法第五十一条第六項（法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登記には、適用しない。

4 登記官は、民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされた相続による所有権の移転の登記についてする次の各号に掲げる事由による所有権の更正の登記の申請（登記権利者が単独で申請するものに限る。）があつた場合には、登記義務者に対し、当該申請があつた旨を通知しなければならない。

一 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言による所有権の取得

二 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の取得

（処分制限の登記における通知）

第百八十四条 登記官は、表題登記がない不動産又は所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の制限の登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。

2 前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 不動産所在事項及び不動産番号
- 二 登記の目的
- 三 登記原因及びその日付
- 四 登記名義人の氏名又は名称及び住所

（職権による登記の抹消における通知）

第百八十五条 法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
 - イ 不動産所在事項及び不動産番号
 - ロ 登記の目的
- ハ 申請の受付の年月日及び受付番号
- ニ 登記原因及びその日付
- ホ 申請人の氏名又は名称及び住所

二 抹消する理由

2 前項の通知は、抹消する登記が民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつてする申請に基づくものであるときは、代位者に対してもしなければならない。

（審査請求に対する相当の処分の通知）

第百八十六条 登記官は、法第五十七条第一項の規定により相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない。

（裁判所への通知）

第百八十七条 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。

- 一 法第六十四条の規定により過料に処せられるべきがあることを職務上知つたとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）
- 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過料

に処せられるべき者があることを職務上知つたとき。

（各種の通知の方法）

第百八十八条 法第六十七条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項及び第三項並びに第一百五十七条第三項並びにこの省令第四十条第二項及び第百八十三条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第二款 登録免許税

（登録免許税を納付する場合における申請情報等）

第百八十九条 登記の申請においては、登録免許税額を申請情報の内容としなければならない。

この場合において、登録免許税法別表第一第一号（一）から（三）まで、（五）から（七）まで、（十）、（十二）及び（十二）イからホまでに掲げる登記については、課税標準の金額も申請情報の内容としなければならない。

2 登録免許税法又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）その他の法令の規定により登録免許税を免除されている場合には、前項の規定により申請情報の内容とする事項（以下「登録免許税額等」という。）に代えて、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

3 登録免許税法又は租税特別措置法その他の法令の規定により登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税額等のほか、軽減の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

4 登録免許税法第十三条第一項の規定により一の抵当権等の設定登記をいう。）とみなされる登記の申請を二以上の申請情報によつてする場合においては、登録免許税額等は、そのうちの一の申請情報の内容とすれば足りる。ただし、同法第十三条第一項後段の規定により最も低い税率をもつて当該設定登記の登録免許税の税率とする場合においては、登録免許税額等をその最も低い税率によるべき不動産等に関する権利（同法第十一条に規定する不動産等に関する権利をいう。）についての登記の申請情報の内容としなければならない。

5 前項の場合において、その申請が電子申請であるときは登録免許税額等を一の申請の申請情報の内容とした旨を他の申請情報の内容とし、

その申請が書面申請であるときは登録免許税額等を記載した申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、登記所の定める書類）に登録免許税の領収証書又は登録免許税額相当の印紙をはり付けて他の申請書にはその旨を記録しなければならない。

6 登記官の認定した課税標準の金額が申請情報の内容とされた課税標準の金額による税額を超える場合において、申請人がその差額を納付するときは、差額として納付する旨も申請情報の内容として追加しなければならない。

7 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

（課税標準の認定）

第九十条 登記官は、申請情報の内容とされた課税標準の金額を相当でないと認めるときは、申請人に対し、登記官が認定した課税標準の金額を適宜の方法により告知しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、申請が書面申請であるときは、申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、適宜の用紙）に登記官が認定した課税標準の金額を記載しなければならない。

第三款 雑則

（審査請求を受けた法務局又は地方方法務局の長の命令による登記）

第九十一条 登記官は、法第五十七條第三項又は第四項の規定による命令に基づき登記をするときは、当該命令をした者の職名、命令の年月日、命令によって登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

（登記の嘱託）

第九十二条 この省令に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第十六條第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

第四章 登記事項の証明等

第一節 登記事項の証明等に関する請求

第九十三条 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等

が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。）又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。地図等又は登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときも、同様とする。

一 請求人の氏名又は名称
二 不動産所在事項又は不動産番号
三 交付の請求をする場合にあつては、請求に係る書面の通数

四 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあつては、第九十六條第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分
五 登記事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、その旨

六 地図等又は土地所在図等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分
七 送付の方法により登記事項証明書、地図等の全部若しくは一部の写し又は土地所在図等の全部若しくは一部の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

2 法第二十一条第三項又は第四項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

一 請求人の住所
二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
三 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
四 法第二十一条第三項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 法第二十一条第四項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨

3 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

6 第二項の閲覧の請求を代理人によつてするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

7 法人である代理人によつて第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

（登記事項証明書等の交付の方法等）

第九十四条 前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（以下この章において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2 登記事項証明書の交付（送付の方法による交付を除く。）の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、登記官が管理する入出力装置に請求情報を入力する方法によりすることができる。

3 登記事項証明書の交付の請求は、前二項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

第九十五条 削除

第二節 登記事項の証明等の方法

（登記事項証明書の種類等）

第九十六条 登記事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 全部事項証明書 登記記録（閉鎖登記記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部

二 現在事項証明書 登記記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

三 何区何番事項証明書 権利部の相当区に記録されている事項のうち請求に係る部分

四 所有者証明書 登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ことの特分

五 一棟建物全部事項証明書 一棟の建物に属するすべての区分建物である建物の登記記録に記録されている事項の全部

六 一棟建物現在事項証明書 一棟の建物に属するすべての区分建物である建物の登記記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

2 前項第一号、第三号及び第五号の規定は、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書の記載事項について準用する。

（登記事項証明書の作成及び交付）

第九十七条 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の甲区又は乙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。

2 前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。

- 一 土地の登記記録 別記第七号様式
- 二 建物（次号の建物を除く。）の登記記録 別記第八号様式
- 三 区分建物である建物に関する登記記録 別記第九号様式

四 共同担保目録 別記第十号様式
五 信託目録 別記第五号様式

3 登記事項証明書を作成する場合において、第百九十三条第一項第五号に掲げる事項が請求情報の内容とされていないときは、共同担保目録又は信託目録に記載された事項の記載を省略するものとする。

4 登記事項証明書に登記記録に記載した事項を記載するときは、その順位番号の順序に従って記載するものとする。

5 登記記録に記載されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。

6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法により行うことができる。

(登記事項証明書の受領の方法)
第百九十七条の二 第百九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。

(登記事項要約書の作成)
第百九十八条 登記事項要約書は、別記第十一号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに所有権の登記以外の登記事項については現に効力を有するものうち主要な事項を記載して作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登記官は、請求人の申出により、不動産の表示に関する事項について現に効力を有しないものを省略し、かつ、所有権の登記以外の登記については現に効力を有するものの個数のみを記載した登記事項要約書を作成することができる。この場合には、前項の登記事項要約書を別記第十二号様式により作成するものとする。

3 登記官は、請求人から別段の申出がない限り、一の用紙により二以上の不動産に関する事項を記載した登記事項要約書を作成することができる。

第百九十九条 削除
(地図等の写し等の作成及び交付)
第二百条 登記官は、地図等の全部又は一部の写しを作成するときは、地図等の全部又は一部の

写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

2 登記官は、地図等が電磁的記録に記載されている場合において、当該記録された地図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記載されている地図等を書面に出し、これに地図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3 第百九十七条第六項の規定は、地図等の全部又は一部の写し及び前項の書面の交付について準用する。

4 第百九十四条第二項及び第三項並びに第百九十七条の二の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

(土地所在図等の写し等の作成及び交付)
第二百一条 登記官は、土地所在図等の写しを作成するときは、土地所在図等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

2 登記官は、土地所在図等が電磁的記録に記載されている場合において、当該記録された土地所在図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記載されている土地所在図等を書面に出し、これに土地所在図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3 第百九十七条第六項の規定は、土地所在図等の写し及び前項の書面の交付について準用する。

4 第百九十四条第二項及び第三項並びに第百九十七条の二の規定は、第二項の書面の交付の請求について準用する。

(閲覧の方法)
第二百二条 地図等又は登記簿の附属書類の閲覧は、登記官(その指定する職員を含む。第三項において同じ。)の面前でさせるものとする。

2 法第百二十条第二項及び第百二十一条第二項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記載された情報の内容を書面に出し力して表示する方法とする。

3 登記官は、法第百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる

場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子計算機を使用し、登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができる。

第三節 登記事項証明書等における代替措置
第一款 通則

(公示用住所管理ファイル)
第二百二条の二 法務大臣は、第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを用意するものとする。

2 公示用住所管理ファイルは、法第百九十九条第六項の申出(以下この節において「代替措置申出」という。)の申出人ごとに電磁的記録に記載して調製するものとする。

3 公示用住所管理ファイルに記載された情報の保存期間は、永久とする。

(代替措置の要件)
第二百二条の三 法第百九十九条第六項の法務省令で定める場合は、当該登記記録に記載されている者その他の者(自然人であるものに限り)について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)を受けた児童であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの(次号において「身体に対する暴力」という。)を除く。)を受けるおそれがあること。

四 前三号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動(身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。)

を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

(代替措置等申出)
第二百二条の四 代替措置申出又は第二百二条の十六第一項の規定による申出(以下この節において「代替措置等申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下この節において「代替措置等申出書」という。)を登記所に提出してしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所
二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
三 申出の目的
四 申出に係る不動産の不動産所在事項

2 代替措置等申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所の登記官に対してもすることができ。

3 第一項第四号の規定にかかわらず、不動産番号(申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示)を代替措置等申出書に記載したときは、同号に掲げる事項を代替措置等申出書に記載することを要しない。

4 代替措置等申出においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を代替措置等申出書に記載するものとする。

一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
二 この節の規定により代替措置等申出書に添付しなければならない書面(以下この節において「代替措置等申出添付書面」という。)の表示

三 申出の年月日
四 代替措置等申出書を提出する登記所の表示
代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申出人ごとに作成して提出しなければならない。

5 代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申出人が代替措置等申出書又は委任状に記載した住所の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成するも

を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれがあること。

のに限る。その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

二 申出人の氏名又は住所が法第十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）

三 代理人によって代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

七 前項第一号の規定は、申出人が同号の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合において、登記官から求めがあったときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

八 第三十七条及び第三十七条の二の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

九 第五十三条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。

（立件）

第二百二条の五 登記官は、代替措置等申出書が提出されたときは、これを立件しなければならない。

二 前項の場合には、登記官は、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録しなければならない。

三 登記官は、第一項の規定により立件をする際、代替措置等申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。

（調査）

第二百二条の六 登記官は、代替措置等申出があったときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。

二 登記官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出しているかどうか又は法第十九条第六項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

三 登記官は、前項に規定する申出人又は代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

四 登記官は、第二項の規定による調査をしたときは、その調査の結果を記録した調査を作成しなければならない。前項の嘱託を受けて調査をした場合についても、同様とする。

五 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調査を嘱託をした登記官に送付しなければならない。

（代替措置等申出の取下）

第二百二条の七 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。

二 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

三 代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

四 代替措置等申出書に記載された事項が登記記録と合致しないとき。

五 代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。

六 代替措置等申出添付書面が添付されないとき。

七 代替措置等申出がされた場合において、法第十九条第六項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

二 登記官は、前項ただし書の期間を定めるときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

三 第三十八条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人」とあるのは「申出人」と、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは「代替措置等申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。

（代替措置等申出の取下げ）

第二百二条の八 代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げの旨を記載した書面を代替措置等申出書に提出した登記所に提出する方法によってしなければならない。

二 代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後は、することができない。

三 登記官は、代替措置等申出添付書面が提出された場合において、代替措置等申出の取下げがされたときは、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（代替措置等申出添付書面の還付）

第二百二条の九 代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第二百二条の四第六項第一号の書面、第二百二条の十一第四項（第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。）の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

二 前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

三 登記官は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

四 前項後段の規定により登記官印を押印した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

五 第三項前段の規定にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

六 第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

七 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であった信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによつてするものとする。

八 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用する

ることができ、証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

九 前項の指定は、告示してしなければならない。

第二款 代替措置

（代替措置における公示用住所）

第二百二条の十 法第十九条第六項の法務省令で定める事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることのできる者（以下この節において「公示用住所提供者」という。）の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地（以下この節において「公示用住所」という。）とする。

（代替措置申出）

第二百二条の十一 代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一 法第十九条第六項に規定する場合に該当する事実の概要

二 第二百二条の十三に規定する代替措置を講ずべき住所（以下この節において「措置対象住所」という。）

三 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

四 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

二 代替措置申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。

一 法第十九条第六項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二 前項第四号に掲げる事項を証する書面

三 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）

四 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面

三 前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

4 第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号が代替措置等申出書に記載したとき（登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。）。
- 二 公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたとき。

（公示用住所管理ファイルへの記録）

第二百二条の十二 登記官は、代替措置申出があったときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 措置対象住所
- 三 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
- 四 公示用住所

2 登記官は、前項の規定による記録をしたときは、遅滞なく、代替措置申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所に代替措置等申出書の写しを送付しなければならない。

（代替措置）

第二百二条の十三 登記官は、公示用住所管理ファイルに記録された措置対象住所に係る登記記録について登記事項証明書又は登記事項要約書を作成するときは、当該措置対象住所に代わるものとして公示用住所管理ファイルに記録された公示用住所を記載する措置（次条において「代替措置」という。）を講じなければならない。（代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付の請求）

第二百二条の十四 代替措置申出をした申出人又はその相続人は、当該代替措置申出に係る措置対象住所について代替措置が講じられていない登記事項証明書の交付を請求することができ

2 前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならない。

- 一 請求人の住所
- 二 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名
- 三 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨
- 五 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

3 第一項の請求については、適用しない。

4 第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。

- 一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであって、作成後三月以内のものに限る。）その他の請求人となるべき者が請求をしていることを証する書面
- 二 代替措置申出をした申出人が請求する場合において、請求人の氏名又は住所が法第九十九条第六項の登記記録に記載されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）
- 三 代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、法第九十九条第六項の登記記録に記載されている者の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）
- 四 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5 第一号の書面（印鑑に関する証明書を除く。）を登記官に提示した場合について準用する。

6 法人である代理人によつて第一項の交付の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を添付することを要しない。

7 第二百二条の九の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合において、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十四第四項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

8 登記官は、第一項の交付の請求があつた場合には、登記事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。

（代替措置申出の撤回）

第二百二条の十五 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。

2 前項の規定による撤回は、次に掲げる事項を記載した撤回書を登記所に提出してしなければならない。

- 一 代替措置申出をした申出人の氏名及び住所
- 二 代理人によつて撤回をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 三 代替措置申出を撤回する旨
- 四 代替措置申出に係る第二百二条の四第一項第四号に掲げる事項
- 五 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項

3 第二百二条の四第二項から第五項までの規定は、代替措置申出の撤回について準用する。

4 第二項の撤回書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 代替措置申出をした申出人が撤回書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成するものであって、作成後三月以内のもの

に限る。）その他の代替措置申出をした申出人が撤回をしていることを証する書面

二 代替措置申出をした申出人の氏名又は住所が法第九十九条第六項の登記記録に記載されている者の氏名又は住所と異なる場合にあつては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあつては、これに代わるべき書面）

三 代理人によつて撤回をするときは、当該代理人の権限を証する書面

5 第二百二条の四第七項から第九項まで、第二百二条の五、第二百二条の六及び第二百二条の九の規定は、代替措置申出の撤回について準用する。この場合において、第二百二条の六第二項中「申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第九十九条第六項に規定する場合に該当する事実の有無」とあるのは「代替措置申出をした申出人が撤回をしているかどうか」と、第二百二条の九第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十五第四項第二号及び第三号に掲げる書面」と読み替えるものとする。

6 登記官は、第一項の規定による撤回があつた場合には、当該代替措置申出についての第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。

7 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による削除をした場合について準用する。

第三款 公示用住所の変更

第二百二条の十六 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置申出に係る公示用住所の変更を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

- 一 措置対象住所に係る登記記録を特定するために必要な事項
- 二 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称
- 三 第一項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。
 - 一 前項第二号に掲げる事項を証する書面
 - 二 変更後の公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面（変更

後の公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。）

三 法務局又は地方法務局を変更後の公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面

4 前項第二号の十一第三項及び第四項の規定は、前項第二号の書面について準用する。

5 登記官は、第一項の規定による申出があつた場合には、公示用住所管理ファイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。

6 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。

第四節 手数料

第二百三条 法第十九条第一項及び第二項、第二百十條第一項及び第二項並びに第二百一十條第一項から第四項までの手数料を収入印紙をもつて納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

2 前項の規定は、令第二十二條第一項に規定する証明の請求を第六十八條第三項第二号に掲げる方法によりする場合における手数料の納付について準用する。

(送付に要する費用の納付方法)

第二百四條 請求書を登記所に提出する方法により第九十三條第一項の交付の請求をする場合において、第九十七條第六項(第二百三條第三項及び第二百一十條第三項において準用する場合を含む。)の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。

2 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができ、証券であつて法務大臣が指定するものを請求書と併せて提出する方法により納付しなければならない。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

(電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法)

第二百五條 法第十九條第四項ただし書(法第二百十條第三項及び第二百一十條第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。)の法務省令で定める方法は、第九十四條第二項及び第三項に規定する方法とする。

2 第九十四條第二項又は第三項(これらの規定を第二百三條第四項及び第二百一十條第四項において準用する場合を含む。)に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

3 前項の規定は、令第二十二條第一項に規定する証明の請求を第六十八條第三項第一号に掲げる方法によりする場合における手数料の納付について準用する。

第五章 筆界特定

第一節 総則

第二百六條 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 筆界特定電子申請 法第三十一條第五項において準用する法第十八條第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による筆界特定の申請をいう。

二 筆界特定書面申請 法第三十一條第五項において準用する法第十八條第二号の規定により次号の筆界特定申請書を法務局又は地方法務局に提出する方法による筆界特定の申請をいう。

三 筆界特定申請書 筆界特定申請情報を記載した書面をいい、法第三十一條第五項において準用する法第十八條第二号の磁気ディスクを含む。

四 筆界特定添付情報 第二百九條第一項各号に掲げる情報をいう。

五 筆界特定添付書面 筆界特定添付情報を記載した書面をいい、筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを含む。

第二百七條 法第三十一條第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情とする。

2 法第三十一條第三項第五号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 筆界特定の申請人(以下この章において単に「申請人」という。)が法人であるときは、その代表者の氏名

二 代理人によつて筆界特定の申請をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名又は名称及び住所

四 申請人が一筆の土地の一部の所有権を取得した者であるときは、その旨

五 申請人が法第三十一條第二項の規定に基づいて筆界特定の申請をする地方公共団体であるときは、その旨

六 対象土地が表題登記がない土地であるときは、当該土地を特定するに足りる事項

七 工作物、囲障又は境界標の有無その他の対象土地の状況

3 筆界特定の申請においては、法第三十一條第三項第一号から第四号まで及び前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を筆界特定申請情報の内容とするものとする。

一 申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 関係土地に係る不動産所在事項又は不動産番号(表題登記がない土地にあつては、法第三十四條第一項第一号に掲げる事項及び当該土地を特定するに足りる事項)

三 関係人の氏名又は名称及び住所その他の連絡先

四 工作物、囲障又は境界標の有無その他の関係土地の状況

五 申請人が対象土地の筆界として特定の線を主張するときは、その線及びその根拠

六 対象土地の所有権登記名義人等であつて申請人以外のものが対象土地の筆界として特定の線を主張しているときは、その線

七 申請に係る筆界について民事訴訟の手續により筆界の確定を求めた訴えに係る訴訟(以下「筆界確定訴訟」という。)に係属しているときは、その旨及び事件の表示その他これを特定するに足りる事項

八 筆界特定添付情報の表示

九 法第三十九條第一項の規定により提出する意見又は資料があるときは、その表示

十 筆界特定の申請の年月日

十一 法務局又は地方法務局の表示

十二 第二項第六号及び第七号並びに前項第二号(表題登記がない土地を特定するに足りる事項

に係る部分に限る。)及び第四号から第六号までに掲げる事項を筆界特定申請情報の内容とするに当たつては、図面を利用する等の方法により、現地の状況及び筆界として主張されている線の位置を具体的に明示するものとする。

(一の申請情報による複数の申請)

第二百八條 対象土地の一を共通にする複数の筆界特定の申請は、一の筆界特定申請情報によつてすることができる。

(筆界特定添付情報)

第二百九條 筆界特定の申請をする場合には、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるときは、次に掲げる情報

イ 会社法人等番号を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二 代理人によつて筆界特定の申請をするとき(申請人が前号イに規定する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して筆界特定の申請をする場合を除く。)は、当該代理人の権限を証する情報

三 申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)

四 申請人が表題登記がない土地の所有者であるときは、当該申請人が当該土地の所有権を有することを証する情報

五 申請人が一筆の土地の一部の所有権を取得した者であるときは、当該申請人が当該一筆の土地の一部について所有権を取得したことを証する情報

六 申請人が所有権の登記名義人若しくは表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人である場合において、筆界特定申請情報の内容である所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の氏名若しくは住所又は住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長、登記官その他の

公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報）

七 申請人が法第三十一条第二項の規定に基づいて筆界特定申請をする地方公共団体であるときは、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報

二 前項第一号及び第二号の規定は、国の機関の所管に属する土地について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

三 第一項第一号の規定は、申請人が同号イに規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書を提供して筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

一 次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二 支配人等によつて筆界特定の申請をする場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

四 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならぬ。

五 法人である代理人によつて筆界特定の申請をする場合においては、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

六 筆界特定の申請をする場合において、所有権の登記名義人又は表題部所有者の第三十六条第四項に規定する住民票コード（当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該住民票コードの提供をもつて、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

（筆界特定電子申請の方法）
第二百十條 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。ただし、筆界特定添付情報の送信に代えて、法務局又は地方方法務局に筆界特定添付書面を提出することを妨げない。

二 前項ただし書の場合には、筆界特定添付書面を法務局又は地方方法務局に提出する旨を筆界特定申請情報の内容とする。

三 令第十二条第一項の規定は筆界特定電子申請において、同条第二項の規定は筆界特定電子申請において送信する場合における筆界特定添付情報について、令第十四条の規定は筆界特定電子申請において電子署名が行われている情報を送信する場合について、それぞれ準用する。

四 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、第四十四条第二項及び第三項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、それぞれ準用する。

（筆界特定書面申請の方法等）
第二百一一条 筆界特定書面申請をするときは、筆界特定申請書に筆界特定添付書面を添付して提出しなければならない。

二 第二百九条第一項第一号及び第二号に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したもの、作成後三月以内のものでなければならぬ。ただし、官庁又は公署が筆界特定の申請をする場合は、この限りでない。

三 委任による代理人によつて筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に記名しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

四 第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が記名したものでなければならない。

五 令第十二条第一項の規定は筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により筆界特定の申請をする場合について、同条第二項の規定は磁気ディスクに記録された筆界特定添付情報について、令第十四条の規定は筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について、それぞれ準用する。

六 第四十五条第一項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下この条において同じ。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を

記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第二百一十一条第五項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは、「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは、「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」とする。

七 筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除した文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

八 申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

九 筆界特定書面申請は、対象土地の所在地を管轄する登記所を経由して行うことができる。

（筆界特定申請書の送付方法）
第二百二二条 筆界特定の申請をしようとする者が筆界特定申請書又は筆界特定添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによるものとする。

二 前項の場合には、筆界特定申請書又は筆界特定添付書面を入れた封筒の表面に筆界特定申請書又は筆界特定添付書面が在中する旨を明記するものとする。

（筆界特定添付書面の原本の還付請求）
第二百二三条 申請人は、筆界特定添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求することができる。ただし、当該筆界特定の申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

二 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

三 筆界特定登記官は、第一項本文の規定による請求があつた場合には、却下事由の有無について

ての調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

四 前項前段の規定にかかわらず、筆界特定登記官は、偽造された書面その他の不正な筆界特定の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

第二款 筆界特定の申請の受付等
（筆界特定の申請の受付）
第二百四四条 筆界特定登記官は、法第三十一条第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報が提供されたときは、当該筆界特定申請情報に係る筆界特定の申請の受付をしなければならない。

二 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしたときは、当該筆界特定の申請に手続番号を付さなければならない。

（管轄区域がまたがる場合の移送等）
第二百五五条 第四十条第一項及び第二項の規定は、法第二百四十四条第二項において読み替えて準用する法第六条第三項の規定に従つて筆界特定の申請がされた場合について準用する。

（補正）
第二百六六条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができる。

（公告及び通知の方法）
第二百七七条 法第三十三条第一項の規定による公告は、法務局若しくは地方方法務局の掲示場その他法務局若しくは地方方法務局内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は法務局若しくは地方方法務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつてインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により二週間行うものとする。

二 法第三十三条第一項の規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

3 前項の通知は、関係人が法第百三十九条の定めるところにより筆界特定に関し意見又は図面その他の資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。

第三款 意見又は資料の提出
(意見又は資料の提出)

第二百十八條 法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 手続番号
- 二 意見又は資料を提出する者の氏名又は名称
- 三 意見又は資料を提出する者が法人であるときは、その代表者の氏名
- 四 代理人によって意見又は資料を提出するときは、当該代理人の氏名又は名称及び代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 五 提出の年月日
- 六 法務局又は地方法務局の表示

2 法第百三十九条第一項の規定による資料の提出は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 資料の表示
- 二 作成者及びその作成年月日
- 三 写真又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）にあつては、撮影、録画等の対象並びに日時及び場所
- 四 当該資料の提出の趣旨

（情報通信の技術を利用する方法）

第二百十九條 法第百三十九条第二項の法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して情報を送信する方法
- 二 法務大臣の定めるところにより情報を記録した磁気ディスクその他の電磁的記録を提出する方法

三 前二号に掲げるもののほか、筆界特定登記官が相当と認める方法

（書面の提出方法）

第二百二十條 申請人又は関係人は、法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出を書面とするときは、当該書面の写し三部を提出しなければならない。

2 筆界特定登記官は、必要と認めるときは、前項の規定により書面の写しを提出した申請人又は関係人に対し、その原本の提示を求めることができる。

（資料の還付請求）

第二百二十一條 法第百三十九条第一項の規定により資料（第二百十九條各号に掲げる方法によつて提出したものを除く。以下この条において同じ。）を提出した申請人又は関係人は、当該資料の還付を請求することができる。

2 筆界特定登記官は、前項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る資料を筆界特定をするために留め置く必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、これを還付するものとする。

第四款 意見聴取等の期日
(意見聴取等の期日の場所)

第二百二十二條 法第百四十條第一項の期日（以下「意見聴取等の期日」という。）は、法務局又は地方法務局、対象土地の所在地を管轄する登記所その他筆界特定登記官が相当と認める場所において開く。

（意見聴取等の期日の通知）

第二百二十三條 法第百四十條第一項の規定による通知は、申請人及び関係人が同項の定めるところにより対象土地の筆界について意見を述べ、又は資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。

2 第二百十七條第二項の規定は、前項の通知について準用する。

（意見聴取等の期日における筆界特定登記官の権限）

第二百二十四條 筆界特定登記官は、意見聴取等の期日において、発言を許し、又はその指示に従わない者の発言を禁ずることができる。

2 筆界特定登記官は、意見聴取等の期日の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

3 筆界特定登記官は、相当と認める者に意見聴取等の期日の傍聴を許すことができる。

（意見聴取等の期日における資料の提出）

第二百二十五條 第二百十八條、第二百二十條及び第二百二十一條の規定は、意見聴取等の期日において申請人又は関係人が資料を提出する場合について準用する。

（意見聴取等の期日の調査）

第二百二十六條 法第百四十條第四項の調査には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 手続番号
- 二 筆界特定登記官及び筆界調査委員の氏名

三 出頭した申請人、関係人、参考人及び代理人の氏名

四 意見聴取等の期日の日時及び場所

五 意見聴取等の期日において行われた手続の要領（陳述の要旨を含む。）

六 その他筆界特定登記官が必要と認める事項

2 筆界特定登記官は、前項の規定にかかわらず、申請人、関係人又は参考人の陳述をビデオテープその他の適当と認める記録用の媒体に記録し、これをもつて調査の記録に代えることができる。

3 意見聴取等の期日の調査には、書面、写真、ビデオテープその他筆界特定登記官において適当と認めるものを引用し、筆界特定手続記録に添付して調査の一部とすることができる。

第五款 調査等の閲覧
(調査等の閲覧)

第二百二十七條 申請人又は関係人は、法第百四十一條第一項の規定により調査又は資料の閲覧の請求をするときは、次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。

- 一 手続番号
- 二 請求人の氏名又は名称及び住所並びに申請人又は関係人の別
- 三 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
- 四 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

2 前項の閲覧の請求をするときは、請求人が請求権限を有することを証する書面を提示しなければならない。

3 第一項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも提供したときは、この限りでない。

4 第一項の閲覧の請求を代理人によつてするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合においては、当該法人の会社法人等番号をも提供したときは、この限りでない。

5 法人である代理人によつて第一項の閲覧の請求をする場合においては、当該代理人の会社法人等番号をも提供したときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

6 第一項の閲覧の請求は、同項の情報を記載した書面を法務局又は地方法務局に提出する方法によりしなければならない。

（調査等の閲覧の方法）

第二百二十八條 法第百四十一條第一項の規定による調査又は資料の閲覧は、筆界特定登記官（その指定する職員を含む。第三項において同じ。）の面前でさせるものとする。

2 法第百四十一條第一項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法その他の筆界特定登記官が適当と認める方法とする。

3 筆界特定登記官は、法第百四十一條第一項の規定による調査又は資料の閲覧をさせる場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、電子計算機を使用して筆界特定登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて閲覧をさせることができる。

第三節 筆界特定
(筆界調査委員の調査の報告)

第二百二十九條 筆界特定登記官は、筆界調査委員に対し、法第百三十五條の規定による事実の調査の経過又は結果その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二百三十條 法第百四十二條の規定による意見の提出は、書面又は電磁的記録をもつてするものとする。

（筆界特定書の記録事項等）

第二百三十一條 筆界特定書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 手続番号
- 二 対象土地に係る不動産所在事項及び不動産番号（表題登記がない土地にあつては、法第三十四條第一項第一号に掲げる事項及び当該土地を特定するに足りる事項）
- 三 結論
- 四 理由の要旨
- 五 申請人の氏名又は名称及び住所
- 六 申請人の代理人があるときは、その氏名又は名称
- 七 筆界調査委員の氏名
- 八 筆界特定登記官の所属する法務局又は地方法務局の表示

- 2 筆界特定登記官は、書面をもって筆界特定書を作成するときは、筆界特定書に職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
- 3 筆界特定登記官は、電磁的記録をもって筆界特定書を作成するときは、筆界特定登記官を明らかにするための措置であつて法務大臣が定めるものを講じなければならない。
- 4 法第四十三條第二項の図面には、次に掲げる事項を記録するものとする。
 - 一 地番区域の名称
 - 二 方位
 - 三 縮尺
 - 四 対象土地及び関係土地の地番
- 五 筆界特定の対象となる筆界又はその位置の範囲
- 六 筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点（筆界の位置の範囲を特定するときは、その範囲を構成する各点。次項において同じ。）間の距離
- 七 境界標があるときは、当該境界標の表示
- 八 測量の年月日
- 5 法第四十三條第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合であつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。
- 6 第十條第四項並びに第七十七條第三項及び第四項の規定は、法第四十三條第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七條第三項中「第一項第九号」とあるのは「第七百三十一條第四項第七号」と読み替えるものとする。

- 3 筆界特定登記官は、前項の書面を作成するときは、電磁的記録をもって作成された筆界特定書を書面に出力し、これに筆界特定書に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
- 4 法第四十四條第一項の規定による筆界特定書の写し（第二項の書面を含む。）の交付は、送付の方法によりすることができる。
- 5 第二百十七條第一項の規定は法第四十四條第一項の規定による公告について、第二百十七條第二項の規定は法第四十四條第一項の規定による関係人に対する通知について、それぞれ準用する。

第四節 筆界特定手続記録の保管

- 2 対象土地が二以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、前項の規定による送付は、法第二百二十四條第二項において読み替えて準用する法第六條第二項の規定により法務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であつて対象土地の所在地を管轄するものに対してするものとする。この場合又は、筆界特定登記官は、当該二以上の法務局又は地方法務局のうち法務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局以外の法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であつて対象土地の所在地を管轄するものに筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されているときは、その内容を書面に出力したもの。次項及び次条において同じ。）を送付しなければならない。
- 3 対象土地が二以上の登記所の管轄区域にまたがる場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項の規定による送付は、法務局又は地方法務局の長が指定する登記所に対してするものとする。この場合には、筆界特定登記官は、当該二以上の登記所のうち法務局又は地方法務局の長が指定した登記所以外の登記所に筆界特定書等の写しを送付しなければならない。

- 登記所の登記官は、対象土地の登記記録に、筆界特定がされた旨を記録しなければならない。（筆界特定手続記録の保存期間等）
- 第二百三十五條 次の各号に掲げる情報の保存期間は、当該各号に定めるところとする。
 - 一 筆界特定書に記載され、又は記録された情報
 - 二 筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記載された情報
- 2 筆界特定手続記録の全部又は一部が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の保存は、当該情報の内容を書面に出力したものを保存する方法によつてすることができる。
- 3 筆界特定手続記録の全部又は一部が書面をもって作成されているときは、当該書面に記録された情報の保存は、当該情報の内容を記録した電磁的記録を保存する方法によつてすることができる。
- 第二百三十五條の二 次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるところとする。
 - 一 筆界特定受付等記録簿及び筆界特定関係簿
 - 二 筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳

- 第二百三十六條 第二十九條から第三十二條までの規定（同条第二項を除く。）は、筆界特定手続記録について準用する。この場合において、第二十九條中「登記に関する電磁的記録、帳簿又は書類」とあり、第三十條第一項中「登記記録又は地図等」とあり、同条第三項中「登記記録、地図等又は登記簿の附属書類」とあり、第三十一條第一項中「登記簿、地図等及び登記簿の附属書類」とあり、同条第二項中「登記簿の附属書類」とあり、及び同条第三項中「登記簿、地図等又は登記簿の附属書類」とあるのは「筆界特定手続記録」と、第三十二條第一項中「当該不動産の登記記録（共同担保目録及び信託目録を含む。次項において同じ。）並びに地図等及び登記簿の附属書類（電磁的記録に記載されている地図等及び登記簿の附属書類を含む。）」とあるのは「当該不動産に係る筆界特定手続記録」と読み替えるものとする。

- （筆界確定訴訟の確定判決があつた場合の取扱）
- 第二百三十七條 登記官は、その保管する筆界特定手続記録に係る筆界特定がされた筆界について、筆界確定訴訟の判決（訴えを不適法として却下したものを除く。以下本条において同じ。）が確定したときは、当該筆界確定訴訟の判決が確定した旨及び当該筆界確定訴訟に係る事件を特定するに足りる事項を当該筆界特定に係る筆界特定書に明らかにすることができる。
- 第五節 筆界特定書等の写しの交付等（筆界特定書等の写しの交付の請求情報等）
- 第二百三十八條 法第四十九條第一項の規定により筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この節において「請求情報」という。）を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。
 - 一 請求人の氏名又は名称
 - 二 手続番号
 - 三 交付の請求をするときは、請求に係る書面の通数
 - 四 筆界特定書等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分
 - 五 送付の方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所
- 2 法第四十九條第二項の規定により筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。
 - 一 請求人の住所
 - 二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名
 - 三 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 四 法第四十九條第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分
- 3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。
- 4 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の

資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

5 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

6 法人である代理人によって第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

(筆界特定書等の写しの交付の請求方法等)
第二百三十九条 前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報に記載した書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2 送付の方法による筆界特定書等の写しの交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

3 法第四百九条第三項において準用する法第四百九条第四項ただし書の法務省令で定める方法は、前項に規定する方法とする。

(筆界特定書等の写しの作成及び交付)
第二百四十条 登記官は、筆界特定書等の写しを作成するとき(次項に規定する場合を除く)は、筆界特定書等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

2 登記官は、筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合において、筆界特定書等の写しを作成するときは、電磁的記録に記録された筆界特定書等を書面に出し、これに筆界特定書等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3 筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。(準用)

第二百四十一条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第四百九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときに、第二百四十二条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第二百四十一条第二項及び第二百二条第二項」と、同条第三項中「法第二百四十一条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第二百四十一条第二項及び第二百二条第二項」と、第二百三十九条第二項中「法第二百三十九条第二項」とあるのは「法第二百三十九条第二項及び第二百二条第二項」と、第二百三十八条第一項中「法第二百三十八条第一項」とあるのは「法第二百三十八条第一項及び第二百二条第二項」と、第二百三十九条第二項中「法第二百三十九条第二項」とあるのは「法第二百三十九条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第二百三十九条第二項及び第二百二条第二項」と読み替えるものとする。

定は法第四百九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもって納付するときに、第二百四十二条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第二百二条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第二百四十一条第二項及び第二百二条第二項」と、同条第三項中「法第二百四十一条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第二百四十一条第二項及び第二百二条第二項」と、第二百三十九条第二項中「法第二百三十九条第二項」とあるのは「法第二百三十九条第二項及び第二百二条第二項」と、第二百三十八条第一項中「法第二百三十八条第一項」とあるのは「法第二百三十八条第一項及び第二百二条第二項」と、第二百三十九条第二項中「法第二百三十九条第二項」とあるのは「法第二百三十九条第二項及び第二百二条第二項」とあるのは「法第二百三十九条第二項及び第二百二条第二項」と読み替えるものとする。

第六節 雑則
第二百四十二条 法第四百六条第一項の法務省令で定める費用は、筆界特定登記官が相当と認める者に命じて行わせた測量、鑑定その他専門的な知見を要する行為について、その者に支給すべき報酬及び費用の額として筆界特定登記官が相当と認めたものとする。(代理人等)

第二百四十三条 関係人が法人である場合において、当該関係人が筆界特定の手続において意見の提出その他の行為をするときは、次に掲げる情報を法務局又は地方方法務局に提供しなければならない。

- 一 会社法人等番号を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号
- 二 前号に規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報は、当該法人の代表者が同項第一号に規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書を提供して同項の行為をする場合には、適用しない。

一 次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二 支配人等によって前項の行為をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

3 筆界特定の申請がされた後、申請人又は関係人が代理人を選任したときは、当該申請人又は関係人は、当該代理人の権限を証する情報を法務局又は地方方法務局に提供しなければならない。ただし、当該申請人又は関係人が会社法人等番号を有する法人であつて、当該代理人が支配人等である場合は、この限りでない。

4 前項本文に規定する代理人が法人である場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。(申請の却下)

第二百四十四条 筆界特定登記官は、法第四百三十二条第一項の規定により筆界特定の申請を却下するときは、決定書を作成し、これを申請人に交付しなければならない。

2 前項の規定による交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

3 筆界特定登記官は、申請を却下したときは、筆界特定添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

4 筆界特定登記官は、法第四百三十三条第一項の規定による公告をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を公告しなければならない。第二百七十七条第一項の規定は、この場合における公告について準用する。

5 筆界特定登記官は、法第四百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百七十七条第二項の規定は、この場合における通知について準用する。(申請の取下げ)

第二百四十五条 筆界特定の申請の取下げは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてしなければならない。

- 一 筆界特定電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を

取り下げる旨の情報を筆界特定登記官に提供する方法

二 筆界特定書面申請 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を筆界特定登記官に提出する方法

2 筆界特定の申請の取下げは、法第四百四十四条第一項の規定により申請人に対する通知を発送した後は、することができない。

3 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の取下げがあったときは、筆界特定添付書面を還付するものとする。前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 筆界特定登記官は、法第四百三十三条第一項の規定による公告をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは、その旨を公告しなければならない。第二百七十七条第一項の規定は、この場合における公告について準用する。

5 筆界特定登記官は、法第四百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百七十七条第二項の規定は、この場合における通知について準用する。(筆界特定書の更正)

第二百四十六条 筆界特定書に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、筆界特定登記官は、いつでも、当該筆界特定登記官を監督する法務局又は地方方法務局の長の許可を得て、更正することができる。

2 筆界特定登記官は、筆界特定書を更正したときは、申請人に対し、更正の内容を通知するとともに、更正した旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。法第四百三十三条第二項及びこの省令第二百七十七条第二項の規定は、この場合における通知について、同条第一項の規定は、この場合における公告について、それぞれ準用する。

第六章 法定相続情報
第二百四十七条 表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ)又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、

- 申出人の住所又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報をいう。以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。
- 一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日
- 二 相続開始の時ににおける同順位相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄
- 三 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。
 - 一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄
 - 二 代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあつてはその親族若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - 三 利用目的
 - 四 交付を求めらるる通数
 - 五 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号
 - 六 申出の年月日
 - 七 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨
- 三 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が記名したものに限る。）
 - 二 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時から戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書
 - 三 被相続人の最後の住所を証する書面
 - 四 第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
 - 五 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面

- 六 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
- 七 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
- 四 前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
 - 一 登記官は、第三項第二号から第四号までに掲げる書面によつて法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。
 - 六 登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。
 - 七 前各項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。
 - （法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）
 - 第二百四十八条 法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却は、申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。
 - 二 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役員に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。
 - 三 前項の指定は、告示してしなければならない。
 - 附則
 - （施行期日）
 - 第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。
 - （経過措置の原則）
 - 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則（以下「新規則」という。）の規定は、この附則

- に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項に適用する。ただし、改正前の不動産登記法施行細則（以下「旧細則」という。）の規定により生じた効力を妨げない。
- 二 この省令の施行前にした旧細則の規定による処分、手続その他の行為は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新規則の適用については、新規則の相当規定によつてしたものとする。（登記簿の改製）
- 第三条 登記所は、その事務について法附則第三条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものを除く。）を受けたときは、当該事務に係る旧登記簿（同条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧法」という。）第十四条に規定する登記簿をいう。以下同じ。）を法第二条第九号に規定する登記簿に改製しなければならない。ただし、法附則第三条第一項に規定する電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿については、この限りでない。
- 二 前項の規定による登記簿の改製は、登記用紙にされている登記を登記記録に移記してするものとする。この場合には、土地登記簿の表題部の登記用紙にされている地番、地目及び地積に係る登記を除き、現に効力を有しない登記を移記することを要しない。
- 三 登記官は、前項の規定により登記を移記するときは、登記記録の表題部又は権利部の相当区に移記した登記の末尾に同項の規定により移記した旨を記録しなければならない。
- 四 登記官は、第二項の規定により登記を移記したときは、登記用紙の表題部にその旨及びその年月日を記載し、当該登記用紙を閉鎖しなければならない。この場合には、旧登記簿の目録に当該旧登記簿につづり込んだ登記用紙の全部を閉鎖した旨及びその年月日を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。（未指定事務に係る旧登記簿）
- 第四条 新規則第四条、第八条、第九条、第九十条、第九十二条第二項、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条第四項及び第七百九十五条から第九十八条までの規定は、法附則第三条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされる

第二 条第 二項	不動産登記 法第十五 条 但書	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号。以下「法」と謂フ）附則第三条第四項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧法」と謂フ）第十五条但書
第二 条第 三項	第四十八 条ノ第三 一項	不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号。以下「新規則」と謂フ）附則第四条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第四十八条ノ第三一項
第二 条第 四項	第五十二 条	新規則附則第四条第二項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第五十二条
第四 条	不動産登記 法第十五 条 但書	法附則第三条第四項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル旧法第十五条但書

ものを含む。以下「第三条指定」という。）を受けた事務について、その第三条指定の日から適用する。

二 第三条指定がされるまでの間は、第三条指定を受けていない事務に係る旧登記簿（法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第一項に規定する閉鎖登記簿を含む。）については、旧細則第一条から第十条まで、第十一条、第十三条、第三十五条から第三十五条ノ三まで、第四十八条ノ二から第五十四条ノ二まで、第五十七条ノ九、第六十三条ノ二、第六十四条、第六十四条ノ二及び第七十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九	第四	第五	第六	第七	第十	第十四	第十八	第二	第四	第五
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七

第九	第十四	第十九	第二	第四	第五	第九	第十四	第十九	第二	第四	第五
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七

第七	第十一	第十四	第十六	第二	第六	第十	第十四	第十八	第二	第四	第五
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七
ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七	ノ九第七

の年月日及び受付番号」と、新規則第九十三
 条の見出し中「登記事項証明書」とあるのは
 「登記簿の謄本」と、同条第一項中「登記事項
 証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しく
 は一部の写し（地図等が電磁的記録に記録され
 ているときは、当該記録された情報の内容を証
 明した書面）又は土地所在図等の全部若しくは
 一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録
 されているときは、当該記録された情報の内容
 を証明した書面）の交付」とあるのは、「法附則
 第三条第四項の規定によりなおその効力を有す
 ることとされる旧法第二十一条第一項（法附則
 第三条第四項の規定によりなおその効力を有す
 ることとされる旧法第二十四条ノ二第三項にお
 いて準用する場合を含む。）の規定による登記
 簿の謄本若しくは抄本の交付又は登記簿の閲
 覧」と、新規則第九十三条第一項第四号中
 「登記事項証明書の交付の請求をする場合に
 あっては、第九十六条第一項各号（同項第一
 号、第三号及び第四号を同条第二項において準
 用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書
 の区分」とあるのは「登記簿の抄本の交付を請
 求する場合にあっては、抄本の交付を請求する
 部分」と、新規則第九十三条第一項第五号中
 「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本
 又は抄本」と、新規則第二百二条第一項中「地
 図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。
 4 第三条指定を受けていない事務において登記
 用紙に記録された事項を抹消する記号を記録す
 るには、当該事項を抹消するものとする。
 5 第三条指定を受けていない事務において登記
 用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記
 用紙に登記官が登記官印を押印するものとし
 る。
第五條 新規則第九十三条第一項、第九十四
 条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一
 項及び第二百四條の規定は、法附則第四條第一
 項に規定する閉鎖登記簿の謄本若しくは抄本の
 交付又は閲覧について準用する。
 2 前項の閉鎖登記簿の謄本又は抄本について
 は、旧細則第三十五條から第三十五條ノ三まで
 の規定は、なおその効力を有する。
 3 新規則第三十條及び第三十二條の規定は、第
 一項の閉鎖登記簿に関する事務について準用す
 る。

(旧登記簿が滅失した場合の回復手続)
第六条 第三条指定を受けていない事務に係る旧登記簿(信託目録を含む)が滅失したときは、旧法第十九条、第二十三条及び第六十九條から第七十五條までに規定する手続により回復するものとする。この場合には、当該事務について本登記簿交付帳を備える。

2 前項に規定する手続により交付された登記簿は、旧法第六十條の規定により還付された登記簿とみなす。
3 旧細則第二十二條及び第六十條から第六十條ノ三までの規定は、第一項の旧登記簿についてなおその効力を有する。この場合において、旧細則第二十二條第一項中「不動産登記法第二十三條ノ告示」とあるのは「新規則附則第六條第一項ノ規定スル手続ノ告示」と、旧細則第六十條中「不動産登記法第六十條第一項ノ手続」とあるのは「旧法第六十條第一項ノ規定スル手続」と、旧細則第六十條ノ二中「不動産登記法第七十二條第一項」とあるのは「新規則附則第六條第一項」と、旧細則第六十條ノ三中「不動産登記法第七十四條第一項」とあるのは「新規則附則第六條第一項」と、「同法第七十二條第一項」とあるのは「旧法第七十二條第一項」とする。

4 法の施行の際、現に旧法の規定により行われている第一項に規定する手続については、なお従前の例による。第三条指定を受けていない事務が第三条指定を受けた際、現に当該事務について第一項の規定により行われている手続についても、同様とする。
(第三条指定を受けている登記所からの移送)
第七条 不動産の所在地が当該不動産に係る事務から当該事務指定を受けている甲登記所の管轄から当該事務指定を受けている乙登記所において、甲登記所が当該不動産の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に移送するには、甲登記所の当該不動産の登記記録、共同担保目録又は信託目録に記録された事項を記載した書面を送付しなければならない。

2 乙登記所が前項の規定により登記記録に記録された事項を記載した書面の送付を受けたときは、乙登記所の登記官は、当該書面に記載された事項を登記用紙に記載しなければならない。この場合には、表題部及び権利部に記載した登記の末尾に、管轄転属により登記をした旨及び

その年月日を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

3 乙登記所が第一項の規定により共同担保目録の送付を受けたときは、乙登記所の登記官は、これに基づき共同担保目録又は信託目録を作成しなければならない。この場合には、必要に応じて、作成した共同担保目録又は信託目録に新たに記号又は目録番号を付さなければならない。
4 第二項の場合において、同項の書面に旧法第二百二十五條若しくは第二百二十七條第一項の規定又は新規則第六十六條第一項若しくは第六十八條第二項若しくは第四項の規定により記録された事項の記載があるときは、乙登記所の登記官は、登記用紙に前項の規定によって付した記号又は目録番号を用いて当該事項を記載しなければならない。

(第三条指定を受けていない登記所からの移送)
第八条 不動産の所在地が当該不動産に係る事務から当該事務指定を受けていない甲登記所の管轄から当該事務指定を受けている乙登記所において、乙登記所の登記官は、移送を受けた登記用紙に記載された事項を登記記録に記録しなければならない。ただし、法附則第三條第一項に規定する電子情報処理組織による取扱いに適合しないものは、この限りでない。

2 乙登記所の登記官は、前項の規定による記録をしたときは、移送を受けた登記用紙を閉鎖しなければならない。
3 乙登記所の登記官は、第一項に規定する場合において、移送を受けた共同担保目録又は信託目録があるときは、これに基づき共同担保目録又は信託目録を作成しなければならない。
4 前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合において、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければならない」とあるのは「登記官の識別番号を記録しなければならない」と、同条第四項中「同項の書面」とあるのは「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「記録しなれば」と読み替えるものとする。

第九条 共同担保目録に関する事務について第三条指定を受けていない登記所(以下「共担未指定登記所」という。)において二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定又は処分の登記を申請する場合(書面申請をする場合に限る。この条において同じ。)における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例による。ただし、一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定又は処分の登記を申請する場合において、前記登記に他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものがあるときであっても、一の共同担保目録を添付すれば足りる。
1 又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記をした後、共担未指定登記所において同一の債権を担保するため他の一の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定又は処分の登記を申請する場合における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例による。ただし、一の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記をした後、同一の債権を担保するため他の一の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定又は処分の登記を申請する場合において、前の登記が他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものであるときであっても、一の共同担保目録を添付すれば足りる。
2 共担未指定登記所において担保権の登記がある土地の分筆の登記、建物の分割の登記、建物の区分の登記又は敷地権付き区分建物について敷地権を抹消することとなる登記の申請をする場合の共同担保目録については、なお従前の例による。ただし、これらの登記をする前の不動産に関する権利が他の登記所の管轄区域内にある不動産に関する権利とともに担保権の目的であったときであっても、一の共同担保目録を添付すれば足りる。
3 前三項の規定により共同担保目録が提出された場合において、前の登記に関する共同担保目録があるときは、新たに提出される共同担保目録は当該前の登記に関する共同担保目録の一部とみなす。
4 旧細則第四十三條ノ二から第四十三條ノ四までの規定は、第一項から第三項までの規定により共担未指定登記所に提出すべき共同担保目録について、なおその効力を有する。

第十条 共担未指定登記所においては、共同担保目録つづり込み帳を備える。

2 共担未指定登記所において電子申請により共同担保目録に記録すべき情報が提供されたときは、登記官は、書面で共同担保目録を作成しなければならない。
3 前項の規定による共同担保目録は、第一項の共同担保目録つづり込み帳につづり込むものとする。この省令その他の法令の規定により登記官が作成した共同担保目録についても、同様とする。

4 前条第一項から第三項までの規定により共担未指定登記所において書面申請により共同担保目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第八十三條第二項の共同担保目録とみなす。この場合には、当該書面は、新規則第十九條の規定にかかわらず、第一項の共同担保目録つづり込み帳につづり込むものとする。
5 前条第四項の規定により前の登記に関する共同担保目録の一部とみなされる共同担保目録には、前の登記に関する共同担保目録と同一の記号及び目録番号を付すものとする。
6 第一項の共同担保目録つづり込み帳に共同担保目録をつづり込むときは、その目録番号の順序によるものとする。
7 共同担保目録つづり込み帳は、記号ごとに別冊とするものとする。ただし、分冊にすることを妨げない。

8 共同担保目録に掲げた不動産であつて共担未指定登記所の管轄区域内にあるものの全部又は一部の所在地が他の登記所に転属した場合において共同担保目録を移送するときは、共同担保目録又はその記載事項を転写して作成した共同担保目録を移送するものとする。
9 旧細則第五十七條ノ四から第五十七條ノ六まで(第五十七條ノ四第三項を除く。)の規定は、共担未指定登記所において登記官が作成する共同担保目録について、なおその効力を有する。この場合において、旧細則第五十七條ノ四第一項中「不動産登記法第二百二十七條第二項ノ規定ニ依リ不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為ストキハ」とあるのは「新規則第六十八條第三項ノ規定ニ依リ記録ヲ為ストキハ」と、「申請書」とあるのは「申請」と、同条第二項中「不動産登記法第二百二十八條第一項ノ規定ニ依リ附記ヲ為スニハ」とあるのは「新規則第七十條第

一及び二の項中「申請書」とあるのは「申請」と、同条第二項中「不動産登記法第二百二十八條第一項ノ規定ニ依リ附記ヲ為スニハ」とあるのは「新規則第七十條第

一項（同条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及び第二項ノ規定ニ依リ記録ヲ為スニハ」と、「申請書」とあるのは「申請」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「新規則附則第十條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第五十七條ノ四第二項」と、「第四十三條ノ四又ハ第五十七條ノ五」とあるのは「新規則附則第九條第五項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第四十三條ノ四又ハ新規則附則第十條第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第五十七條ノ五」と、旧細則第五十七條ノ五第一項中「第四十三條ノ二、第四十三條ノ三第一項及び第四十三條ノ四」とあるのは「新規則附則第九條第五項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第四十三條ノ二、第四十三條ノ三第一項及び第四十三條ノ四」とする。

第十一条 この省令の施行の際、現に登記所に備え付けてある共同担保目録は、法第八十三條第二項の共同担保目録とみなす。

第十二条 信託目録に関する事務については第三條指定を受けていない登記所（以下「信託目録未指定登記所」という。）においては、信託目録つづり込み帳を備える。

第十三条 信託目録未指定登記所において電子申請により信託目録に記録すべき情報が提供されたときは、登記官は、書面で信託目録を別記第五号様式により作成しなければならない。

第十四条 前項の規定による信託目録は、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第十五条 信託目録未指定登記所において信託の登記の申請を書面申請によりするときは、申請人は、別記第五号様式による用紙に信託目録に記録すべき情報を記載して提出しなければならない。信託目録に関する事務については第三條指定を受けた登記所において、その登記簿が附則第三條第一項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）である不動産について、信託の登記の申請を書面申請によりするときは、同様とする。

第十六条 前項の規定により信託目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第九十七條第三項の信託目録とみなす。この場合には、当該書面は、新規則第十九條の規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第十七条 前項の規定により信託目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第九十七條第三項の信託目録とみなす。この場合には、当該書面は、新規則第十九條の規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第十八条 前項の規定により信託目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第九十七條第三項の信託目録とみなす。この場合には、当該書面は、新規則第十九條の規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第十九条 前項の規定により信託目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第九十七條第三項の信託目録とみなす。この場合には、当該書面は、新規則第十九條の規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第二十条 前項の規定により信託目録に記録すべき情報を記載した書面が提出されたときは、当該書面は、法第九十七條第三項の信託目録とみなす。この場合には、当該書面は、新規則第十九條の規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込み帳につづり込むものとする。

第二十一条 旧細則第十六條ノ四第一項、第四十三條ノ六から第四十三條ノ九まで、第五十七條ノ十及び第五十七條ノ十一の規定は、信託目録未指定登記所の信託目録について、なおその効力を有する。この場合において、旧細則第十六條ノ四第一項中「信託原簿」とあるのは「信託目録」と、「申請書」とあるのは「申請」と、旧細則第四十三條ノ六中「信託原簿」とあるのは「信託目録ニ記録すべき情報ヲ記載シタル書面」と、「附録第十号様式」とあるのは「不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）別記第五号様式」と、旧細則第四十三條ノ七及び別記第十三條ノ八中「信託原簿用紙」とあるのは「信託目録ニ記録すべき情報ヲ記載シタル書面用紙」と、旧細則第四十三條ノ九中「第四十三條ノ三」とあるのは「新規則附則第九條第五項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第四十三條ノ三」と、「信託原簿」とあるのは「信託目録ニ記録すべき情報ヲ記載シタル書面」と、旧細則第五十七條ノ十及び第五十七條ノ十一中「信託原簿」とあるのは「信託目録」とする。

第二十二条 この省令の施行の際、現に登記所に備え付けてある信託原簿は、法第九十七條第三項の信託目録とみなす。

第二十三条 共同担保目録等の改製

第二十四条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第二十五条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第二十六条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第二十七条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第二十八条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第二十九条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十一条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十二条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十三条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十四条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十五条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十六条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十七条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

第三十八条 附則第三條の規定は、共同担保目録及び信託目録について準用する。

する情報を記載した書面であつて不動産所在事項、登記の目的及び登記原因その他の申請に係る登記を特定することができず、登記簿に記載したもつ又は申請書と同一の内容を記載した書面を提出するものとする。

第三十九条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十一条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十二条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十三条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十四条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十五条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十六条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十七条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

第四十八条 法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十一條本文又は法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第六十七條の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十二條の規定により提出された登記済証を旧法第六十條第一項に規定する登記原因を証する書面若しくは申請書の副本又は同条第二項に規定する登記済証若しくは書面とみなす。

第四十九條 第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十条 第六條指定がされるまでの間における第六條指定を受けていない登記手続については、新規則第七十條の適用については、同条中「法第二十二條」とあるのは、「法附則第六條第三項の規定により読み替えて適用される法第二十二條」とする。

第五十一条 旧細則第四十四條ノ十七の規定は、第六條指定がされるまでの間、第六條指定を受けていない登記手続について、なおその効力を有する。（法附則第七條の登記手続）

第五十二条 第六條指定を受けた登記手続において、申請人が法附則第七條の規定により登記済証を提出して登記の申請をしたときは、当該申請人である登記義務者（登記権利者及び登記義務者がない場合にあっては、申請人である登記名義人）に対し、登記完了証に代えて、旧法第六十條第二項の規定による方法により作成した登記済証を交付するものとする。（第六條指定に関する経過措置）

第五十三条 第六條指定を受けた登記手続のうち、附則第三條第一項の規定による改製を終えていない登記簿に関する登記手続は、法附則第六條第一項並びに附則第十五條第一項、第二項、第六項、第八項及び第九項並びに第十六條の適用については、第六條指定を受けていない登記手続とみなす。（電子情報処理組織を使用する方法による登記事項証明書書の交付の請求）

第五十四条 新規則第九十四條第三項の規定は、法務大臣が指定した登記所における登記事項証明書の交付の請求について、当該指定の日から当該指定に係る登記所ごとに適用する。

第五十五条 前項の指定は、告示してしなければならない。

第五十六条 前項の指定は、告示してなければならない。

第五十七条 前項の指定は、告示してなければならない。

第五十八条 前項の指定は、告示してなければならない。

第五十九条 前項の指定は、告示してなければならない。

第六十条 前項の指定は、告示してなければならない。

第六十一条 前項の指定は、告示してなければならない。

第六十二条 前項の指定は、告示してなければならない。

第六十三条 前項の指定は、告示してなければならない。

第六十四条 前項の指定は、告示してなければならない。

第六十五条 前項の指定は、告示してなければならない。

を終えていない登記簿に関する登記事項証明書
の交付の請求は、前条第一項の適用について
は、同項の規定による指定を受けていない登記
所における登記事項証明書の交付の請求とみな
す。

(予告登記の抹消)

第十八条 登記官は、職権で、旧法第三条に規定
する予告登記の抹消をすることができる。

2 登記官は、この省令の施行後、登記をする場
合において、当該登記に係る不動産の登記記録
又は登記用紙に前項の予告登記がされていると
きは、職権で、当該予告登記の抹消をしなけれ
ばならない。

(旧根抵当権の分割等による権利の変更の登記)

第十九条 民法の一部を改正する法律（昭和四十
六年法律第九十九号）附則第五条第一項の規定
による分割による権利の変更の登記は、増額の
登記についてする付記登記によってするものと
する。この場合において、登記官は、分割によ
り根抵当権の設定を登記する旨を記録し、か
つ、分割前の旧根抵当権（同法附則第二条に規
定する旧根抵当権をいう。以下同じ。）の登記
についてする付記登記によって分割後の極度額
を記録しなければならない。

2 新規則第五百五十二条第二項の規定は、前項の
場合において、増額の登記に当該増額に係る部
分を目的とする第三者の権利に関する登記があ
るときについて準用する。

3 登記官は、民法の一部を改正する法律附則第
九条第一項の規定による分離による権利の変更
の登記をするときは、当該一の不動産の上の旧
根抵当権の設定の登記についてする付記登記に
よって記録し、当該不動産が他の不動産とともに
担保の目的である旨の記録に抹消する記号を
記録しなければならない。

4 新規則第七十条第一項、第三項及び第四項
の規定は、前項の権利の変更の登記をした場合
について準用する。

(民法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 民法の一部を改正する法律（平成十六
年法律第四十七号）の施行の日の前日までの
間における新規則第三条及び第六十五條の規
定の適用については、新規則第三条第二号ロ中
「第三百九十八條の八第一項又は第二項」とあ
るものは「第三百九十八條ノ九第一項又は第二
項」と、同号ハ中「第三百九十八條の十二第二
項」とあるのは「第三百九十八條ノ十二第二

項」と、同号ニ中「第三百九十八條の十四第一
項ただし書」とあるのは「第三百九十八條ノ十
四第一項ただし書」と、新規則第六十五條第
一項及び第二項中「第三百九十八條の十二第二
項」とあるのは「第三百九十八條ノ十二第二
項」とする。

(電子申請において添付書面を提出する場合に
ついての特例等)

第二十一条 電子申請をする場合において、令附
則第五十一条の規定により書面を提出する方
法により添付情報を提供するとき、各添付情
報につき書面を提出する方法によるか否かの別
をも申請情報の内容とするものとする。

2 前項に規定する場合には、当該書面は、申請
の受付の日から二日以内に提出するものとす
る。

3 第一項に規定する場合には、申請人は、当該
書面を提出するに際し、別記第十三号様式によ
る用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付
しなければならない。

一 受付番号その他の当該書面を添付情報とす
る申請の特定に必要な事項
二 令附則第五十一条の規定により提供する
添付情報の表示

4 第一項に規定する場合において、送付の方法
により当該書面を提出するときは、書留郵便又
は信書便の役務であつて当該信書便事業者にお
いて引受け及び配達記録を行うものによるも
のとす。

5 前項に規定する場合には、当該書面を入れた
封筒の表面に令附則第五十一条の規定により
提出する書面が在中する旨を明記するものとす
る。

第二十二条 令附則第五十一条第四項の電磁的記録
は、法務大臣の定めるところにより送信して提
供しなければならない。

2 令附則第五十一条第四項の電磁的記録の提供は、
法第六十四条の登記以外の登記につき、同項の
書面に記載された情報のうち登記原因の内容を
明らかにする部分についてすれば足りる。

3 令附則第五十一条第四項の規定により同項の書面
に記載された情報を記録する場合には、法務大
臣の定めるところにより当該書面に記載されて
いる事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装
置を含む。）で読み取る方法によらなければな
らない。

第二十三条 第十七条第一項の規定にかかわら
ず、令附則第五十一条の規定により書面を提

出する方法により添付情報が提供された場合に
は、当該書面は、第十九条から第二十二條まで
の規定に従い、第十八条第二号から第五号まで
に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとす
る。

第二十四条 第三十八條第三項及び第三十九條第
三項の規定は、令附則第五十一条の規定によ
り書面を提出する方法により添付情報を提供し
た場合について準用する。

2 第四十五條、第四十九條、第五十條及び第五
十五條の規定は、令附則第五十一条の規定に
よる書面の提出について準用する。この場合に
おいて、第五十五條第一項中「申請書の添付書
面」とあるのは、「当該書面」と読み替えるも
のとす。

3 令附則第五十一条の規定により書面を提出
する方法により添付情報を提供した場合におけ
る第六十條第二項の規定の適用については、同
項第一号中「方法」とあるのは、「方法又は登
記所に提出した書面を修正し、若しくは修正に
係る書面を登記所に提出する方法」とする。

4 令附則第五十一条の規定により書面を提出
する方法により添付情報を提供する場合におけ
る第六十三條第七項の規定の適用については、
同項中「申請書」とあるのは、「附則第二十
一条第三項の用紙」とする。

第二十五条 電子申請の場合における法第二十三
条第一項に規定する申出は、当分の間、法第二
十二條に規定する登記義務者が、第七十條第一
項の書面に通知に係る申請の内容が真実である
旨を記載し、これに記名し、委任状に押印した
ものと同一の印を用いて当該書面に押印した
上、登記所に提出する方法によることができ
る。

附則（平成一七年八月二五日法務省令
第八二号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、第六十八條第七項の改正規定は、平成十
七年八月二十九日から施行する。

附則（平成一七年一月二一日法務省
令第一〇六号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、第六十八條第七項の改正規定は、平成十
七年八月二十九日から施行する。

附則（平成一八年三月二九日法務省令
第二八号）抄
第一条 この省令は、不動産登記法等の一部を改
正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月二九日法務省令
第二八号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、会社法（平成十七年法律第
八十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日法務省令
第四三三号）
この省令は、所得税法等の一部を改正する等
の法律の施行の日（平成十八年四月一日）から
施行する。

附則（平成一九年三月三〇日法務省令
第一五五号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施
行する。

(電子情報処理組織を使用する方法による地図
等の情報の内容を証明した書面又は土地所在図
等の情報の内容を証明した書面の交付の請求)

第二条 この省令による改正後の不動産登記規則
(以下この条において「新規則」という。)第二
百零四條又は第二百一十條第四項において準用
する新規則第九十四條第三項の規定は、不動
産登記規則附則第十七條第一項の規定により法
務大臣が指定した登記所のうち、法務大臣が別
に定める登記所における新規則第二百零二條
の書面又は同令第二百一十條第二項の書面の交
付の請求について適用する。

附則（平成一九年九月二八日法務省令
第五七号）
(施行期日)
第一条 この省令は、信託法の施行の日（平成十
九年九月三十日）から施行する。ただし、第一
条中不動産登記規則第七十條の改正規定及び第
六條の規定は、郵政民営化法（平成十七年法律
第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一
日）から施行する。

(経過措置)
第二条 信託法の施行の日前に登記の申請がされ
た信託の登記の登記事項証明書（信託目録に係
る部分に限る。）の様式は、なお従前の例によ
る。

2 不動産登記規則附則第十二條第一項に規定す
る信託目録未指定登記所の登記官が同条第二項
の規定により作成すべき信託目録の様式は、信
託法の施行の日前に登記の申請がされた登記に
ついては、なお従前の例による。

第三条 不動産登記規則第四号様式において
定める登記官の身分を証する書面の様式は、こ
の省令の施行の日から起算して一年を経過する

の省令の施行の日から起算して一年を経過する

日までの間は、なお従前の様式によることのできる。
2 前項の規定は、電気通信回線による登記情報
の提供に関する法律施行規則において定める職
員の身分を示す証明書の様式について準用す
る。

附則（平成二〇年一月一日法務省令
第一号）
この省令は、平成二十年一月十五日から施行
する。

附則（平成二〇年七月二日法務省令
第四六号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年七月二十二日か
ら施行する。
（経過措置）
第二条 この省令による改正後の不動産登記規則
の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも
適用する。ただし、改正前の不動産登記規則の
規定により生じた効力を妨げない。

2 この省令の施行の際現に不動産登記規則第二
十九条の規定に基づき法務局又は地方法務局の
長の廃棄の認可を受けている情報の保存期間に
ついては、なお従前の例による。

附則（平成二〇年一月二五日法務省
令第六二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正後の不動産登記規則
（以下「新規則」という。）の規定は、この附則
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正
前の不動産登記規則（以下「旧規則」という。）
により生じた効力を妨げない。

第三条 新規別則第五号及び第七号から第十号
までは、登記所ごとに日本工業規格X〇二二三
（平成十六年一月二十日において経済産業大臣
が公示した工業標準化法（昭和二十四年法律第
百八十五号）第十四条の規定に基づく改正後の
もの）に適合する登記記録について行うものと
して法務大臣が指定した共同担保目録及び信託
目録並びに登記事項証明書の作成に係る事務に
ついて、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなけれ
ばならない。
3 第一項の規定による指定がされるまでの間
は、同項の規定による指定を受けていない共同

担保目録若しくは信託目録又は登記事項証明書
の作成に係る事務については、旧規則別記第五
号及び第七号から第十号までは、なおその効力
を有する。

附則（平成二二年四月二三日法務省令
第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年四月一日法務省令第
一七号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、第一条中不動産登記規則第七十七条及び
第二百三十一条第六項の改正規定は、平成二十
二年七月一日から施行する。

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令による改正後の不動産登記規則
の規定（他の省令において準用する場合を含む。）
は、この附則に特別の定めがある場合を除き、
この省令の施行前に生じた事項にも適用す
る。ただし、改正前の不動産登記規則により
生じた効力を妨げない。

第三条 この省令の施行前にされた登記の申請又
は不動産登記規則第十六条第一項の申出につい
ては、なお従前の例による。

附則（平成二三年一月二日法務省令
第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月二五日法務省令
第五号）
抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記規則第六十四条、第六
十九条、第八十一条第二項、第八十二条
条、第八十二条の二及び別記第六号の改正
規定、第八十二条の規定、第九号の規定（第十
号中船舶登記規則第四十九条の改正規定（第十
号百九十五条を削る改正規定を除く。）、第十
一条中農業用動産抵当登記規則第四十条の改
正規定（同令第九十五条を削る改正規定を除
く。）、第十二条の規定並びに第十四条の規
定 平成二十三年六月二十七日
二 第一条中不動産登記規則第八十九条第七
項の改正規定 所得税法等の一部を改正する
法律（平成二十三年法律第 号）の施行
の日又はこの規則の施行の日のいずれか遅
い日

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令による改正後の不動産登記規則
の規定（他の省令において準用する場合を含む。）
は、この附則に特別の定めがある場合を除き、
この省令の施行前に生じた事項にも適用す
る。ただし、改正前の不動産登記規則により
生じた効力を妨げない。

第三条 この省令の施行前にされた登記の申請に
ついては、なお従前の例による。

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律
第二十三号）附則第三百八十二条の規定及び特
別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政
令の整備に関する政令（平成二十三年政令第
号）附則第二条の規定により手数料を収入
印紙又は登記印紙をもって納付するときは、収
入印紙又は登記印紙を請求書、嘱託書又は申請
書に貼つてしなければならない。

附則（平成二三年二月二日法務省
令第四一号）
この省令は、東日本大震災復興特別区域法の
施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から
施行する。

附則（平成二三年二月二六日法務省
令第四三号）
抄
（施行期日）
第一条 この省令は、改正法施行日（平成二十四
年七月九日）から施行する。

（経過措置）
第二十四条 第三条、第四条及び第七号から第十
号までの規定による改正後の次に掲げる省令の
規定の適用については、中长期在留者が所持す
る登録証明書は在留カードとみなし、特別永住
者が所持する登録証明書は特別永住者証明書と
みなす。
一から四まで 略

五 不動産登記規則第七十二条第二項第一号
2 前項の規定により登録証明書が在留カードと
みなされる期間は改正法附則第十五条第二項各
号に定める期間とし、特別永住者証明書とみな
される期間は改正法附則第二十八条第二項各号
に定める期間とする。
附則（平成二四年二月六日法務省令第
四号）
抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年二月二十日か
ら施行する。

附則（平成二四年一〇月一日法務省令
第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年三月二日法務省令
第三号）
抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年八月一五日法務省令
第二〇号）
抄
（施行期日）
第一条 この省令は、大規模災害からの復興に関
する法律附則第一条ただし書に規定する規定の
施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行
する。

（経過措置）
第四条 この省令の施行前に附則第二条の規定に
よる改正前の不動産登記規則（以下「旧規則」
という。）第二百七条第二項第五号の規定に基
づき明らかにされた事項又は旧規則第二百九条
第一項第七号の規定に基づき提供された情報
は、第三条において読み替えて準用する第一号
又は第二条の規定に基づき明らかにされた事項
又は提供された情報とみなす。

2 この省令の施行前に旧規則第二百一十一条第七
項の規定により不動産登記令（平成十六年政令
第三百七十九号）第十九条第二項の規定が準用
される場合における同項又は当該場合における
旧規則第五十条第二項において準用する旧規則
第四十八条第一項第三号の規定に基づき提供さ
れた印鑑に関する証明書については、旧規則第
二百三十三条第一項ただし書の規定は、なおその
効力を有する。

附則（平成二七年三月二七日法務省令
第一〇号）
抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年七月一日法務省令第
三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年九月二八日法務省令
第四三号）
（施行期日）
1 この省令は、不動産登記令等の一部を改正す
る政令の施行の日（平成二十七年十一月二日）
から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定、
抵当証券交付、抵当証券の記載の変更及び鈐書
賠償の登録の申請については、第一条の規定に

よる改正後の不動産登記規則第三十六条、第三十七條の二及び第四十四條第二項（これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百九條の規定、第二條の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二條（同令第五十三條において準用する場合を含む。）の規定、第三條の規定による改正後の鈟害賠償登録規則第二十條の規定、第四條の規定による改正後の企業担保登記規則第五條の規定並びに第五條の規定による改正後の船舶登記規則第二十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行前にされた不動産登記規則第十六條第一項又は第八十八條第一項の申出については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年二月四日法務省令第五一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 次に掲げる省令の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十九條の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十條の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する省令（平成二十七年総務省令第七十六号）第五條の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号。以下「旧住民基本台帳法施行規則」という。）別記様式第二のの様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十條の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第七條の規定による改正後の不動産登記規則第七十二條第二項第一号（他の省令において準用する場合を含む。）

附則（平成二十八年三月二日法務省令第二一〇号）

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七條、第三百三十四條第一項及び第三百三十九條の改正規定並びに第三條の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年四月一七日法務省令第二〇号）

この省令は、平成二十九年五月二十九日から施行する。

附則（令和元年七月一日法務省令第二三三号）

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和元年十一月二日法務省令第四一〇号）

この省令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

附則（令和元年十一月三日法務省令第四四〇号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附則（令和二年三月一九日法務省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の不動産登記規則第四十二條に定める措置を講じた情報は、この省令による改正後の同条に定める措置を講じた情報とみなす。

附則（令和二年三月三〇日法務省令第八二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年三月三十日から施行する。

2 この省令の施行前にされた登記、筆界特定及び鈟害賠償の登録の申請並びに登記識別情報に関する申出及び請求については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十五條、第六十五條及び第六十八條（これらの規定をこの省令及び他の法令において準用する場合を含む。）並びに第二百九條の規定並びに第二條の規定による改正後の鈟害賠償登録規則第二十條の規定並びに第三條の規定による改正後の企業担保登記規則第五條の規定並びに第四條の規定による改正後の船舶登記規則第二十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和二年九月一五日法務省令第四八号）

この省令は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月二十九日）から施行する。

附則（令和三年一月二九日法務省令第二二〇号）抄

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

附則（令和三年三月二九日法務省令第一四〇号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にされた筆界特定の申請並びに不動産登記規則第二百四十七條第一項及び第七項の申出については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第二百一十一條及び第二百四十七條第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第二条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二條第二項（第三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二四日法務省令第一二二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第二條の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三條の国民年金手帳をいう。）の交付を受けている者についての不動産登記規則第七十二條第二項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月二〇日法務省令第六〇号）

（施行期日）

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第八十三條第四項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和五年七月二八日法務省令第三三三号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月一日法務省令第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（法人識別事項に関する変更の登記に関する経過措置）

第二条 改正法附則第五條第五項の不動産の所有権の登記名義人は、登記官に対し、その法人識別事項（この省令による改正後の不動産登記規則（以下「新不動産登記規則」という。）第五十六條の四に規定する法人識別事項をいう。以下この条において同じ。）を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該所有権の登記名義人の法人識別事項が既に登記されているときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出（以下この条において「法人識別事項の申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出人の名称及び住所
- 二 申出人の代表者の氏名

- 三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 申出の目的
- 五 所有権の登記名義人の法人識別事項
- 六 申出に係る不動産の不動産所在事項（不動産登記規則第一条第九号に規定する不動産所在事項をいう。）
- 七 前項第六号の規定にかかわらず、不動産番号（不動産登記規則第一条第八号に規定する不動産番号をいう。）を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「法人識別事項申出情報」という。）の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項を法人識別事項申出情報の内容とすることを要しない。
- 八 法人識別事項の申出においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を法人識別事項申出情報の内容とするものとする。
 - 一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先
 - 二 第七項に規定する法人識別事項申出添付情報の表示
 - 三 申出の年月日
 - 四 登記所の表示
- 九 法人識別事項の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、法人識別事項申出情報を登記所に提供してしなければならない。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法
 - 二 法人識別事項申出情報を記載した書面（第十二項及び第十七項において「法人識別事項申出書」という。）を提出する方法
- 十 法人識別事項申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての法人識別事項の申出が同一の所有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでない。
- 十一 法人識別事項の申出をする場合には、次に掲げる情報（以下この条において「法人識別事項申出添付情報」という。）をその法人識別事項申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。
 - 一 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報
 - 二 申出人が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十一年法律第五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定

- 十二 新不動産登記規則第五十八條の十の規定は第五項第二号に掲げる方法により法人識別事項の申出をする場合について、新不動産登記規則第五十八條の十一の規定は法人識別事項の申出をしようとする者が法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付情報を記載した書面（以下この条において「法人識別事項申出添付書面」という。）を送付する場合について、不動産登記規則第五十四條の規定は第五項第二号に掲げる方法により法人識別事項の申出をした申出人について、新不動産登記規則第五十五條の規定は法人識別事項申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。
- 十三 不動産登記規則第五十七條及び新不動産登記規則第五十八條の十四（第五項を除く。）の規定は、法人識別事項申出情報が提供された場合について準用する。
- 十四 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、法人識別事項の申出を却下しなければならない。ただし、当該法人識別事項の申出

- 十五 不動産登記規則第三十八條の規定は法人識別事項の申出を却下する場合について、新不動産登記規則第五十八條の十六第二項の規定は前項ただし書の期間を定めた場合について、それぞれ準用する。この場合において、不動産登記規則第三十八條第一項中「申請人」とあるのは「申出人」と、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは「法人識別事項申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。
- 十六 不動産登記規則第三十九條第一項及び第二項の規定は、法人識別事項の申出について準用する。
- 十七 登記官は、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面が提出された場合において、法人識別事項の申出の取下げがされたときは、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面を還付するものとする。不動産登記規則第三十八條第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 十八 登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、法人識別事項に関する変更の登記をすることができる。
- 十九 前項の登記の登記事項は、次のとおりとする。
 - 一 登記の目的
 - 二 申出の受付の年月日及び受付番号
 - 三 登記原因及びその日付

- 二十 所有権の登記名義人の法人識別事項
- 二十一 新不動産登記規則第五十八條の十八の規定は、第十八項の規定による登記をした場合について準用する。
- 二十二 登記官は、第十八項の規定による登記を完了した後に当該登記が第十四項第一号又は第二号に該当することを発見したときは、当該登記に係る法人識別事項の申出の申出人に対し、一月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、この限りでない。
- 二十三 新不動産登記規則第五十八條の三十第二項から第四項までの規定は、前項本文の通知をした場合について準用する。
- 二十四 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 二十五 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 二十六 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 二十七 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 二十八 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 二十九 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十一 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十二 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十三 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十四 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十五 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十六 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十七 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十八 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 三十九 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十一 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十二 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十三 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十四 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十五 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十六 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十七 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十八 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 四十九 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。
- 五十 新不動産登記規則第五十八條の十四第一項、第二項及び第四項の規定は、前項において準用する新不動産登記規則第五十八條の第三十四項の規定により第十八項の登記の抹消をしようとする場合について準用する。

附則（令和六年四月二二日法務省令第三号）抄

（施行期日）

一 この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く）、第六条の改正規定、第九條から第十二條までの改正規定、第十三條の改正規定（船舶登記規則第四十九條中「第五条」

を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。)、第十四条の改正規定(農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。)、第十三条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表一(第四条第一項関係)土地の登記記録

第一欄		第二欄	
地図番号欄	地図の番号又は図郭の番号並びに筆界特定の年月日及び手続番号	地図の番号又は図郭の番号	筆界特定の年月日及び手続番号
土地の表示欄			
不動産番号欄	不動産番号	所在地欄	所在地
所在地欄	所在地	地番欄	地番
地目欄	地目	地積欄	地積
原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	河川区域内又は高規格堤防特別区域内、樹林帯区域内、特定樹林帯区域内若しくは河川立体内の土地である旨	
閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	閉鎖の年月日	閉鎖の年月日
所有者欄			
所有者及びその持分			

別表二(第四条第二項関係)区分建物でない建物の登記記録

第一欄		第二欄	
所在図番号欄	建物所在図の番号	所在図番号欄	建物所在図の番号
不動産番号欄	不動産番号	不動産番号欄	不動産番号
所在欄	所在(附属建物の所在を含む。)	所在欄	所在(附属建物の所在を含む。)
家屋番号欄	家屋番号	家屋番号欄	家屋番号
種類欄	種類	種類欄	種類
構造欄	構造	構造欄	構造

別表三(第四条第三項関係)区分建物である建物の登記記録

第一欄		第二欄	
棟の建物の表題部	棟の建物	棟の建物の表題部	棟の建物

床面積欄	床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	附属建物の符号	種類欄	附属建物の種類	構造欄	附属建物の構造	床面積欄	附属建物の床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	附属建物の符号	種類欄	附属建物の種類	構造欄	附属建物の構造	床面積欄	附属建物の床面積
床面積欄	床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	附属建物の符号	種類欄	附属建物の種類	構造欄	附属建物の構造	床面積欄	附属建物の床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	附属建物の符号	種類欄	附属建物の種類	構造欄	附属建物の構造	床面積欄	附属建物の床面積

区分建物の表題部

第一欄		第二欄	
区分建物の表題部	区分建物	区分建物の表題部	区分建物

専有部分の家屋番号欄	区分建物の家屋番号	所在欄	建物所在図の番号	所在図	建物所在図の番号	名称欄	建物の名称	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	建物の符号	種類欄	建物の種類	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積
専有部分の家屋番号欄	区分建物の家屋番号	所在欄	建物所在図の番号	所在図	建物所在図の番号	名称欄	建物の名称	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	建物の符号	種類欄	建物の種類	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積

専有部分の建物の表示欄

不動産番号欄	不動産番号	家屋番号欄	家屋番号	号欄	建物の名称	種類欄	建物の種類	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	建物の符号	種類欄	建物の種類	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積
不動産番号欄	不動産番号	家屋番号欄	家屋番号	号欄	建物の名称	種類欄	建物の種類	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積	原因及びその日付欄	登記原因及びその日付	閉鎖の事由欄	閉鎖の年月日	符号欄	建物の符号	種類欄	建物の種類	構造欄	建物の構造	床面積欄	建物の床面積

所有者欄	敷地権の表						登記の 日付欄	類、構造及び床面積 が設計書による旨
	登記の 日付欄	及びその 日付欄	原因及 びその 日付欄	敷地権 の割合 欄	敷地権 の種類 欄	敷地権 の符号 欄		
所有者及びその持分	敷地権に係る登記の 年月日	附属建物に係る敷地 権である旨	敷地権に係る登記の 原因及びその日 付	敷地権の割合	敷地権の種類	敷地権の符号	附属建物に係る登記 の年月日	

別記第一号（第七十四条第三項関係）

別記第一号（第七十四条第三項関係）

地 区 名	土地所有地 の所在地
作成年 (年 月 日作成)	記入 / 記入 / 記入 / 記入

別記第二号（第七十四条第三項関係）

別記第二号（第七十四条第三項関係）

地 区 名	土地所有地 の所在地
作成年 (年 月 日作成)	記入 / 記入 / 記入 / 記入

別記第三号（第八十条第二項関係）

別記第三号（第八十条第二項関係）

地 区 名	土地所有地 の所在地
作成年 (年 月 日作成)	記入 / 記入 / 記入 / 記入

別記第四号（第九十四条第二項関係）

別記第四号（第九十四条第二項関係）
（様式）

写真	姓 名 氏 名 生 年 月 日 職 務 電 話 番 号 住 居 番 号
----	--

上記の事項は、職務上の関係で得たることと認めます。

内務省 行政官制課 課 長 岡 田 啓

備考
 一 この職務に、他人が兼任し、職務を、代理する場合は、代理する旨を記す。
 二 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 三 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 四 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 五 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 六 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 七 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 八 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 九 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。
 十 この職務に、兼任の職務が併存する場合は、併存する旨を記す。

別記第四号の二（第一百五十八条の九第三項関係）

別記第四号の二（第一百五十八条の九第三項関係）
（様式）

職務上の表示 申出の受付年月日 受付番号 事務により取付した 届付情報の表示 申出人又は代理人の氏名 又は名称（申出人又は代理人の代理人であるときはその氏名を併記し、その職名を併記する。）	署名により取付した 届付情報の表示 申出人又は代理人の氏名 又は名称（申出人又は代理人の代理人であるときはその氏名を併記し、その職名を併記する。）
--	--

別記第五号（第九十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第四項関係）

別記第五号（第九十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第四項関係）
（様式）

種 目	種 別	種 類
1	登記簿に附する事項	字 様
2	登記簿に附する事項	字 様
3	登記簿に附する事項	字 様
4	権利取得	字 様

別記第六号（第八十一条第二項関係）

別記第六号（第八十一条第二項関係）
（様式）

次の登記簿に、電子で登記されたことを通知します。

申請受付年月日	登記完了日（電子申請）
申請受付番号	
登記の年月日	
不 動 産	
申 請 特 定	

備考
 1 「登記の年月日」欄は、簿中に附する登記が完了した場合に記入されます。
 2 「不動産」欄に記入されている不動態の名称、不動産の名称は、登記簿に附された登記簿に記載されています。
 3 「申請特種」欄に記入されている特種は、申請人又はその代理人から関係を受けた申請特種を記載したものです。関係特種は登記簿に記載された特種と異なる場合があります。
 4 この登記完了証は、登記簿特種を通知するものではありません。

年 月 日
 内務省 出発
 課長 署名

